

統合新校整備方針案の説明会及び意見募集の実施結果について

1 説明会等の実施状況

(1) 第七中学校・第九中学校の統合新校整備方針案

対象	実施日	場所	参加者数	質問・意見数
保護者	1月12日(木)	第七中学校体育館	6	7
	1月16日(月)	第九中学校体育館	6	5
	計(A)		12	12
区民等	1月23日(月)	第七中学校体育館	12	11
	1月26日(木)	第九中学校体育館	12	18
	計(B)		24	29
合計(A+B)			36	41

(2) 第八中学校・第十一中学校の統合新校整備方針案

対象	実施日	場所	参加者数	質問・意見数
保護者	1月11日(水)	第八中学校体育館	11	5
	1月17日(火)	第十一中学校体育館	8	14
	計(C)		19	19
区民等	1月20日(金)	第八中学校体育館	4	9
	1月24日(火)	第十一中学校体育館	12	11
	計(D)		16	20
合計(C+D)			35	39

(3) 統合新校に係る知的障害特別支援学級の意見交換会

対象	実施日	場所	参加者数
保護者	12月20日(火)	第八中学校特別支援学級 E 組教室	10
	12月22日(木)	第八中学校特別支援学級 E 組教室	3
計			13

(4) 子どもワークショップ

実施日	場所	参加者数
1月14日(土)	平町児童館多目的スペース	10

(5) ホームページによる説明動画

集計期間	統合新校整備方針案の別	視聴回数
令和4年12月28日(水)	第七中学校・第九中学校	145
～令和5年1月31日(火)	第八中学校・第十一中学校	217

(参考) 小学校6年生保護者説明会の参加状況(令和4年10月開催)

説明内容	実施日	場所	参加者数
第七中学校・第九中学校 (整備方針案一部決定)	10月13日(木)	第七中学校	32
	10月12日(金)	第九中学校	16
第八中学校・第十一中学校 (整備方針案一部決定)	10月14日(金)	第八中学校	21
	10月11日(火)	第十一中学校	14
計			83

2 意見募集の実施状況

(1)意見募集期間

令和4年12月16日(金曜日)～令和5年1月31日(火曜日)

(2)周知方法等

① 周知方法(掲載場所)

めぐろ区報(1月1日号)、目黒区公式ホームページ、保護者向け通知、町会・自治会・周辺住民向けチラシ、目黒区公式YouTubeチャンネル、保護者連絡システム

② 配布・閲覧場所

総合庁舎(区政情報コーナー・学校統合推進課)、地区サービス事務所(東部地区除く)、住区センター、社会教育館、区立図書館、めぐろ学校サポートセンター

(3)意見提出状況

① 第七中学校・第九中学校の統合新校整備方針案

	個人	団体	議会	合計
提出者数	29	7	2	38
意見件数	41	9	9	59

② 第八中学校・第十一中学校の統合新校整備方針案

	個人	団体	議会	合計
提出者数	31	7	2	40
意見件数	44	8	10	62

3 質疑・意見等の概要

P1～81 のとおり。趣旨を損なわない範囲で一部省略、追記、要約または分割している場合があります。

(1)第七中学校・第九中学校の統合新校整備方針案

① 項目別件数

項目名	説明会等	意見募集	合計	割合
第1 新校の基本的事項	4	15	19	19.0%
第2 新校が目指す学校像と開校に向けた両校の取組	3	8	11	11.0%
第3 学校環境の改善と整備	11	4	15	15.0%
第4 統合の取組体制とスケジュール	4	7	11	11.0%
その他	19	25	44	44.0%
合計	41	59	100	-

② 対応区分別件数

区分	検討結果	説明会等	意見募集	合計
1	ご意見の趣旨を踏まえて、統合新校整備方針に反映します。	3	2	5
2	ご意見の趣旨は統合新校整備方針案で取り上げており、趣旨に沿って取り組みます。	4	9	13
3	ご意見の趣旨は統合新校整備方針に取り上げませんが、今後の事業実施等の中で趣旨も踏まえて努力します。	2	8	10
4	ご意見の趣旨は、今後の検討課題とします。	1	7	8
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	2	20	22
6	その他(質問への回答を含む)	29	13	42
	合計	41	59	100

(2)第八中学校・第十一中学校の統合新校整備方針案

① 項目別件数

項目名	説明会等	意見募集	合計	割合
第1 新校の基本的事項	9	22	31	30.7%
第2 新校が目指す学校像と開校に向けた両校の取組	4	12	16	15.8%
第3 学校環境の改善と整備	7	2	9	8.9%
第4 統合の取組体制とスケジュール	4	6	10	9.9%
その他	15	20	35	34.6%
合計	39	62	101	—

② 対応区分別件数

区分	検討結果	説明会等	意見募集	合計
1	ご意見の趣旨を踏まえて、統合新校整備方針に反映します。	1	5	6
2	ご意見の趣旨は統合新校整備方針案で取り上げており、趣旨に沿って取り組みます。	8	10	18
3	ご意見の趣旨は統合新校整備方針に取り上げませんが、今後の事業実施等の中で趣旨も踏まえて努力します。	3	9	12
4	ご意見の趣旨は、今後の検討課題とします。	3	5	8
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	2	20	22
6	その他(質問への回答を含む)	22	13	35
	合計	39	62	101

※ 統合新校に係る知的障害特別支援学級の意見交換会及び子どもワークショップでの発言内容については、(1)(2)の件数には含んでいませんが、今後の新校の学校づくり等に活かしていきます。

以 上

<この頁は空白です。>

1 説明会等の質疑・意見等の概要

(1) 第七中学校・第九中学校の統合新校整備方針案（説明会）

① 保護者説明会 ※ 対応区分が「1」の回答欄には、【 】で統合新校整備方針への反映内容を記載しています。

番号	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答(要旨)
1	新校舎にプールを整備する予定はあるか。	3 学校環境の改善と整備	学校施設計画課	6	現在、小学校の水泳授業においては民間が運営するプールの使用などを検討していますが、中学校については具体的な検討に至っていません。新校舎における水泳授業等については、令和4年度の新校舎の設計の中で決めていきますが、他自治体の状況を見ると、中学校において水泳の授業をする場合には学校内に整備することが一般的な状況です。
2	第九中学校の校舎はかなり古くなっているが、新校開校までの間必要な改修をするのか。 第九中学校にあるものの中で、施設面は厳しいと思うが、ICT機器やソフトなどこれからの時代の学びに必要なものなど新校に持っていけるものがあるの考えるがそれらの整備はどうか。	その他	学校施設計画課	6	破損や不具合等に対する修繕は行っていますが、令和7年度から建て替えのために取り壊す校舎であることから、美観上の改善などを目的とした改修は慎重に判断すべきと考えています。 ICT機器などの教育活動に必要な教育環境の整備は、統合するまでの期間においても行っていきます。
3	過去の統合の中で問題となったこと、解決に時間がかかったことなどがあれば教えて欲しい。	その他	学校統合推進課	6	大鳥中学校の開校後に生徒や保護者にアンケート調査を実施し、成果・課題の検証結果を取りまとめています。大鳥中学校の例では、生徒たちによる新しい学校づくりの取組への参加や両校の生徒同士の交流活動の取組など開校に向けた機運の醸成を図り、生徒たちが積極的に新校開校に向けて関わっていただいたこともあり、統合時に大きな問題があったことは報告されていません。アンケートの全体的な結果では、肯定的な評価が76.8%、否定的な評価は2.3%であり、マイナス面の声としては、通学距離が伸びたことにより朝起きるのが不安といった声や部活動の数が増えたことから活動の場所の工夫が必要になったという声がありました。 今回の取組では、通学負担緩和への対応として、個人用ロッカーの設置などこれまでの統合の取組を踏まえた対応のほか、新たな取組となりますが、通学負担緩和・安全検討組織を設置して生徒や保護者の意見を聴きながら検討を進めていきます。また、新校舎整備においては、新校舎で行っていく具体的な活動を踏まえて工夫を凝らした学校環境整備に努めていきます。
4-1	PTA活動は統合によってどうなるのか。	その他	学校統合推進課	6	PTAは任意団体であり、これまでの統合において自主的に統合に向けた準備を行っていただきました。統合に当たっては、組織体制や会費・積立額の関係、PTAが主体となり実施する行事を調整するなどの準備が考えられます。各中学校のPTAで調整を進めていくこととなりますが、教育委員会も可能な支援を行っていきます。

番号	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答(要旨)
4-2	統合時に両校の部活動が一緒になる際に部活動の大会に出られる枠が減ってしまう場合があると思うが、統合時に出場できる枠を増やすといった配慮はできるのか。	その他	教育指導課	6	個人戦の競技は統合しても大きな影響はないと想定されますが、チーム戦の競技は出場機会が減ることは想定されます。統合の際にスムーズな移行ができるように、部活動ごとに十分に調整を図っていきますが、大鳥中学校の統合の際には、出場枠を増やすといった配慮をした記録はありませんでした。大会出場に際しては、中学校体育連盟及び各競技連盟の大会規定に基づいた出場となりますので、参加資格・参加生徒も規定に準じて選出していきます。なお、地区の大会については A チーム、B チームといった形で 1 つの学校から複数のチーム参加ができる競技もあることから、そうした形で大会に出場する可能性はあります。いずれも中学校体育連盟や目黒区体育協会の規定に沿っての参加となりますので、部活動の地域移行により大会規定が変更となる可能性もあります。
4-3	第七中学校の既存校舎の改修について、普通教室の増設をするということだが例えば特別教室がなくなるなど教育活動上で制約がでてくるのか。	3 学校環境の改善と整備	学校施設計画課	2	統合後の学校規模を踏まえると、普通教室の増設などのために既存の学校施設に対して大きな工事の必要がある状況ではないため、概ね夏休み期間で完了すると思われれます。また、改修後も必要な特別教室は確保できます。仮に、夏休み期間以外に改修が必要となった場合であっても、日頃から学校施設の改修をしている経験から、教育活動に大きな制約が出ることは考えにくいところです。
4-4	特別支援教室の拠点機能である「つばさ学級」はどうなるのか。	1 新校の基本的事項	教育支援課	2	第七中学校に設置している特別支援教室「つばさ」(拠点校)は、新校に引き続き設置します。
5	通学区域が広がることへの対応として個人用ロッカーの設置が掲げられているが、令和 7 年の開校当初から設置されるのか。	1 新校の基本的事項	学校施設計画課	2	開校当初の校舎となる第七中学校の校舎に個人用ロッカーを設置して、令和 7 年 4 月から利用できるように準備する予定です。
6	開校に向けた検討、取組状況についてどの様に周知されるのか。保護者としても知りたいと思っているのでその都度知ることができると良い。	4 統合の取組体制と今後のスケジュール	学校統合推進課	1	開設準備委員会での検討の進捗状況については、定期的に統合新校推進協議会に情報提供するとともに、周知用のチラシなどで定期的に保護者等に情報発信していく予定です。また、令和 5 年度以降も学校選択の時期などに説明会などを適宜行っていきたいと考えています。 【取組状況の情報発信等について統合新校整備方針に追記しました。】
7	今後校名等を決定していくということだが、小学 1 年生の子どもであってもその決定に関わることが可能か。	4 統合の取組体制と今後のスケジュール	学校統合推進課	1	決定する事項によって対応が異なることが考えられます。校名の選定については、今後、統合新校推進協議会において公募の詳細を詰めていくこととなりますが、これまでの統合の取組の例では、区民などから広く公募しており、学年に関わらずご参加いただける形としていました。そのほか、標準服、校章、校歌などの検討は、両中学校の生徒が主に取り組んでいくこととなりますが、大鳥中学校の例では、通学区域の小学校の 5・6 年生とその保護者にも選定に当たってアンケートを実施するなどにより、取組に参加していただきました。小学校低学年を対象とした取組という形ではこれまで実施していませんでした。今後、小学校の保護者も含めた各検討組織の中で方向性を検討していく予定ですので、いただいたご意見についてはその中で検討していきます。 【両校の生徒や進学予定の小学校児童が広く参加できる取組となるよう配慮する旨を統合新校整備方針に追記しました。】
8	新校舎に「屋内運動場」を設けるとあるが体育館と異なるのか。	3 学校環境の改善と整備	学校施設計画課	6	体育館のことを屋内運動場と呼称しています。

番号	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答(要旨)
9	大鳥中学校の開校の際に、子どもへ開校に向けた新校のイメージをどの様に作っていったのか。	その他	学校統合推進課	6	大鳥中学校の統合の取組では検討組織に生徒が構成員として参加して、校章・校歌・標準服などを大人と一緒に検討を行う中で、参加した生徒から学校全体へ、新校のイメージや開校に向けた機運が醸成されるなど良い影響があったものと捉えています。今回の取組においても検討組織への生徒の参加を想定していますが、新たな取組として1月に統合対象中学校へ入学予定の小学生を対象としたワークショップを開催し、中学校や新校の学校づくりをイメージしていただく機会を設けました。今後も新校開校に向け、小学生にイメージを持っていただく取組として、引き続きワークショップの開催など様々な工夫を図っていきたいと考えています。

② 区民等説明会 ※ 対応区分が「1」の回答欄には、【 】で統合新校整備方針への反映内容を記載しています。

番号	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答(要旨)
1	統合後の第七中学校の跡地はどのように活用する予定なのか。また、これまでの統合での跡地はどのように活用されているか。	その他	学校施設計画課	6	第七中学校跡地は、周辺の小・中学校の建て替えの仮設校舎等としての活用を検討しており、少なくとも今後 10 年以上はその用途での活用をしていきたいと考えています。その後の活用については、その時点の社会状況等によって変わりますので、現時点で想定しているものではありません。 これまでの統合による跡地の活用は、旧第二中学校跡地の場合、既存校舎を活用して教職員サポート機能、学習・相談サポート機能を持った「めぐろ学校サポートセンター」や、目黒の歴史、民俗資料などに関する資料や文献を展示している「めぐろ歴史資料館」として活用しています。また、旧第六中学校跡地も既存校舎を活用し、障害者施設等として運営しています。旧第四中学校跡地は定期借地とし、特別養護老人ホーム等として活用しています。
2-1	中学生は心も体も成長していく時期で、統合により生徒数が増えて生徒一人ひとりに向き合える教員配置となるのか、スクールカウンセラーや養護教諭や補助の先生の配置も心配である。また、具体的な教職員の配置数は何人となるのか、それはいつ分かるのか教えて欲しい。	その他	学校統合推進課	6	円滑な新校開校に向けては、令和 4 年度から第七中学校と第九中学校の教員間で教育活動などの調整を行っており、また、段階的に両校で生徒間の交流活動を行うなど十分な準備をしていきます。 統合時の教員配置については、新校開校に向けた取組や統合による環境変化への対応など様々な業務が生じる中で生徒たちをしっかりと見ていくため、教員を加配するなどの対応を図っていきます。これまでの統合の取組でも、統合年度は教員を 2 名加配し、またスクールカウンセラーなども派遣日数を増やすなど、様々な環境の変化に対応できる体制を整えています。今回の統合の取組でも、事前の準備を計画的に行うとともに、学校体制の人的な強化についてもしっかり行っていきます。 具体的な教員配置数については、東京都の配置基準に沿って、学級数に応じて教員が配置される仕組みになっています。令和 4 年度現在、第七中学校は 7 学級、第九中学校は 6 学級ですが、例えば、6 学級の場合の教職員定数は、校長、副校長、事務職員、養護教諭が各 1 人、教諭が 10 人といった配置となり、学級数が増えるにつれて、教職員の数が増えていく仕組みになっています。例えば、目黒区で望ましい学級規模としている 11 学級の場合、教諭が 16 人配置されます。実際に配置される教職員数は統合した際の学級数によることから、その時点でないと確定しません。なお、統合時の教員に加配については、この人数に加えて、統合の前年度から 3 年間正規職員 1 名もしくは補助的任用による講師の配置、統合年度は追加で正規職員 1 名を加配できる措置となります。
2-2	中学生になると体が大きくなると思うが、一人当たりの教室や校庭の面積がどうなるのか。	その他	学校統合推進課 学校運営課	6	現在の中学校の教室の面積は、64、65 m ² 程度で小学校と変わらない広さであり、開校当初の既存校舎はこの広さとなります。新校舎については、これからの新しい学びに対応するため教室面積を広くすることが望ましいという国の方向性も示されており、新校における教育活動などを踏まえて、教室の広さを検討していきます。 なお、教室の中で学ぶ生徒数については、基本的に中学校の学級編制基準に沿って編成されます。基本的には 1 学級 40 人編成ですが、東京都の加配措置があり、中学 1 年生については 35 人学級編制とすることができるという基準があります。この基準に沿って学級編制を行いますが、学級の人数は 4 月 1 日現在の人数で編成するので、2 月にならないと学級数は確定しないという状況です。なお、中学 1 年生で 1 学年の人数が 36 人、37 人となった時には、2 で割って 20 人を下回る場合は分割することができないというルールがありますので、35 人を超える場合も 1 学級編制になります。

番号	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答(要旨)
2-3	教職員数や教室の面積など決定事項は、今後しっかり説明して欲しい。	その他	学校統合推進課 学校施設計画課	1	<p>新校開校に向けて、令和5年度に新たに設置する開設準備委員会での検討状況や統合新校推進協議会の協議状況などを定期的に情報発信するとともに、学校説明会などにより保護者の方へ必要な情報を提供していきたいと考えています。</p> <p>【取組状況の情報発信等について統合新校整備方針に追記しました。】</p>
3-1	目指す学校像において、ダイバーシティやこれからの教育方針といったものが示されたが、それは統合しないといけない理由は何かあるのか。	2 新校が 目指す学校像 と開校に向けた 両校の取組	学校統合推進課	2	<p>教育委員会では、区立中学校の望ましい学校規模として11学級以上、学年で言うと3学級から4学級以上が望ましいとして統合の取組を進めています。これは国が示す小学校の標準的な学年ごとの学級数である2学級から3学級よりも同規模以上の学年規模ですが、現在の第七中学校と第九中学校の学年ごとの学級数は2学級程度となっている状況です。教育委員会としては、子どもたちが将来社会に出ることを見据え、小学校、中学校と発達段階に応じて人間関係の広がり確保し、多様な生徒たちと接する機会、体験により学ぶ機会を多くしていくことが望ましいと考えています。中学生は大人への過渡期であり、多感な成長期であり、友人をつくる、人間関係について学ぶ大切な時期ですので、小学校よりも人間関係の広がりを確保できる学校規模を実現することを目指しているものです。</p> <p>また、教員の配置においても、学校全体で11学級以上になると五教科で複数の教職員を配置でき、例えば、一つの教科を複数の教員が学年で分担したり、教科研究を一緒にしたりする中で豊かな教育を実現できる規模と考えています。</p> <p>新校の学校像については、こうした統合のメリットや公立中学校の特色である多様性や地域に根差すという視点を活かした教育活動を展開していくことを重視した内容としています。</p>
3-2	時代の流れや少子化に対応した方針に基づき、今までできなかった教育活動を行っていきと説明いただいた方が、やむを得ないと納得できた。私もこれまでに学校統合を経験し、友達が増えることは良いことだというのは十分に分かっているが、説明会に参加したのは跡地がどうなるのかが知りたかったためである。今後の学校の建て替えに活用するということだが、目黒区全域の学校が建て替えの対象になっているようである。10年ぐらいの間は建て替えに活用するとのことだが、建て替えに1校あたり2年から2年半かかるとすると、3,4校の建て替えに活用することになる。そんなに広い地域の小学校がここまで通えるのか不安に感じる。	その他	学校施設計画課	6	<p>学校を建て替える際には、その敷地内に仮設校舎を作ってその敷地内で完結する手法もありますが、それが適切でない場合もあります。</p> <p>敷地の状況から児童・生徒全員を収容できる仮設校舎を建設することが困難な場合が考えられ、その場合は既存校舎を活用しながら建て替えを進めていかなければなりません。そうすると工事期間が4～5年以上と長期化してしまうこととなります。別敷地を仮校舎とした場合は、工事期間は2年から3年の期間となるため、統合後の中学校跡地を活用する方が適切な場合も考えられます。通学に当たっては、他の自治体の事例ですが、スクールバスを使用する学校もあれば、3km程度徒歩で通学している学校もあります。これらの検討に当たっては、こうした状況を総合的に踏まえる必要があります。</p>

番号	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答(要旨)
4	<p>学校が地域からなくなることの重さをどの様に受け止めているのか。学校がなくなると街が変わる。少子化という話があったが、目黒区ではしばらく子どもは減らない。コロナ禍の中で生徒たちはたくさん不安を抱えてこの3年余り過ごしてきた。そういう思いをしてきた生徒が、遠くの学校まで通う不安にどの様に向き合っているのか。しばらく統合に向けた取組が進まなかったが、学校更新計画で建て替えの開始に乗じて統合に向けた取組を進め始めている。そのまま建て替えるよりも統合して二校を一校にした方が財政負担は少なくなる。その根拠として持ち出されるのが20年前の望ましい学校規模である。状況は変わっており、第七中学校や第十一中学校の保護者からは、少人数で教師の目が行き届き、生徒一人ひとりの出番が増えて良かったという声を聞いている。</p> <p>学校は無くしてしまったら戻ってこない。取り返しがつかないことである。そのことの重みを少しでも考えたか。</p>	その他	学校統合推進課	6	<p>平成15年9月の統合方針策定以降、区立中学校の小規模化の課題に対応するため優先順位を定めながら、段階的に統合の取組を進めているところです。</p> <p>小学校の児童数が増え、中学校の生徒数も平成29年度を底に増加傾向となったことから、統合の検討が予定どおりに進んでいない時期はありましたが、小学校の児童数は令和5年度以降減少傾向となることが見込まれ、また中学校の生徒数も児童数の減少を受けて緩やかに減少していくことを見込まれる状況にあります。また、学校施設の更新を行う上では、統合の取組も考慮した上で計画的に進めていく必要があります。このような状況から、令和3年度に統合方針を改定し、南部・西部地区の統合の取組を進める方針を示しています。</p> <p>この統合方針に基づき、令和4年度から、地域や保護者の方を含む統合新校推進協議会で新校の場所や学校像も含め、様々な内容について協議を行いました。その統合新校推進協議会での協議内容を踏まえ、新校がより良くなるよう統合の取組をここまで進めてきたところです。</p> <p>統合の取組により各校はなくなりますが、各校の伝統や校風は新校の目指す学校像などにも受け継がれており、また、統合新校推進協議会での協議など通じて、地域が中学校のことを、中学校が地域のことを改めて意識する機会になったと考えています。これまでより区域は広がりますが、広がった区域の新しい学校として、これから歴史を築いていけるようしっかりと取り組んでいきます。</p>
5-1	<p>第七中学校の仮校舎に通う間、教室は広くはならず、個人用ロッカーを設置すると教室は狭くなる。</p> <p>先ほど統合時の教員の加配について説明があったが、教職員の配置数は学校の規模が大きくなるほど、教職員1人当たりの生徒数は多くなり、教職員の配置数が増えるというのはある意味錯覚である。2学級同士の中学校が統合する場合、必ず4学級になるとは限らず3学級になるということもある。校長や養護教諭、栄養士の配置は規模が大きくなったとしても1人であり、教職員は減ると言っても良い。</p> <p>教員の加配があるのも当面のことであって、永久的に加配になるわけではないことを保護者の方には説明すべきである。</p>	その他	学校統合推進課	6	<p>教員の加配は、3年間にわたって各年度に1名、統合年度はさらに1名が配置されます。支援の期間は統合前年度から統合後3年間までのうち3年間で、令和7年度は2名でそれ以外の年度は1名といった形での配置が想定されます。教員の加配を活用して、統合の準備や統合時の環境の変化に対応するとともに、教育相談や生徒への対応などにしっかり取り組みます。</p>
5-2	<p>統合新校推進協議会で話が深まったという話だが、深まった部分もあると思うが、知り合った委員の方からは、進め方が早すぎる、説明の言葉が難しく何を協議しているか分からなかったという声を聞いている。そうした協議会の委員の方も少なからずいる。</p>	その他	学校統合推進課	6	<p>第七中学校・第九中学校の統合新校推進協議会では、教育委員会事務局も含めて45人の構成員で協議を進めてきました。その中で、委員の皆様、様々な立場や考え方があり、事務局の進行にご意見をいただいたことはありましたが、協議に当たっては、地域の方や保護者を含む幹事会で、その都度進行方法を事前に確認しながら、可能な限りご理解いただけるよう取り組んできました。一部の委員の方からは、熱心な議論ができて良かったとのご感想もいただいています。様々なご意見はあると思いますが、統合新校推進協議会の中ではしっかり協議をさせていただいたと考えています。</p>

番号	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答(要旨)
5-3	通学時間について、最長地点から第七中学校と第九中学校まで、それぞれ 23 分、21 分で歩けるとされているが、第七中学校の卒業生、現役の中学生と一緒に実地踏査を行ったところでは両方とも 30 分以上かかった。以前の説明会での回答では Google マップと不動産業界の基準に基づいて出しているとのことである。私たちが歩いた実績が 30 分であり、そうした様々な実績を積み重ねていくものが科学的根拠として成り立つものである。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	6	徒歩の時間は個人差があり、年齢や発達段階によっても異なることから、一定の目安として、分速 80m 程度の時間で歩いた場合の所要時間を参考として掲載しています。誰でも確認できる客観的な内容として、Google マップで検索すれば確認できる数値を通学時間の目安として掲載しています。
5-4	1 月 14 日に小学生を対象としたワークショップを開催したと聞いた。参加状況やどの様な内容だったのかを聞きたい。	その他	学校統合推進課	6	ワークショップの実施結果は、説明会の実施結果と合わせてホームページ等で報告いたしますが、当日は、第七中学校と第九中学校の学区から 4 名、第八中学校と第十一中学校の学区から 6 名の子どもたちにご参加いただきました。内容は、統合新校整備方針案の概要を説明し、小学校と中学校の違いの説明を元目黒中央中学校長から行った後に、ワークショップの中で「新しくできる学校はどんな学校が良いか」を最終的にまとめています。知らない子どもたちがいる中で前向きに参加していただき、交流にもつながる良い機会になったと考えています。今後もこうした機会を活用し、新校の開校に向けた機運醸成を図るとともに、子どもの声を聞いていきたいと考えています。
6-1	目指す学校像は、新校に向けて現在と変わらないものなのか、それとも新校開校後にガラッと変わるものなのか。	2 新校が目指す学校像と開校に向けた両校の取組	教育指導課	6	新校が目指す学校像について、これまで両校が大切にしてきた教育活動や、これからの学校教育に求められていることを踏まえ、地域と学校とが相談しながら作り上げてきました。この目指す学校像は、これからの学校教育で重要な要素が含まれていることから、他校においても目指していくものではありませんが、新校では、特に重視し、地域や子どもたちの実態に合わせ、今後の教育内容の大きな方向性として示しています。
6-2	令和 4 年度から 6 年度に向けて、両校の刷り合わせをしていくことと思うが、教職員の異動はあるのか。新たな教職員が入ってくると、以前の話し合いの積み重ねや認識がずれていたりすることになるのではないのか。	その他	教育指導課	3	東京都の公立学校の教員は一定の基準に基づき、人事異動を行っています。また、教育活動の活性化のためにも、人事異動は必要なことと考えており、統合予定校であっても異動を実施しない取扱いとすることは困難です。公立学校は異動があることを前提に引き継ぎや体制づくりを行いながら学校運営を行っていますので、統合に向けた積み重ねについても、より精度が増すように引き継ぎながら進めていきます。
6-3	「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」と、この新校に向けた計画がどう関係するのかが分からなかった。この会議自体がどのような構成になっているのか、どの様に子どもたちの意見が新校の計画に反映するのか。	2 新校が目指す学校像と開校に向けた両校の取組	教育指導課	6	本区独自の取組である「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」は、中学校区を単位として小・中学校の代表学年全児童・生徒が集い、小グループによる意見交換を通していじめ問題について話し合う会であり、区立全小・中学校を対象に実施しています。新校統合後は二つの中学校とその中学校区の小学校の代表学年が集まることから、話し合う児童・生徒数が増えることを見据え、令和 5 年度以降は、話し合いの持ち方を工夫したり、代表学年が異なる場合は、同学年になるよう調整したりするなど段階的に進めていきます。目黒区の特徴として実施する「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」は、統合に関して検討を行うものではありませんが、この取組を通じて両校の交流を図っていきます。

番号	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答(要旨)
7-1	統合後の跡地活用について、学校施設更新において何年後の活用を想定しているのか。優先順位が高い低いと記載があるが、全校を建て替えるには相当な時間がかかると思うが、どれぐらいの期間を想定しているのか。	その他	学校施設計画課	6	学校施設更新計画で予定している全ての学校の建て替えには30年程度を見込んでいます。一方、統合後の跡地を活用できる学校は限られますが、今後、検討していくため活用期間について現時点では想定できていません。例えば、この南部地区の原町小学校や月光原小学校の建て替えに第七中学校の跡地を活用すると想定すると、一校当たり4年間と仮定すると8年間かかることとなりますが、他の地区とのバランスを考える必要もあり、建て替えを連続して行うかは現時点で決まっています。
7-2	新校舎整備の基本的な視点にある適正な施設規模というのは、具体的にはどのような規模を想定しているのか。	3 学校環境の改善と整備	学校施設計画課	6	適正な施設規模を考える際は、この地域の年少人口や区立中学への進学率を考える必要があります。中学生年代の人口については、しばらくは現状より減らない見込みであることから、現在の子どもたちを収容できる規模は必要と考えられます。一方で、コロナ禍で人口が減少していることもあり、校舎規模を縮小し、校庭等を広く確保する考えもあります。しかし、学校施設を小さく作ってしまうと、児童・生徒数が増えた時に対応できません。こういった様々な要因を踏まえ、学校としての適正な規模を考えていきます。また、フレキシブルな施設計画にも繋がりますが、新しい校舎は他の用途でも利用できる作り方をしておくことが、区民の財産である公共施設として大切な視点になります。一つひとつの学校だけで考えるのではなく、広い視点で長期的に考えていくことが必要です。このように将来を見据えて計画していくことが適正規模を考える上で重要と考えています。
7-3	フレキシブルな施設計画はどの様に理解したら良いか。将来、少子化が進んで子どもの数が減った時は、フレキシブルに教育施設から高齢者施設にすることなども想定しているのか。	3 学校環境の改善と整備	学校施設計画課	6	学校の教育活動は、その時代で求められるものが異なります。例えば、以前、ICT教育ということでコンピュータ室を整備しましたが今は1人1台の学習用情報端末となり、コンピュータ室の必要性が薄れています。今後どのような教育が生まれるのかは不明ですが、従来のように教室をハーモニカ型に並べて、その間仕切りの壁をコンクリートで作ってしまうと、建物としての自由度がなくなってしまいます。これからの学校は、間仕切り等を組み換えたり、用途転用しやすくしたりする工夫が必要であり、このような考え方がフレキシブルな施設計画と考えています。
7-4	適正な施設規模として1学級当たりの生徒数について、20～30年後に、何人ぐらいを想定しているのか。例えば現在35人だから、30年後も35人といった想定をしているのか、将来は30人ぐらいになるのではないかなど、その辺の基準は何かあるか。	3 学校環境の改善と整備	学校施設計画課	6	一学級当たりの人数について、現在、東京都においては中学1年生が35人編成、2年生と3年生は40人編成となっています。しかし、小学校の1学級的人数が40人編成から35人編成に変更されたことから、中学校においても少人数になることを想定する必要があります。その人数が35人なのか、それ以上の30人になるのかは不明ですが、1学級が40人から30人になった時に教室の大きさが同じである必要はあるのか、人数が少ないのであれば、教室も小さくても良いのではという考え方もあり得ます。そうすると、壁の位置を変えて、建物の中で学級数を確保できるような想定をした方が良いでしょう。一定の広さの敷地の中に校舎、体育館、校庭を作っていくので、それぞれのバランスを考える、長期間使用できる校舎としていくことが重要です。
7-5	学校施設更新計画は小学校も中学校も連動しているように見える。その全体像みたいなものはあるのか。地域社会への影響が大きいことから、もっと分かりやすく色々説明できたら良いのではないか。	3 学校環境の改善と整備	学校施設計画課	4	学校施設更新計画を策定する際、小学校と中学校の建て替えの順序については、一人の子どもが小学校と中学校、両方の建て替え工事を経験することのないように、原則として中学校を先にし、その後小学校にした方が適当だと考えています。その地区の中で、小学校と中学校の関連に配慮し、また、子どもたちの人数や、敷地条件による建て替えの困難さなど、様々な条件を考慮して、地区ごとに建て替えの順序を検討していきます。

番号	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答(要旨)
8-1	施設計画のポイントは設計者である。学校建築では割と新しい試みがなされており、例えばワークショップで関係者の意見を吸い上げたり、木造にしたりとか、そういう能動的な設計者とするのか。それとも、組織事務所で数をこなすことが良いという設計者とするのか。	3 学校環境の改善と整備	学校施設計画課	6	設計者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式を取っています。教育委員会から設計条件を提示し、それに対する提案をもらいます。その提案がそのまま実現するわけではありませんが、その提案をもとに、我々と一緒に学校を作っていくパートナーとなる業者を選定していきます。設計事務所の選定については、新校舎はこれから50年、100年と続く建物ですので、従来型の中学校ではなく、これから未来をつくる子どもたちを育む教育環境と一緒に考えることができる事務所を選びたいと考えています。第七中学校と第九中学校の統合については、現在設計事務所の公募をしている段階で、決定は3月になります。
8-2	第九中学校にはクスノキなど大きい木があるが、そういう学校内の緑を残して活用するように設計して欲しい。	3 学校環境の改善と整備	学校施設計画課	5	移植できるものは移植しますが、学校内の大きい木などの緑を残すことは非常に困難です。緑を残すことを前提とすると、新しい建物の形状を制限することになります。また、現在の校舎の延床面積は6,000㎡から7,000㎡ですが、新校舎は9,000㎡を超える想定です。また、建築関係法令による建築制限や近隣への配慮も必要です。このような状況や、これまでの学校建て替えの経験を踏まえると、既存の緑をそのまま残すことはなかなか難しいといえます。
9-1	校名の公募について、他県の統合では、校名を公募したところ、一番応募が多かった名称は150件で地元の山や地名がついた名称、もう一つは応募1件だった名称で、検討会でその150件の案件と1件の案件が出された結果、1件の名称が採択されることになった。それに対して地元の人達が何故だということで署名運動を起こし、所定の数を集めて、市議会に持ち込んで、結局その条例が廃止になったということがあった。 「公募の方法、対象者の範囲、選定基準等は、この協議会で協議します」と記載してあるが、多数決で決めるのではないということか。選定基準の中でどうするか決めるのか。自治体によって選定基準は異なるのか、都や区で選定基準があるのか。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	6	校名の選定について、目黒区において共通の基準は設けていません。直近の大鳥中学校の事例では、区内在住、在勤、在学の方を対象に公募をし、453通、200種類の学校名が寄せられました。三次選定まで行い、教育委員会の会議の中で候補案を絞り、最終的に議会の議決を経て決めたという経緯になります。その過程で、第三中学校・第四中学校の生徒へのアンケートの実施や統合新校推進協議会での意見聴取を行い、それらを踏まえて選定しています。一番票の多かった校名が一方の学区を象徴している名前であり、新校の校名には適さないのではないかと統合新校推進協議会でご意見いただき、多数決ではなく、選定基準を作り、それを踏まえた上で決めたという経緯があります。その様な大鳥中学校の経緯も踏まえ、統合新校推進協議会で選定基準を提案させていただき、その中で妥当な選定基準をまず決定する予定です。校名に関しては、統合新校推進協議会において令和5年度に2回協議をさせていただき予定としており、初回は選定基準の関係で、2回目は候補を絞っていく段階で協議し、地域・保護者の方にご意見をいただきながら、最終的に教育委員会で絞り込みをする形で進めていく予定です。

番号	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答(要旨)
9-2	校舎の跡地利用について、今後の小・中学校を建て替える時の仮設校舎などとしている。向原小学校は既に工事が具体化している。令和4年4月からプールの解体工事が始まり、そのために今の校庭に工事のためのフェンスを立てる。来年4月からは、今の校庭に仮設校舎を作り、でき上がったら児童はそちらに移り、現在の校舎は取り壊して、そこに新しい校舎を建てる。最終的に運動場とか整備されるのが令和10年予定で、5年ぐらいかかる予定と聞いている。この案を見て、原町小学校や月光原小学校は第七中学校の跡地を使える。羨ましいと思う。校舎も校庭も使える、運動会も実施できる。地域イベントもできるだろうと。一方、向原小学校は工事中には校庭で運動会ができない、どこか別の場所を借りるのか分からないが、向こう5年間、地域のイベントはできないという話をしている。	その他	学校施設計画課	6	向原小学校の建て替えを決めた時点では、統合による新設中学校がどこにできるかは未定でした。統合の有無に関わらず、学校の建て替えは実施する必要があり、築80年に至る前に、全ての学校の建て替えを完了させるため、令和4年から一校目の設計に着手していく必要があると考え向原小学校の建て替えに着手しました。 統合新校推進協議会での協議の結果、第七中学校が跡地になる方向性となり、令和9年度中には跡地になる予定ですが、小学校の仮校舎として活用するためには一定の改修工事を行う必要があり、その期間も考慮すると、仮校舎として使えるのは、さらに1年、2年後となり、令和12年頃から仮校舎として利用できることとなります。そこまで建て替えを先送りすることはできないと考え、向原小学校については現地の校庭に仮設校舎を建てる手法を選択しました。
10	子どものためにある学校なので、常に子どもにとって何が一番良いかに戻って欲しい。どの様な校舎にしたいのか積極的に子どもに投げかけると良い。小学生高学年になると様々なことを理解している。フレキシブルな施設計画について、この先の時代は今の子どもたちが作っていく、子どもの斬新な発想により、何かしら参考になることがあるのではないかと。子どもに負担が行くというネガティブな捉え方ではなく、当事者になる子どもたちがどの様に意見をし、どの様に考えたと言えるような体験になったら、とても素敵だと思う。今後続く建て替えに当たっても、当事者になる子どもたちはいると思うが、こんな素敵な学校ができた、目黒区の学校がこんなに良いと自慢できるような、そんな体験が子どもたちにも、子どもに関わる皆にも残るような形で進んでいくと良いと思う。	3 学校環境の改善と整備	学校施設計画課	3	学校の建て替えについて、子どもたちへの影響は大きいと考えており、関わり方によっては子どもたちの大きな思い出になると思います。建て替え全体の中で、子どもたちがどのように関わるのが良いのかを、現在、向原小学校の建て替えの中でも考えています。空間構成や、学校の仕組みについては非常に専門的なものなので適さないと思いますが、例えば、家庭科室、技術室といった教室の札をデザインしたり、子どもたちでテーマカラーを決めて、その後に専門家がその色合いに合った計画をしていったり、子どもにとって思い出になるような仕組み作りはぜひ取り組みたいと考えています。具体的な手法については、今後研究していきます。
11-1	子どもの負担の軽減が一番気になる。今後の検討に生徒、保護者、地域の方も含めた体制でやっていくとの説明があった。通学負担緩和・安全検討組織について、生徒、保護者、地域の方も含めてとなっているが、ここに参加するために何か参加条件があるのか。	4 統合の取組体制と今後のスケジュール	学校統合推進課	6	通学負担緩和・安全検討組織について、現在の想定では、生徒と小・中学校の保護者の方、地域の方に参加していただくことを想定しています。地域の方については、住区住民会議に選出を依頼する予定です。

番号	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答(要旨)
11-2	統合する学校はやはり良い学校になるように尽力して欲しい。先ほど説明があった目指す学校像については、それは統合しないとできないことは特になかったという印象を持った。統合を機会として、目黒区の公立中学を良くしたいというビジョンや気概などがベースになっているプランだったら、ありがたいと思った。公立中学に色々心配があるから私立に進学する人が多いとするならば、目黒区の公立中学校を良くするという考え方が示されれば、生徒数はむしろ増えるのではないかという検討も入っていても良かったのではないかと思う。学校がどのように良くなるのか確認したい。	3 学校環境の改善と整備	学校施設計画課	6	目黒区の学校は、宮前小学校や緑ヶ丘小学校など、その時代の先進的な考えを取り入れて作っており、目黒中央中学校も教科センター方式という教科教室型を発展させて、より教科の指導力を向上させたような運営ができる施設にしています。現在、向原小学校の設計をしている中でも、今の時代に合った、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るために、多様な学びの空間を検討しています。今後の中学校においても、未来志向で先進的な考えを取り入れて計画していきます。おそらく令和5年10月、11月頃には概略をお示しできると思います。生徒のことを第一に、生徒たちがそこで生き生きと過ごす、そういう姿を想像しながら、子どものことを中心に考えて検討を進めていきます。
12-1	そもそもこの統合を進めるに当たって、統合して良いかを子どもに聞いていないという現実があることを確認したい。子どもたちは統合を望んでいないのが事実であり、その意見は無視されたというのが現実である。	その他	学校統合推進課	6	区教育委員会では、令和3年12月に統合方針を改定しましたが、その際は9月に改定案をお示しし、保護者、地域、全体説明会を延べ18回開催し、意見募集を行った上で、取組を進めています。子どもたちが皆統合を望んでいないという状況ではないと認識しています。今回の統合新校整備方針の策定に当たっては、説明会のほか子ども向けワークショップなども開催しています。今後も新校開校に向けては、子どもを中心に考えた学校づくりの取組を進めていきます。
12-2	これまでの説明会の中で、次は様々な時間帯に設定するという回答があった。他の時間帯なら参加できる方いると思うので説明会を企画して欲しい。	4 統合の取組体制と今後のスケジュール	学校統合推進課	5	他の開催日の説明会において、令和5年度以降の検討組織等で新校開校に向けた具体的な取組の進捗状況について学校説明会などをさせていただく際に、時間帯等の工夫をしていく旨をご説明しました。今回の統合新校整備方針の説明会については、これまでに実施してきた説明会のほか、説明動画の配信や意見募集を1月31日まで実施していますので、追加開催は考えていません。また、ご不明点などについては、学校統合推進課を中心に教育委員会全体で対応していますのでお問い合わせいただければと思います。
12-3	今回の統合が決定するのは、学校設置条例が改正されることにより、四つの学校が廃校になって、新校の設置が認められて統合が決定すると思うが、それは区議会が決定することである。区議会では4月に選挙があることから、現在の区議でなくなる可能性がある。改正が予定される12月までに新しい区議がこの統合について理解を深めた上で学校設置条例の改正を審議することができるのか。	その他	学校統合推進課	6	令和5年4月には統一地方選挙があり、目黒区も区議会議員選挙を予定しています。区議会との関係については、月に1回の定例の常任委員会で、統合の話も含めて色々な報告や情報提供をしており、そこで質疑を受けています。また、区議会議員の改選時には、改選後に新たな議員の皆様に対してそれぞれの部局の現在の課題、あるいは今後の計画等を説明する機会があります。さらに、詳細や疑問点などについて、お問い合わせがあれば資料を示して個別に説明する場面もあります。区議会におかれましては、条例改正について十分にご理解を得た上で議決をいただけるよう努めていきます。

(2) 第八中学校・第十一中学校の統合新校整備方針案(説明会)

① 保護者説明会 ※ 対応区分が「1」の回答欄には、【 】で統合新校整備方針への反映内容を記載しています。

番号	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答(要旨)
1-1	子どもが中学 3 年生の時に新校(現在の第八中学校の位置)に通うことになる。第十一中学校側から通学してくる場合に校地の南側に入口があると通学時間が短くなると思ったが、既存校舎の改修に合わせて、新たに入口を設けてもらうことは可能か。	3 学校環境の改善と整備	学校施設計画課	5	学校は安全を第一に考えていかなければならず、こうした視点から現在登下校時の入口は 1ヶ所にしており、現段階では入口を新たに設けることは難しいと考えています。
1-2	統合した時点から標準服は変わると考えて良いか。子どもは中学校で大きく成長する。3 年間着ることを前提とした場合と、2 年間・1 年間しか着ないことを前提とした場合では、選ぶ標準服の大きさが異なる。標準服が変わるとことが分かっているならば、この 4 月に入学する子どもについて、2 年間しか着ないことを前提としてサイズを決めたいと思っているが、どのように考えた方が良いのか。	その他	学校統合推進課	6	これまでの統合の取組では、目黒中央中学校も大鳥中学校も標準服を新たに定め、開校時から着用していますが、今回の取組ではその後の状況の変化を踏まえ、生徒・保護者のご意見をお聴きしながら、標準服を定めるかどうかも含めて検討していくことを想定しています。令和 5 年度設置予定の検討組織で検討し、生徒・保護者へのアンケートを実施するなどにより方向性を固め、新校開校時から標準服を定めるかどうか、また、標準服を定める場合にも、いつから切り替えるのかを決定していきたいと考えています。 なお、令和 4 年 7 月に実施した小学校児童・保護者向けのアンケートの回答において、標準服を開校当初から変えるという回答と、引き続き、以前の学校の標準服をそのまま着続けるという回答(第八中学校・第十一中学校区域)は、同じ割合という状況になっています。 現段階で方向性をお示しすることができないので、同じ標準服を 3 年間着る(以前の学校の標準服をそのまま着続ける)ということも想定した上で、買っていただくということも選択肢の一つと考えています。
2	子どもが中学 2 年生の時に統合になるが、まず第八中学校に入学して 2 年生の時に、第八中学校と第十一中学校の生徒が一緒になり現在の第八中学校の既存校舎に通うことになる。両校の中学生が一つの敷地に通うこととなるが、建物の増設などによりグラウンドが狭くなるなど、かなり窮屈な環境にならないか。	3 学校環境の改善と整備	学校施設計画課	2	現在の既存校舎で統合後も十分に学校施設としての機能が果たせる校舎の規模であると考えています。校庭に仮設校舎を増築すると校庭が狭くなるなどの影響が出てくるため、改修に当たっては既存の校舎を十分に活用することが重要だと考えています。
3	目黒中央中学校と大鳥中学校の記載があるが、統廃合は今回が 3 件目ということで良いか。 これまでの統合事例の経験を生かし、特に今回力を入れている、検討事項などあれば教えていただきたい。	その他	学校統合推進課	6	平成 18 年度に目黒中央中学校、平成 27 年度に大鳥中学校を統合による新設中学校として開校し、第七中学校と第九中学校、第八中学校と第十一中学校の統合が、3 校目・4 校目の取組となります。 大鳥中学校の統合後に実施した成果・課題の検証では、今後の統合に向けた課題として、特色ある教育活動により学校の魅力づくりをしていくことや、生徒が統合時の環境変化に円滑に適應できるよう配慮すること、また、それらの取組状況をしっかり情報発信することなどが挙げられています。 そうした検証結果を踏まえ、今回の取組では、統合新校の学校像や学校づくりの視点では、現在の両校の伝統や教育活動、時代に即した新しい学びを踏まえつつ、公立学校の強みである多様な生徒や地域との関わりに重点を置いた教育活動を掲げており、また、環境の変化への対応としては、統合過程における両校の生徒の交流活動、開校に向けた両校間の教育課程や評価計画を段階的に揃えることなどを計画的に実施し、さらに、それらの取組の情報発信を適切な時期に行っていきます。

番号	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答(要旨)
4	統合対象の中学校の通学区域に居住しているが、統合の影響で3年間同じ中学校に通えなくなるため、統合の影響がない他校への入学も検討している。越境して他の中学校に入学するという選択肢はあるのか。	その他	学校運営課	6	隣接中学校希望入学制度により、隣接する他の中学校を選択することができます。 当該制度の申込状況により抽選に漏れた場合でも、自由が丘二丁目、三丁目に居住の方で第十中学校への通学により通学負担が緩和される場合については、指定校変更制度により対応することとしており、また、それ以外の地域の方でも、個別の事情に応じて、指定校変更制度の中でご相談を受け付けていきます。
5-1	両校が統合すると学級数はどのくらいの規模になるのか。	その他	学校統合推進課	6	第八中学校の規模は3年生が3学級で他の学年は2学級、第十一中学校は各学年2学級となっています。両校を統合した場合、学年当たり3学級から4学級程度の学級数になると想定しています。
5-2	新校舎にプールを整備するのか。	3 学校環境の改善と整備	学校施設計画課	6	現在、小学校の水泳授業においては民間が運営するプールの使用などを検討していますが、中学校については具体的な検討に至っていません。新校における水泳授業等については、令和5年度の新校舎の設計の中で決めていきますが、他自治体の状況を見ると、中学校において水泳の授業をする場合には学校内に整備することが一般的な状況です。
6	子どもが指定校に入学した場合、中学1年生の時は第十一中学校に通い中学2年生の時から第八中学校に通うことになる。緑ヶ丘小学校の通学区域で第八中学校に通うことは可能か。	その他	学校運営課	6	目黒区では隣接中学校希望入学制度を実施しています。例えば、第十一中学校の通学区域であれば、隣接する第八中学校を入学時にお申し込みいただくことが可能です。第八中学校、第十一中学校ともに、学校を挙げて子どもたちが実りある統合を経験し、充実した教育活動行えるようしっかり取り組んでおり、教育委員会も支援していきますので、指定校への進学も是非ご検討いただければと思います。
7-1	緑ヶ丘小学校の通学区域で第十中学校を選択できるのか。隣接中学校希望入学制度は、希望すれば必ずその学校に入学できるのか。	その他	学校運営課	6	緑ヶ丘小学校の通学区域の場合、第十中学校は隣接する中学校であり、隣接中学校希望入学制度の中で第十中学校を選択することができます。 隣接中学校希望入学制度の受入人数が35人であり、第十中学校に受け入れ人数を超えて希望が集中した場合は、抽選となることもあります。令和5年度入学に向けた状況では抽選になっていません。また個別の状況・事情がある場合には、指定校変更制度の中でご相談を受け付けます。
7-2	学校施設更新計画の各学校の更新順位の表(スライド資料)に第八中学校や第十一中学校の記載がない理由は何か。	3 学校環境の改善と整備	学校施設計画課	6	学校施設更新計画でお示しする更新順位は、老朽度合いによって順位付けをしており、統合対象中学校の4校は統合の取組の状況により更新時期を決定するとしたため、学校施設更新計画における更新順位の中に記載していません。
8	統合の取組を通じて教員は様々な打ち合わせなどに取り組むことになる。生徒が寂しくならないよう、統合の取組に関わった教員が、統合後もしばらく新校に留まれるような形にして欲しい。	4 統合の取組体制と今後のスケジュール	教育指導課	3	統合に向けて教職員は様々な検討や作業があり、統合後には、両校から引き続き勤務する教職員が、新校の子どもたちや新たに勤務する教職員と新たな学校づくりを行っていくことになります。こうした取組をスムーズに行えるよう、また、子どもたちがしっかりと学び、安心して学校生活を送ることができるように、人事については東京都へも要望しながら、可能な支援を行っていきます。
9	統合後の学級数の想定で、学年当たり3~4学級程度とのことだが、学級当たり何人ぐらいになる想定なのか。	その他	学校統合推進課	6	学級数につきましては、令和4年度東京都教育人口等推計値(統合新校整備方針案に参考記載)によりますと、令和7年度の第八中学校・第十一中学校の統合新校の学校規模は11学級386人で、学年当たり3学級、4学級としています。これは推計値のため、実際は令和5年度に入学する子どもの数によって学校及び学級ごとの人数は変わります。また、学級ごとの人数は、都の学級編成基準で1年生は学級で35人以下、2・3年生は40人以下の生徒数となるように編成することとされています。

番号	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答(要旨)
10-1	隣接中学校希望入学制度について、大岡山小学校の通学区域は第八中学校が指定校であり第七中学校も第九中学校も選択できるという理解で良いか。 隣接中学校希望入学制度と別に指定校変更制度があるということだが、何か申請などが必要なのか。	その他	学校運営課	6	大岡山小学校の通学区域の場合、第七中学校と第九中学校が隣接しているため、いずれも隣接中学校希望入学制度の中で、お申し込みいただくことが可能です。 また、指定校変更制度は個別の状況が指定校変更制度の基準に該当する場合に、通学区域外の学校への入学を希望できる制度であり、学校運営課への申請が必要です。
10-2	新校開校当初、現在の第八中学校の既存校舎を改修して対応するとの説明があったが、第八中学校と第十一中学校の学年ごとの学級数が2学級ずつということだが、統合により生徒や教員が増える中で対応が本当に可能なのか。	3 学校環境の改善と整備	学校施設計画課	6	普通教室の整備について、既存の第八中学校の校舎で、どの部屋をどの普通教室にするかシミュレーションを行っており、統合後の学校規模であれば、問題なく使用できると考えています。
11-1	中学校では部活動が盛んである。部活動の種類が学校によって異なるが、指導者や場所の確保など統合後も継続できるのか。	2 新校が目指す学校像と開校に向けた両校の取組	教育指導課	3	統合時点での生徒数や生徒の希望、担当教員の有無等の状況を踏まえて検討していきます。例えば、部活動の数が増えた場合の練習の仕方、活動の仕方などは、統合後に顧問教員が考え、校庭を使う時間の割振りなど、学校で工夫しながら部活動を運営していくことになります。部活動の種類や数などは、今後決定していきますが、部活動の地域移行という考え方も含めて、活発な部活動となるよう、子どもたちと教員が共に活動の仕方を考えていきます。
11-2	中学生は多感な年頃のため、統合前の出身校同士の派閥みたいなものが先生たちの見えないところであり、統合することで様々な問題が起きてくるのではないかと心配している。新校ということだが、第十一中学校から第八中学校の場所に移るということは、何かアウェーな感覚を持ってしまう。子どもは繊細でそうしたことをすごい気にするため、新校に移るということを子どもにしっかりと伝えて欲しい。	2 新校が目指す学校像と開校に向けた両校の取組	教育指導課	2	子どもたちが、これまでよりも多くの友達や教員、広がった通学区域の地域の方々など多数の人々と接し、力を合わせて教育活動に取り組むことができるのは、公立学校の特色の1つであり、これからの社会を生きる子どもたちにとって必要な経験であると認識しています。令和5年度から開校までの2年間に当たっては、子どもたちが豊かな人間関係を構築し、学校生活を円滑に開始できるよう、教職員を検討組織の委員に位置付け、各校の現在の教育活動を尊重しながら交流の仕方や規模、内容等を精査し、交流活動に取り組んでいきます。なお、各学校では、日頃からお互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるよう、教職員は生徒理解に努め、丁寧に指導を行っています。
12-1	新校舎の整備に当たりジェンダーレスという視点をしっかりと踏まえて欲しい。特にトイレなどの設備をそうした子どもに対応できる仕組みができると良い。標準服なども含めて、ぜひお願いしたい。	3 学校環境の改善と整備	学校施設計画課 学校統合推進課	2	バリアフリートイレなどの整備が考えられますが、学校における日常的な子どもたちの使用の状況を調査し他自治体の事例も踏まえながら研究します。 標準服については、今後、検討組織を設置して生徒・保護者のご意見を十分にお聴きしながら、多様性への配慮の観点などを踏まえた上で検討していきます。
12-2	PTAは統合した場合にどうなるのか。他校の事例ではどうだったか。統合当初のPTAの有無、統合前のPTAの交流をしていたのか。	その他	学校統合推進課	6	PTAは第八中学校と第十一中学校の各校で組織されていますが、開校当初から一つの組織になるものと認識しています。PTAは任意団体であり、これまでの統合において自主的に統合に向けた準備を行っていただきました。統合に当たっては、組織体制や会費・積立額の関係、PTAが主体となり実施する行事を調整するなどの準備が考えられます。各中学校のPTAで調整を進めていくこととなりますが、教育委員会も可能な支援を行っていきます。
12-3	統合に向けて事前に第八中学校、第十一中学校の良いところや、そういう学校と一緒にいるということを保護者にも周知していただける機会があると良い。	4 統合の取組体制と今後のスケジュール	学校統合推進課	1	新校開校に向けて、令和5年度に新たに設置する開設準備委員会での検討状況や統合新校推進協議会の協議状況などを定期的に情報発信するとともに、機会を捉えて学校説明会などにより必要な情報を提供していきたいと考えています。 【取組状況の情報発信等について統合新校整備方針に追記しました。】

② 区民等説明会 ※ 対応区分が「1」の回答欄には、【 】で統合新校整備方針への反映内容を記載しています。

番号	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答(要旨)
1	開校当初の改修の概要について、普通教室の増設、給食室の拡張と記載されているが、敷地が変わらない中でこうした改修ができるのか。	3 学校環境の改善と整備	学校施設計画課	2	校舎内の余裕教室を普通教室として活用するための改修工事を計画しており、間仕切り改修等、内装工事に対応可能です。給食室についても既存校舎を一部改修することで対応可能です。
2	第十一中学校の生徒が第八中学校に通学することへの対応について、新校舎が完成した後に現在の第八中学校の区域の生徒が、第十一中学校の場所の新しい校舎に通学する際の通学費の負担は今後の検討課題ということか。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	6	新校の通学区域において、現在の第十一中学校に通う場合と現在の第八中学校に通う場合の通学距離は異なり、第十一中学校に通う場合は、最長距離(道のり)は約 1.8kmで、一般的な歩行速度である分速 80m という想定で、23 分程度で通える距離となります。新校が現在の第十一中学校の位置に移転後は、新校の通学区域内から基本的に徒歩で通学できる範囲であり、公共交通機関の利用による交通費の補助などの通学負担の緩和措置は想定していません。ただし、これまでよりも通学区域が広がりますので、手荷物などを保管できる個人用ロッカーの設置や、部活動の際の一時帰宅を不要とするための図書室の開放など、これまでの統合における対策を講じるとともに、令和 5 年度に設置する検討組織の中でご意見をいただきながら、通学に係る課題について検討していきます。
3-1	新校が目指す学校像は素晴らしいが、この学校像は統合しないといけないのか。	2 新校が目指す学校像と開校に向けた両校の取組	学校統合推進課	2	第八中学校と第十一中学校のこれまでの伝統、教育活動を踏まえるとともに、両校の統合により望ましい学校規模を確保し、多様な人々との関わり合い、学習していくことに力点を置いた学校像は、統合による新校特有のものと考えています。
3-2	通学の距離は変えることができない。通学に要する時間が示されており、Google マップや不動産関係の指標などを基に算定し、第八中学校の最も遠いところから第十一中学校まで歩いて 23 分とのことだが、私たちが実際に歩いてみたところでは、23 分で歩けたのは壮年の男性のみだった。中学生と一緒に歩いた場合には 29 分かかり、それ以外の方では 28 分かかった。第十一中学校の学区から第八中学校までは 50 分以上かかった。統合新校整備方針案で示された数値を机上の数値から実際に歩いた数値に変更する予定があるか。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	5	統合新校整備方針案で参考としてお示ししている通学距離・時間は、客観的な指標、目安として Google マップで検索した結果を記載しています。この通学時間については、不動産公正取引協議会連合会に定められた分速 80 メートルの速さで歩いた際の所要時間や、職員による実地踏査での所要時間とも比較し、大きな差がないことを確認しています。一定の目安となる客観的な指標であり、他の学校などとも通学距離を比較できる指標でもあるため、変更する予定はありません。
3-3	現在の両校の教職員の多忙さは普通でない。コロナの影響もあるが、現代の子供の抱えている様々な事情により、生徒指導に大変手がかかる状況である。また、学習指導要領の変更により、教材の準備等にも大変な負担がかかっている。統合の準備や交流事業を行っている場合ではないが、そうした事実を理解した上で交流事業を進めようとしているのか。	2 新校が目指す学校像と開校に向けた両校の取組	教育指導課	2	令和 5 年度以降、各校の通常の教育活動の中で交流活動が行えるよう、交流活動の規模や内容等を精査し、子どもたちだけでなく、教員の負担も配慮しながら取組を進めていきます。

番号	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答(要旨)
4-1	通学区域が広がることへの対応における、安全性に最大限配慮した自転車利用について、電動自転車を貸し出すということである。これは何か一定の基準で、緑が丘三丁目の一部に住んでいる方に貸し出しをするということで、自転車通学を許可するというのか。自転車通学を認めた場合の、安全性への配慮はどの様にするのか。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	2	新校開校当初に現在の第八中学校の位置へ通学する場合、緑が丘三丁目では公共交通機関を使用しての通学時間の短縮は見込めない地域であるため、安全性に最大限配慮した自転車利用も選択肢として示しています。具体的には令和5年度に設置する検討組織の中で、通学負担の緩和措置の内容や基準などを決めていきますが、実際に対象となる方々の意向も踏まえた上で選択していきたくと考えています。自転車通学は区立中学校では原則認めていない状況ですので、最大限の安全性の配慮が必要になります。統合新校整備方針案で考え方を記載していますが、交通安全講習を受講すること、通学路を指定することなどにより安全性を確保するとともに、電動自転車やヘルメットを貸与して、経済的な負担が新たに発生しないように対応する考えはお示ししています。
4-2	自転車通学について、自転車通学が認められた場合、自転車保険に加入するのか。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	6	通学負担の緩和措置として自転車通学を認めた場合は、自転車保険には区が加入することで考えています。区が自転車を購入して対応するのか、リース会社を介して対応するのか等、対応の方法も様々あるため、そうした保険の面に関しても十分に配慮していきます。
5-1	自転車通学の通学路指定について、統合新校推進協議会では学校の帰りに塾に寄りたいたいという時は1回帰宅して自分の自転車で塾に通うという回答があった。また、自転車通学を認める場合、今持っている自転車のほかに、もう1台自転車を持つことになり、2台駐輪できるかどうかということが問題になる。学校にも駐輪場を設置することでグラウンドが狭隘になるのではないのか。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	6	両校では通学の安全の観点から登下校時の寄り道を禁止としていますので、自転車通学の塾への寄り道は基本的に禁止することが適当であると考えています。通学のために貸与する自転車を置く場所については、個別の事情を踏まえて、自宅に置くスペースが無ければ周辺で駐輪可能な場所を用意するなど、令和5年度に設置する検討組織などでご意見をいただきながら検討していきます。また、学校の駐輪場所について、緑が丘三丁目から通う子どもの人数などを踏まえると、敷地内に駐輪スペースを十分に確保できると考えていますが、この点に関しても、具体的にどこが適当なのか、保護者・生徒の意向を踏まえながら検討していきます。
5-2	跡地の活用について、各小学校が建て替える時の仮校舎として利用するということが、第八中学校の跡地に中根小学校の児童が果たして通えるのか。跡地を活用できるのか。	その他	学校施設計画課	6	建て替えに当たっては、各校の敷地条件や建て替え時期の子どもの人数など、様々な事項を踏まえた上で建て替え手法を検討していく必要があります。第八中学校跡地では、学校施設計画の更新順位が高く、学区域が同じで距離も近い大岡山小学校の建て替えへの活用がまず想定されますが、具体的な手法については建て替え時期の状況などを踏まえて今後検討していきます。
6-1	説明会について、子どもの習い事や塾、その送迎が多い時間帯に設定されているため、参加者が集まらないと思う。週末に行うことや、オンラインの活用など皆の意見が聞けるような場を作ってもらいたい。	4 統合の取組体制と今後のスケジュール	学校統合推進課	4	説明会の日程については、様々なご家庭のニーズがあることも考慮してホームページによる説明動画の配信等によって一定の対応を図っていますが、ご意見を受け止めさせていただき、今後の取組の説明会の日程・日時等について工夫していきたくと考えています。

番号	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答(要旨)
6-2	<p>子どもの病気の関係で電車通学に不安がある。電車通学の場合には、混み具合に加えて、痴漢の対応や電車が事故で止まった時の対応など保護者にとって負担である。</p> <p>統合の取組で通学区域が変わることで生じる負担だが、区の都合で変わることであり配慮が感じられないところがある。マイクロバスなどが示されているが、集合場所を決めてスクールバスで子どもを乗せていくなど、安全に子どもを送迎するということが一番考えていただきたい。スクールバスであれば車いすの子も乗れるのでその点も考慮していただきたい。</p>	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	4	<p>通学負担の緩和措置については、令和5年度以降、検討組織を設置して具体的に検討していきます。様々な個別の事情もありますので、そうした点も踏まえながら検討していきますが、他の区立中学校との整合や、子どもの自立への影響などの観点なども踏まえながら適切な通学負担の緩和措置を具体的に検討していきます。</p>
7-1	<p>新校が目指す学校像として、人権尊重の精神を基調とするという話があったが、統合の取組自体が人権尊重に違反しているのではないかと考えている。統合の取組が無ければ、通学負担の緩和などといった対応も必要がなく、協議会を傍聴した際にも、両校長先生から自転車通学は危険なため認めていないとの説明もあったが、こうして自転車通学の話がある。子どもたちの人権を尊重している進め方だと私は思わない。</p> <p>特別支援学級が第八中学校にあるが、今後、第十一中学校の場所に移るとなると、通学が遠くなる。今の第八中学校の位置が適切な場所である。なぜ、特別支援学級の方々に過酷な通学をさせなければいけないのか。</p> <p>通学が長くなるということは、電車に乗ればいいという話ではなく、やはり近いところに学校があるということが大切だと思っている。</p>	1 新校の基本的事項	学校統合推進課 教育支援課	6	<p>教育委員会では、望ましい学校規模を実現し、より良い教育環境を整備するために区立中学校の統合の取組を進めています。統合の取組を進める上で、両校が大切にしてきた、「人権尊重の精神」を新校にも引き継ぐために新校の目指す学校像としています。</p> <p>統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、新校が現在の第十一中学校の位置になった場合には、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはなく、徒歩で通学できる距離であると認識しています。そういった状況の中でも、個別の事情により必要な対応については、丁寧に対応していきます。</p> <p>また、特別支援学級については、学校の位置というよりは、その学校でどの様な指導、どの様な支援、どの様なことを学んでいくのが大事と考えており、子どもたちにとってより良い成長に繋がるように工夫していきます。</p>
7-2	<p>地域との結び付きについて、今、第八中学校が結び付いている地域が分断されることになる。統合することで地域が結びつくということは理解できない、実態と違うのではないか。</p>	その他	学校統合推進課	6	<p>統合の取組により、現在の第八中学校の場所から中学校はなくなりますが、今年度発足した統合新校推進協議会では、各地域、保護者の委員の方が新校の学校づくりに関わっていただき、協議会をきっかけに、これまで以上に中学校と地域との繋がりが深くなったところもあったと考えています。小学校は、身近な基礎的なコミュニティとして、中学校はそれよりも広い、広域的なコミュニティの規模として、統合により第八中学校と第十一中学校の学区域が合わさった新しい地域のコミュニティが形づくられていくものと考えています。協議会でお互いの顔と顔の繋がりが生まれたように、学校と地域との関係性は新校の学校づくりにどのように地域と関わりをもちながら進めていくかによって変わってくるものと考えており、統合によって第八中学校校区の地域と新校との関係性が必ずしも希薄になるとは考えていません。</p>

番号	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答(要旨)
8-1	障害を持つお子さんの保護者の方から、取組に関する説明をしてもらいたいと相談された。説明会に行けば良いわけではなく、そのお子さんや他にも兄弟がいて、説明会の時間帯に来られないとのことである。誰もが自分で思っていることを人前で発言できるとは限らない。そういう人がたくさんいることを分かって欲しい。その辺のところ一体どう考えているのか。高齢の方からも、思っていること、伝えたいこと、聞きたいことが沢山あるが、説明会に行けないことを伝えて欲しいと言われた。	その他	学校統合推進課 教育支援課	4	令和4年12月に知的障害特別支援学級に通う小学校の保護者の方との意見交換会を2回開催しています。新校における特別支援学級をどの様にしていくことが望ましいか、また、目黒区内に2校ある知的障害特別支援学級において、通学の関係からどのような対応が必要かなどの意見交換を行い、今後も保護者の方と適宜意見交換をしながら考えていくこととお話しさせていただいています。 説明会の日程や時間帯に関しては、新校の開校に向けた来年度以降の様々な取組において、説明会を開催する際に工夫をしていきたいと考えています。
8-2	統合新校整備方針を3月に策定するとのことだが、それまでに説明会を新たに開催することは困難だと思う。区民の意見を十分に聞くことよりも、日程通りに物事を進めることの方が大切なのか。 新校の目指す学校像などは今後の工夫でどうにでもなるが、学校を広くすることや第八中学校を廃校にすることなどは、進めてしまったらもう後戻りができない。この後戻りできないことを区民の意見をきちんと聞いて、慎重に検討しないまま時間切れだからと言って物事を進めるのはおかしい。	4 統合の取組体制と今後のスケジュール	学校統合推進課	6	令和3年12月に改定した統合方針に基づいて、令和4年度に、地域や保護者の方などを構成員とした統合新校推進協議会を設置し、新校の基本的な事項などについてご意見をいただきながら統合新校整備方針案を策定しています。また、協議会での協議のほか、これまでに、小学6年生の保護者向けの学校説明会や、今回の統合新整備方針案の保護者向け説明会、区民等説明会などを開催し、丁寧に説明しているものと認識しています。統合新校整備方針案に関しては、ホームページで説明動画により説明会と同様の内容を配信しており、合わせて、意見募集を1月31日まで受け付けています。また、個別にお問い合わせいただければ学校統合推進課を含めて教育委員会全体で対応していきますのでお問い合わせいただければと思います。
8-3	区立学校は区民のものであるのに、自分は今回の統合に関して賛否を聞かれた覚えがない。聞かずに進めることはおかしいのではないか。財政負担に関しても、何にお金を使い、何に使わないかを決めるのは区民である。区が決めるものではない。	その他	学校統合推進課	6	平成15年に区立中学校の統合方針を策定して、目黒中央中学校、大島中学校という順序で統合の取組を進め、また、その次の課題として南部・西部地区の区立中学校の統合があり、この課題に対して継続的に検討状況を情報発信してきました。令和3年度には、統合に向けた進め方をお示した後、区立中学校の統合方針を改定するに当たり、延べ18回の説明会を開催し、意見募集を経た上で統合方針を確定し、統合の取組を進めることとしました。教育委員会として丁寧に説明してきたものと認識しています。
9	これまでに説明をしていると思うが、第八中学校と第十一中学校の統合における新校の位置の選定理由を知りたい。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	6	新校の位置を決定する主な条件としては2点あり、1点目が通学の条件、2点目が敷地の特徴や建築制限などの校地・校舎の条件となります。 第八中学校と第十一中学校の統合新校の位置の決定理由についてですが、第八中学校、第十一中学校のどちらの校地となった場合でも、新校の新校舎を建てるに当たっては新校に必要な一定規模の学校施設を整備できますが、通学の条件では大きく異なり、第十一中学校の位置を新校とする場合には、両校の通学区域の最も遠い地点からの距離が概ね1.8kmで、一般的な歩行速度で歩いた場合概ね25分圏内の範囲となりますが、第八中学校の位置を新校とする場合には、自由が丘二・三丁目や緑が丘三丁目など徒歩での通学に30分以上かかるエリアが生じ、徒歩以外での通学を選択する生徒が生じることが考えられます。これらの条件を総合的に勘案し、生徒の負担・安全の観点から、第十一中学校の位置を新校の位置としています。

番号	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答(要旨)
10	第八中学校の改修工事が、新校の開校前に行われると思うが、学校の授業がある時に行うのか。工事の音や工事関係者の出入りなどの影響で、特別支援学級の子どもにとって落ち着かないようなことになってしまうのか不安であり、その辺りにご配慮いただきたい。	3 学校環境の改善と整備	学校施設計画課	3	第八中学校の既存校舎の改修工事について、主な工事場所は北側の校舎棟となり、特別支援学級の付近を工事する必要はないと考えています。また工事内容も内装工事を中心となるため、それ程大きな音が出るような工事ではありません。 これまでに学校施設に係る様々な工事を行っていますが、学校運営に対する影響については、学校と相談しながら慎重に進めています。配慮が必要な子どもに対しても、教員や、場合によっては保護者とも相談しながら工夫していきます。 また、基本的に工事は夏休みを予定しています。
11	徒歩で何分以内と説明はあったが、通学経路について実際に歩いたことはあるのか。また、歩いていないのであれば歩いていただければと思う。坂が多くて荷物を持って歩くことも考慮しどれだけ負担がかかるかを考えてもらいたい。部活とかで子どもが骨折したらどうなるかなど想像し検証してもらいたい。電車通学についても通学時間に合わせて検証してもらいたい。毎日タクシー等で通学するようになると財政負担が大きくなるため、そういう面も考慮した方が良い。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	2	統合新校整備方針案でお示している通学距離は、地図アプリケーションで検索した最長地点からの距離ですが、経路について職員が実際に歩いて確認しています。電車通学も職員が確認しており、また、バス通学は自由が丘のエリアから第八中学校の方に向かうバスについて、混雑状況などの確認のため東急バスに出向いて、対応が可能か確認しています。なお、新校開校後の通学負担の緩和措置については今後設置する検討組織の中で、保護者などのご意見を踏まえながら検討していきます。
12	統合後の通学について、例えば、緑が丘三丁目から第八中学校に行くのはとても遠い。緑が丘三丁目では近くに世田谷区立奥沢中学校があり、自由が丘二丁目・三丁目では、近くに世田谷区立八幡中学校があり、そこに通った方が近い。区を跨ぐ場合の通学についてどの様な検討をしたか。	その他	学校運営課	6	緑が丘三丁目の地域については、世田谷区の中学校が近いという状況があります。他自治体からの就学については、受け入れる側の自治体での判断となるため、対象となる地域の方について、相談すれば世田谷区立中学校に通えるとは申し上げられませんが、世田谷区では、統合だけを理由として受け入れることは難しいとした上で、区域外就学については承諾基準に基づき、ご相談いただく方の個別の状況や学校の受入状況等を踏まえて、個別に判断するという回答を得ています。

(3) 統合新校に係る知的障害特別支援学級の意見交換会

番号	主な発言内容	所管	回答(要旨)
1	個別対応で指定ではない特別支援学級に行くことになった場合でも、就学奨励費は支給されるか。	教育支援課	現在同様、公共交通機関を利用して特別支援学級に通学する場合は、就学奨励費を支給します。
2	新しい学校への通学の交通手段をどの様にするかを非常に気にしている。中学入学時、第十一中学校への移転時、高校入学時と短い3年の間に何度も通学路を教える苦勞を理解して欲しい。	教育支援課	通学区域については、皆様方のご意見を伺いながら検討し、決定していきたいと考えています。特に令和4年度現在小学4年生のお子様は、中学3年生時に第十一中学校の場所に移転する予定としているため、就学相談においてお子様にふさわしい学びの場を判定する就学支援委員会を2か月前倒しし、通学経路も含めて最適な学びの場を決めていただけるよう十分な調整期間を設けるようにしていきます。
3	通学範囲が広がり、徒歩で30分かかる生徒が生じる。その生徒も徒歩で通学ということになるのか。	教育支援課	徒歩通学が難しい場合の公共交通機関の利用については、最終的にご家庭で決めていただくこととなります。公共交通機関を利用する場合は、就学奨励費を支給します。
4	通常の学級では自転車通学も検討していると聞いた。	学校統廃推進課	新校開校当初の現在の第八中学校の場所に新校がある期間に限りませんが、通学時間・手段の関係で緑が丘三丁目エリアにお住まいのお子様の通学に限って自転車利用を検討しています。なお、現在の第十一中学校の場所に移転後は、通学区域(通常の学級)における通学時間は概ね徒歩25分圏内になるため、通常の学級の生徒は基本的に徒歩通学とする方針です。
5	目黒中央中学校には自閉症・情緒障害の特別支援学級があるので、そこに知的障害の子どもも通えるという案はないのか。	教育支援課	自閉症・情緒障害特別支援学級と知的障害特別支援学級では指導内容が異なるため、実現は困難です。また、知的障害特別支援学級は、目黒区の生徒数の規模であると二校が適正なため、統合に伴う増設も困難です。
6	以前、就学相談は1回しか受けられないと聞いた。令和5年度から行なうということだが、令和5年度に受けて、令和6年度にもう1回受けることはできるのか。	教育支援課	就学相談は、1人の児童に対して1回です。令和4年度現在小学4年生のお子様は、6年生になる令和6年度に中学校に向けた相談を実施することになります。なお、通学経路も含めて学びの場を決めていただけるよう2か月前倒して十分な調整期間を設けることから、実施状況を検証するため令和5年度から前倒して行います。
7	小学校から中学校に進学する際の検査は、小学校入学時と同様に、めぐろ学校サポートセンターに保護者と子どもが行き、各部屋で行うのか。	教育支援課	大まかな流れは同じです。6年生の時に検査結果を踏まえて面談し、行動観察を行います。特別支援学校・特別支援学級・通常の学級の中でふさわしい学びの場について就学委員会で判定し、お子様や保護者の方と合意形成を図りながら、決めていくこととなります。
8	第十一中学校に通うお子さんは、第八中学校に通うお子さんに比べて小学生の時に知的の特別支援学級の子どもたちと触れ合う経験が少ないのではないかと不安がある。	第八中学校長	大岡山小学校出身の生徒は、小学校で特別支援学級のお子様との触れ合いの経験はありませんが、第八中学校に入学後は仲良くしていますので、ご安心ください。
9	第十一中学校の生徒に理解啓発をするというよりは、小学生の時から理解啓発に力を入れていく方が良いのではないか。	教育支援課	目黒区では中学校1年生全員に「Be together」という副読本を配布し、理解啓発の取組を進めていますが、小学生を対象に同様の事業を行うのは難しいと考えています。副読本など、様々な機会を捉えて啓発をしていきます。
10	教員は、ある程度、特別支援・障害児の教育を学んでいると思うが、専門的な経験値が高い教員も第十一中学校に配置してもらえるか。	教育支援課	大鳥中学校の例では、新校の教員配置としては、およそ旧第三中学校から3分の1、旧第四中学校から3分の1、その他の学校から3分の1といった比率になっています。学級数に応じて教員の配置数が決まるため、統合後どれくらいの規模になるかで、教員の配置数が変わること、また様々な条件で異動が決まることから、現時点で確定的なことは言えませんが、生徒たちが安心して学校生活を送れるよう適切な教員配置に努めていきます。

番号	主な発言内容	所管	回答(要旨)
11	移転時に新しい先生だと子どもたちが不安になってしまうので、もともと教えてくれた先生も異動するような計画はあるか。配慮をしていただけないか。	教育支援課	現在の第十一中学校の校地に整備する新校舎への移転は年度途中の予定となります。年度途中の移転であれば教員は変わらず場所が移転することになります。
12	移転の時期について、例えば4月までは、第八中学校の場所で学び、5月からは第十一中学校の場所で学ぶということもあるか。	学校統合推進課 学校施設計画課	新校舎は2年間では完成しないため、令和9年度中に移転するという計画で進めています。令和5年度、建築計画を進め施設の規模や工程が具体的になってくるため、それを踏まえて移転時期をお示しします。現時点では、令和9年度中の8月頃から10月頃に移転を考えていますが、工事が遅れた場合には、令和9年度中の移転が子どもたちのためになるのかという視点で、移転時期の再検討が必要と考えています。
13	知的障害の学級の生徒がとても少ないと思った。社会に出ていくのに少ない人数の所にいると集団に適応しにくくなるのではないかという心配がある。	教育支援課	学級の生徒数が少なくても、学校生活全体の中で社会性の面も含め成長していきますので、ご安心ください。
14	第十一中学校は校庭と第2グラウンドが離れている。移動はどの様にしているか。子どもたちがどこかに行ってしまう心配はないか。	教育支援課	現在は、緑道を歩いて移動しています。この緑道は一般の方も利用するので囲い込みはできませんが、緑道は植栽があつて飛び出しづらい構造になっています。移動時は、安全に十分配慮して教員と学級の支援員等が引率します。
15	新校にプールを作るのか。	学校施設計画課	他の自治体の事例では、中学校で水泳指導を行う場合、学校運営上、学校内にプールが必要なようです。そういった点を踏まえて、目黒区での考え方を整理します。
16	鷹番小学校では今年から民間のスポーツ施設のプールを利用している。プールの回数は5回だが、もう少し多くなれないか。	学校施設計画課	増やして欲しいというご意見も多いのですが、実施回数は他の学校と同程度です。回数増については、水泳以外の授業や行事との関係もあり様々な検討が必要です。
17	第十一中学校の複合化について、区の施設を建設するのか。	学校施設計画課	学校を作る際には、教育環境の充実が重要な視点です。 目黒区の中学校敷地はあまり大きくないので、複合化については慎重な検討が必要であり、現時点では未定です。
18	知的障害の子は視覚優位で目で見ると理解が深まる場所がある。新しい学校ではそうしたIT機器を色々盛り込んでいただけませんか。	学校施設計画課	大型ディスプレイや通信機器、i-Padなどは入れていきますが、その他にも、どのような設備があつたら教育活動が充実できるかというアイデアを聞かせていただけたらと思います。
19	文京区の中学校では、黒板がなくて、プロジェクターで照らせる様なものがあると聞いている。	学校施設計画課	様々な設備が開発され、区としても設置の検討を進めていますが、これまでになかった設備のため、設置に当たっては多角的な視点での検討、配慮が必要と考えます。

2 意見募集の質疑・意見等の概要

(1) 第七中学校・第九中学校の統合新校整備方針案(意見募集) ※ 対応区分が「1」の回答・検討結果欄には、【 】で統合新校整備方針への反映内容を記載しています。

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
1-1	個人	公開している説明動画では、これまで保護者や地域住民から出た意見について今後検討していくという内容であった。解決策は、まだ、わからないが統合を進めるといふことか。中学生の子どもたちのことを第一に考えて、大人数の中では意見しにくいと思って不安をもっている保護者、子どもたちの意見を聞いてもらいたい。	4 統合の取組体制と今後のスケジュール	学校統合推進課	6	令和4年10月に開催した小学校6年生児童・保護者向け説明会、今回の統合新校整備方針案の説明会での質疑応答の際に、統合による影響や対応策などについてご説明させていただきました。 また、令和4年7月に統合対象校の通学区域の小学校児童・保護者向けにアンケートを行い、保護者から心配の声が多かった通学区域が広がることや統合時の環境の変化などに関して、統合新校整備方針において対応の方向性をお示ししています。通学に関しては個人用ロッカーの設置やこれまでの統合の取組事例になかった検討組織を設置すること、環境変化への対応としては両校で教育課程や評価計画を段階的に揃えるといった両校の教員間の取組、両校の生徒間での交流活動の計画的な実施など、アンケートでいただいたご意見を統合新校整備方針に反映しています。 今後も統合新校推進協議会や各検討組織などを通じて、生徒や保護者、地域の方々からのご意見を伺いながら検討を進め、引き続き、検討状況について積極的な情報発信に努めていきます。
1-2	個人	登下校の安全面の不安、不登校の子どもたちが増えている中での対応など、実際にどの様に対応していくのか。重たい荷物を持っての登下校に不安を待つ保護者はかなり多く、第七中学校、第九中学校の通学区域でも登下校の距離が大変だが、第八中学校、第十一中学校の子どもたちの登下校は無謀ではないか。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	2	統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第九中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはありませんが(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大島中学校よりも短い距離となります。)、令和5年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら、通学負担の緩和や安全の確保についての検討を進めていきます。
1-3	個人	子どもたちにとって望ましい人数というのは、どの子どもたちにとってなのか。大規模校には大規模校の、小規模校には小規模校ならではの良さがある。子どもたち、保護者の方々への選択肢を与えていただきたい。4校の統合を同時に進めて大規模校になった場合、何か問題があった時に対応できないのではないか。	その他	学校統合推進課	6	法令上、学校規模の標準は「12 学級以上 18 学級以下」とされています。一方、この標準は地域の状況等により弾力的なものであることから、区では学識経験者等を構成員とする検討委員会からの答申を踏まえ、5教科での教員の複数配置、小学校よりも発達段階に応じて一回り大きい生徒規模(学年規模)を確保できる、学級数で11学級以上、生徒数で300人を超える規模が望ましいと考えています。区の統合の取組は、学校規模の標準を超える学校や大規模校(文部科学省の定義では25学級以上)をつくることを目的とするものではなく、第七中学校と第九中学校の統合による新設中学校の学校規模も令和7年度時点(東京都教育人口等推計)では12学級を想定しています。小規模校には、きめ細やかな指導が行いやすい、意見や感想を発表できる機会を得やすい、異年齢の学習活動を組みやすいといったメリットがある反面、人間関係や相互の評価が固定化しやすい、教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある、多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しいといったデメリットが指摘されています。 これまでの両校での教育活動を踏まえつつ、学校規模の適正化により小規模校のデメリットの解消を図り、望ましい学校規模を活かした教育活動を展開していきます。

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
1-4	個人	<p>コロナの影響で、中学生で保健室登校をしている子どもたちがいると聞いている。統合しても保健室の先生は一人のため、統合により不登校になる子がさらに増えると容易に予想できるのではないかと。そうした不安のある保護者にも、対応を説明して欲しい。</p> <p>これからの目黒区を支えてくれる中学生にとって、先生方、保護者、地域住民との関わりがより密なものになり、地域のみんなと一緒に子育てしていけるような、子どもたちファーストの中学校を作っていただきたい。</p>	4 統合の取組体制と今後のスケジュール	教育支援課	6	<p>各校では、不登校状態にある生徒と保護者と相談の上、保健室や空き教室を使用した別室指導、オンラインによる一部授業配信、eラーニングシステムを活用した個別学習、学習支援教室「めぐろエメール」への通級など、実態に応じて、学びの機会を確保する支援を行っています。新校においても、同様に取り組むことに加え、新しい学校施設建設に向けて、個別学習や少人数学習など柔軟に対応できる環境整備を行う方向で検討を進めています。</p> <p>教員、保護者、地域住民が一体となって生徒をはぐくみ、子ども第一の中学校づくりについては、貴重なご意見として参考にしていきます。</p>
2	個人	<p>統合に反対で中止して欲しい。</p> <p>子どもが不登校であり、子どもたち一人ひとりに合った対応、子どもたちの心の声がよく聴こえるよう少人数の学校が良い。現在、第七中学校は人数が少ないが、その分良いことがあると聞いている。子どもたちの為には、統合せず小規模で一人ひとり個別性のある対応ができる方が良い。</p>	その他	教育支援課	5	<p>不登校は学校規模の大小によらず発生するものであり、各校では、学校規模に関わりなく、不登校状態にある生徒と保護者と相談の上、保健室や空き教室を使用した別室指導、オンラインによる一部授業配信、eラーニングシステムを活用した個別学習、学習支援教室「めぐろエメール」への通級など、実態に応じて、学びの機会を確保する支援を行っています。新校においても、個別の状況に応じた適切な対応を図っていきます。</p>
3-1	個人	<p>目黒区に校則のない自由な中学校を1つでも作って欲しい。これからの時代は選択出来ることが重要であり、子ども、学校、地域それぞれ多様であることが社会の強さにつながる。多様な価値観や自己表現がインターネット等に溢れている今日において、画一的な制度では限界があり、その結果の事象として不登校やいじめ等が顕在化しているのかも知れない。</p>	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	4	<p>令和4年12月に改定された文部科学省の「生徒指導提要」では、校則について「児童・生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましい」と定められました。また、令和4年7月に実施した小学校児童・保護者向けアンケートにおいても、新しい学校づくりの取組の中で校則の検討に子どもを参加させたい(子どもが参加したい)とのご意見を多くいただいたところです。令和5年度に設置する両校の生徒、関係小・中学校保護者を含めた標準服・校則検討組織の中で、意見を十分に聴きながら校則のあり方についても検討していきます。</p>
3-2	個人	<p>跡地に子どもの権利を守る居場所となる施設をお願いしたい。”川崎市子どもゆめパーク”の目黒区版を提案する。目黒区の子どもたちは、色々な制約、特に管理側の都合による制約を受けながら生活している。見方を変えると、行政が子どもをネグレクト、虐待、権利侵害しているようにも見える。目黒区には子ども条例があり、また、地域で子どもの権利擁護のために尽力している区民や議員もいるため、その力を集結し、行政、区民、そして、目黒区にある大学や研究機関等と協力し、日本の中で子どもの居場所のモデルになるような施設を作って欲しい。</p>	その他	学校施設計画課 資産経営課	6	<p>統合後の跡地や跡施設については、周辺の小・中学校の学校施設の更新時における仮設校舎としての利用や施設整備に向けた活用を検討しています。当面の間は学校施設の更新に活用することを検討していることから、現時点では、その後の具体的な活用の見通しを立てることが難しいため、その時点の行政需要を踏まえ、効果的・効率的な活用に向けた対応を検討していきます。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
4	団体	運動部活動の地域移行などで利用できる施設や拠点が必要なため、統合で残る第七中学校の施設をぜひ再利用できるように残して欲しい。日中は区民のための運動施設として運営していただけるよう、指定管理者制度などを活用して大型スポーツ拠点を目黒区から発信できる場所や企画できる場所を残して欲しい。	その他	学校施設計画課 資産経営課	6	統合後の跡地や跡施設については、周辺の小・中学校の学校施設の更新時における仮設校舎としての利用や施設整備に向けた活用を検討しています。当面の間は学校施設の更新に活用することを検討していることから、現時点では、その後の具体的な活用の見通しを立てることが難しいため、その時点の行政需要を踏まえ、効果的・効率的な活用に向けた対応を検討していきます。
5-1	団体	第七中学校と第八中学校がなくなることで碑文谷地域に中学校がなくなる。中学校は地域の財産であり、中学生にとって遠い通学は負担になる。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	2	統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第九中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはありませんが(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大鳥中学校よりも短い距離となります。)、令和5年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら、通学負担の緩和や安全の確保についての検討を進めていきます。 また、これまで両校が大切にしてきた地域との連携や協力を基づいた教育活動を新校でも引き継ぎ、発展させていく学校を目指します。なお、閉校となる第七中学校と第九中学校の歴史的資料の保存・展示については、令和5年度設置の開設準備委員会において地域、保護者の方の意見を聴きながら検討を進めていきます。
5-2	団体	コロナ禍で重要なことは少人数での教育であり、一人ひとりに行き届いた教育を進めるのは自治体の役割ではないか。	2 新校が目指す学校像と開校に向けた両校の取組	教育指導課	3	生徒数の規模としては、1学級当たりの生徒数に係る「学級規模」と学校全体の生徒数や教職員数に係る「学校規模」があり、学校統合は「学校規模」の適正化を図るものです。「学級規模」につきましては、少人数学級の実現のため、令和3年の義務標準法(「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」)の改正により、小学校について35人学級(40人から35人に引き下げ)を計画的に整備することとなり、中学校については、小学校の効果検証結果等を踏まえた検討課題とされています。 区立中学校における少人数指導につきましては、数学科、英語科においては、生徒一人ひとりの興味や関心、発達や学習の課題等を踏まえ、個に応じた学習指導を充実させるため、都の指導方法工夫改善加配教員を活用し、習熟度別指導等、少人数による指導を引き続き実施していきます。
6	個人	南部地区の原町・向原・月光原という地域は、区の行政サービスがなおざりにされているような気がする。この地域は他の目黒区施設(パーシモンホール等)にアクセスが悪く区サービスを今一つ享受できていない。第九中学校の校舎を建て直すのであれば、一般区民が利用できる施設も併設していただきたい。新校舎に図書館を併設し、勉強・閲覧机も広いスペースをとって欲しい。碑小学校に併設された地区プールのようなもの、または他のスポーツが楽しめるようなスポーツ施設、一般区民も利用できるよう適応した施設を併設して欲しい。	3 学校環境の改善と整備	学校施設計画課 資産経営課	5	新校の新校舎整備に当たっては、教育環境の充実を第一に考えることを基本とし、十分な教室空間や校庭の確保が重要と考えています。建築関係法令による制限等を踏まえると、新たな複合施設のために床面積を確保することは困難ですが、学校施設の多機能化という視点で、地域の方に活用していただける施設を検討していきます。
7-1	個人	中学が統合されることで、目黒区の中央部に中学がなくなり通学が遠くなる。学用品、部活動の道具など、重たい荷物を持って、雨の日も、雪の日も、大風の日も毎日である。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	2	統合による新設中学校の通学区域、通学距離(新校舎移転後)は他校と比較して大きく広がるものではありませんが、令和5年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら、通学負担の緩和や安全の確保についての検討を進めていきます。

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
7-2	個人	規模が小さい学校にも良さがある。統合する時に在籍している生徒達はかわいそうに思う。統合は大人の都合のような気がする。	その他	学校統合推進課	6	<p>区立中学校統合の取組は、子どもたちの自立や将来の社会参加を見据え、生徒や教職員との関わりにおいて、発達段階に応じた多様で豊かな人間関係の広がりが得られるように学校規模の適正化を図るものであり、子どもたちが、今後の予測困難な時代、社会で生きる力を育むための教育環境の充実を目的として実施するものです。</p> <p>法令上、学校規模の標準は「12 学級以上 18 学級以下」とされています。一方、この標準は地域の状況等により弾力的なものであることから、区では学識経験者等を構成員とする検討委員会からの答申を踏まえ、5 教科での教員の複数配置、小学校よりも発達段階に応じて一回り大きい生徒規模(学年規模)を確保できる、学級数で 11 学級以上、生徒数で 300 人を超える規模が望ましいと考えています。区の統合の取組は、学校規模の標準を超える学校や大規模校(文部科学省の定義では 25 学級以上)をつくることを目的とするものではなく、統合による新設中学校の学校規模も令和 7 年度時点(東京都教育人口等推計)では 11~12 学級を想定しています。小規模校には、きめ細やかな指導が行いやすい、意見や感想を発表できる機会を得やすい、異年齢の学習活動を組みやすいといったメリットがある半面、人間関係や相互の評価が固定化しやすい、教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある、多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しいといったデメリットが指摘されています。</p> <p>これまでの両校での教育活動を踏まえつつ、学校規模の適正化により小規模校のデメリットの解消を図り、新校が目指す学校像で掲げる統合後の望ましい学校規模を活かした教育活動を展開していきます。</p> <p>また、統合時の人間関係等の変化に対しては、統合前後の教職員の加配措置やスクールカウンセラーの増配置などによって、きめ細やかな対応を図っていきます。</p>
8	個人	地域や保護者が納得の上で進んだ話のように見ていたが、そうではないようだ。通学区域が広過ぎて、交通、通学の安全の確保は特に心配である。教職員の目が届きにくい、登下校での問題など、様々な不安があり、問題が起こるのではないか。実際に通い学ぶのは生徒であり、今一度、生徒や保護者の意見を聞いて改善してほしい。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	2	<p>地域、保護者、学校関係者などによって構成される統合新校推進協議会において、学校の位置や通学区域など新校の基本的な事項について、様々な観点からご意見をいただきながら協議を進め、その都度区のホームページで資料や会議録を公開し、協議会だよりの発行などを通じて協議状況の周知を図ってきました。</p> <p>統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第九中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはありませんが(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大鳥中学校よりも短い距離となります。)、令和 5 年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら、通学負担の緩和や安全の確保についての検討を進めていきます。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
9	個人	<p>区立中学校の統合を中止して欲しい。生徒一人当たりの正規の教職員が減ることが心配だ。1 学級の面積について国の基準の説明があったが良い環境とは言えない。コロナ禍で小学生では一人ひとりの机が離れており、教室が狭く感じ落ちていて学ぶことが難しいと感じる。</p> <p>また、自分が通った第七中学校をなくして欲しくない。登下校中に知っている人がいて、知っている家があり、見守られている中で安心して登下校していたと感じる。子どもが少なくなったとしても、地域にある学校はなくさず、地域の人たちが子どもたちを見ていけることが必要でないか。</p>	その他	学校統合推進課 学校施設計画課	5	<p>区立中学校統合の取組は、子どもたちの自立や将来の社会参加を見据え、生徒や教職員との関わりにおいて、発達段階に応じた多様で豊かな人間関係の広がりが見られるように学校規模の適正化を図るものであり、子どもたちが、今後の予測困難な時代、社会で生きる力を育むための教育環境の充実を目的として実施するものです。</p> <p>現行制度上、正規教職員の配置数は学級数で決定しています。令和 4 年度の統合対象校の学校規模は 6 ～7 学級となっていますが、望ましい学級規模の学校と比較すると時間講師の担当する授業が多い指導体制となっており、教員の校務負担が大きくなる一因となっています。生徒数等の状況により統合後の正規教員(校長・副校長・養護教諭を除く※)一人当たりの生徒数は増える可能性はありますが、正規教員を 5 教科で複数配置、実技教科で各 1 人の配置ができるなど、学校全体で現在よりも多くの正規教員を配置することができる規模になります。このことにより、例えば、学年ごとの教科担任の配置などによる多様な教育内容の提供や、一人の生徒に対する異なった視点からの評価、同一教科の担当教員間の教科研究面においても望ましく、教員の校務負担を分散できるという効果をもたらします。また、小規模校では比較的難しい、教員や生徒に応じた弾力的な指導体制や学級編成が可能となります。</p> <p>教室の広さについては、学習機の大型化などにより、既存の教室サイズには課題があると認識しています。新校舎の普通教室の広さについては、国による学校施設整備指針の改定や、他の地方公共団体の動向も踏まえながら、必要な広さを確保していきます。</p> <p>地域との関係では、令和 4 年度、地域、保護者、学校関係者等によって構成される統合新校推進協議会において、学校の位置や通学区域などの新校の基本的な事項について、様々な観点からご意見をいただきながら協議を進めてきました。協議会の委員の方からは、協議会を機に統合に向けて地域同士の結びつきが生まれて良かったとのご意見もいただいており、これまで両校が大切にしてきた、地域との連携や協力に基づいた教育活動を新校でも引き継ぎ、発展させていく取組を図っていきます。</p> <p>※校長は学校につき 1 名、副校長は 28 学級まで 1 名、養護教諭は 25 学級まで 1 名の配置</p>
10	個人	<p>昨今、南海トラフ地震の懸念がなされている。今回計画する建物は、地域のサステナブルを意識した計画と聞いたが、学校を統合するに当たり、地域の避難所となる事を考えて、被災者を収容する事のできる規模の延床面積を確保できるのか。また、新校舎にナイター設備等は設けるのか。</p>	3 学校環境の改善と整備	学校施設計画課 防災課	6	<p>学校の建物床面積は、建築関係法令の規制の範囲内で教育活動に必要な教室数などを確保することを目標に検討し、建て替えにより整備する新校舎については、既存校舎に比べて広い施設規模となる想定です。なお、現在の区の避難所全体(地域避難所、補完避難所、福祉避難所)の想定収容人数は、東京都防災会議の被害想定(令和 4 年度)で示された人数を超えていますので、各避難所への適切な避難誘導により区全体として避難者の収容は可能な想定となります。</p> <p>また、校庭の照明設備については、避難所運営や部活動を充実させるため一定の整備が必要と考えています。</p>
11	個人	<p>子どもが中学 3 年生の時に統合するが、1 年間のために標準服を買い替えたくない。すぐに高校で新たな標準服を購入する必要があり無駄な出費はしたくない。統合は、あくまで行政が決めたことなので、標準服の買い替えには反対である。</p>	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	2	<p>区立中学校統合の過去の事例において、標準服の買い替えの費用を公費で負担しています。今回の統合においても、標準服の買い替えが必要となった場合に新たな負担が無いように努めます。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
12	個人	電車で通う必要がある場合に定期代を全額補助して欲しい。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	5	<p>統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第九中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはないことから(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大鳥中学校よりも短い距離となります。)、公共交通機関の補助等による通学負担の緩和措置の実施は想定していません。</p> <p>なお、令和 5 年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら、公共交通機関の補助以外の通学負担の緩和や安全の確保についての検討を進めていきます。</p>
13	個人	「ダイバーシティ」と「ウェルビーイング」を掲げているが、果たしてダイバーシティはあるだろうか。以前の目標も「センス・オブ・ワンダーとセレンディピティ」だったが、横文字にする意味はあるのだろうか。多様性と心身の健康では駄目なのだろうか。	2 新校が目指す学校像と開校に向けた両校の取組	教育指導課	6	<p>「ダイバーシティ」や「ウェルビーイング」はこれからの社会や学校教育に求められている概念であり、統合新校においては、その要素を意識した魅力ある学校づくりに取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>第七中学校、第九中学校の統合による新設中学校が目指す学校像として掲げている「ダイバーシティの実現」については、生徒一人ひとりが多面的・多角的な視点をもつことができるよう、これまでより多くの友達や教員など多様な人々と接し、力を合わせて活動に取り組むといった関わりを大切に学習活動を展開していきます。</p>
14	個人	<p>近隣住民の理解がしっかりと取れていないのではないかと。日本の将来に関わる大事で繊細なことであり、理解が十分に得られないうちは統合に反対である。</p> <p>現在の統合対象校は、思春期真っ盛り子どもたち一人ひとりに、しっかりと目が届き気持ちが通い合う、小規模ながらもアウトホームな学校であると聞いている。効率化が優先される昨今、セルフケアや癒やし産業が急成長し、大人もケアが必要な時代になっている。これからの担う子どもたちの心と身体の成長・ケアはなおさら大切である。統合による短期的・中期的・長期的メリット、デメリットをあらゆる角度から再度検討いただきたい。</p>	その他	学校統合推進課	5	<p>統合新校整備方針の策定に当たっては、地域、保護者、学校関係者などによって構成される統合新校推進協議会において、学校の位置及び通学区域、目指す学校像といった新校の基本的な事項について様々な観点からご意見をいただきながら協議を進め、その都度区のホームページで当日資料や会議録を公開し、協議会だよりの発行などにより協議状況の周知を図ってきました。また、令和 4 年 7 月に実施した小学校児童・保護者向けアンケート(第七中学校・第九中学校区域)では 479 名の方(児童数換算での回答率約 31%)からご回答をいただき、実施結果については統合新校整備方針の各事項で取組の参考とさせていただきます。今後も、新校開校に向けて統合新校推進協議会や各検討組織などを通じて、生徒や保護者、地域の方々からのご意見を伺いながら検討を進めていきます。</p> <p>法令上、学校規模の標準は「12 学級以上 18 学級以下」とされています。一方、この標準は地域の状況等により弾力的なものであることから、区では学識経験者等を構成員とする検討委員会からの答申を踏まえ、5 教科での教員の複数配置、小学校よりも発達段階に応じて一回り大きい生徒規模(学年規模)を確保できる、学級数で 11 学級以上、生徒数で 300 人を超える規模が望ましいと考えています。区の統合の取組は、学校規模の標準を超える学校や大規模校(文部科学省の定義では 25 学級以上)をつくることを目的とするものではなく、第七中学校と第九中学校の統合による新設中学校の学校規模も令和 7 年度時点(東京都教育人口等推計)では 12 学級を想定しています。小規模校には、きめ細やかな指導が行いやすい、意見や感想を発表できる機会を得やすい、異年齢の学習活動を組みやすいといったメリットがある反面、人間関係や相互の評価が固定化しやすい、教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある、多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しいといったデメリットが指摘されています。これまでの両校での教育活動を踏まえつつ、学校規模の適正化により小規模校のデメリットの解消を図り、新校が目指す学校像で掲げる統合後の望ましい学校規模を活かした教育活動を展開していきます。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
15	個人	統合することによる推薦枠の減少や、高校受験対策へ割く時間の減少が無いように考慮して欲しい。	2 新校が目指す学校像と開校に向けた両校の取組	教育指導課	3	高校受験における推薦入学は、大学入試のような指定校推薦・学校推薦枠というものはなく、成績等を基準にして選抜が行われます。高校受験対策については、全教員体制で面接指導等を行っており、一人ひとりの希望する進路の実現に向けて指導を行っています。
16	個人	時代にあった校則や標準服などの導入をお願いしたい。現行の校則は、髪型、持ち物など、画一的過ぎる。標準服も、ズボンやスカート、シャツの種類、夏服や冬服の切替など、各個人や家庭の選択の幅を増やして欲しい。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課 教育指導課	4	令和4年7月に実施した小学校児童・保護者向けアンケートにおいて、新しい学校づくりの取組の中で標準服の検討に子どもを参加させたい(子どもが参加したい)とのご意見や、標準服のあり方に関するご意見を多くいただきました。 標準服や校則については、両校の生徒、関係小・中学校保護者を含めた検討組織を令和5年度に設置してご意見を十分に聴きながら検討を進めていきます。その際、広く子どもや保護者の意向を踏まえた対応となるように努めていきます。
17	個人	統合の取組は、校舎の老朽化を鑑みた安全面、児童数の確保という観点からも必要と理解した。ただ、自分が通った学校が無くなるという寂しさを区民に残したり、地域への愛着を薄くしたりする可能性がある。学校施設は「区民の財産」であること、そしてあらゆる計画は、目黒区をどのような区にしたいかという根本計画をアップデートしながら、何世代先に亘って区民が地域に愛情を持って住み続けられる”地域づくり”をお願いしたい。教育のあり方は子どもたちにとって何が一番良いかという視点に立ち、子どもの意見もしっかり聞き、目黒区ならではの新しいスタンダードを目指して作ってほしい。	その他	学校統合推進課	2	新校の目指す学校像では「地域とともに育ち、地域に支えられ、地域を支える学校」を掲げており、これまで両校が大切にしてきた、地域との連携や協力に基づいた教育活動を新校でも引き継ぎ、発展させていくよう、新校の学校づくりを進めていきます。また、新校の校章・校旗、校歌、標準服・校則の検討に当たっては、令和5年度に生徒も含めた検討組織を設置し、意見を十分に聴きながら、検討を進めていきます。その際、検討組織に参加する生徒だけではなく、子どもたちが広く参加できる取組となるよう工夫していきます。

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
18	個人	4校を存続して欲しい。4校がそれぞれ特色を持ち行き届いた教育をしていけば、新しい校舎で生き生きと進められていけば、目黒区が一番の「魅力」になるに違いない。若い人たちが住み続ける、小規模でも素晴らしい設備の中学校は全国の見本になる。「財源がない」と言いながら、しっかり貯めこんだお金を子どもたちの未来のために使って欲しい。	その他	学校統合推進課	5	<p>区立中学校統合の取組は、子どもたちの自立や将来の社会参加を見据え、生徒や教職員との関わりにおいて、発達段階に応じた多様で豊かな人間関係の広がりが得られるように学校規模の適正化を図るものであり、子どもたちが、今後の予測困難な時代、社会で生きる力を育むための教育環境の充実を目的として実施するものです。</p> <p>法令上、学校規模の標準は「12 学級以上 18 学級以下」とされています。一方、この標準は地域の状況等により弾力的なものであることから、区では学識経験者等を構成員とする検討委員会からの答申を踏まえ、5 教科での教員の複数配置、小学校よりも発達段階に応じて一回り大きい生徒規模(学年規模)を確保できる、学級数で 11 学級以上、生徒数で 300 人を超える規模が望ましいと考えています。区の統合の取組は、学校規模の標準を超える学校や大規模校(文部科学省の定義では 25 学級以上)をつくることを目的とするものではなく、統合による新設中学校の学校規模も令和 7 年度時点(東京都教育人口等推計)では 11~12 学級を想定しています。小規模校には、きめ細やかな指導が行いやすい、意見や感想を発表できる機会を得やすい、異年齢の学習活動を組みやすいといったメリットがある半面、人間関係や相互の評価が固定化しやすい、教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある、多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しいといったデメリットが指摘されています。</p> <p>これまでの両校での教育活動を踏まえつつ、学校規模の適正化により小規模校のデメリットの解消を図り、新校が目指す学校像で掲げる統合後の望ましい学校規模を活かした教育活動を展開していきます。</p>
19	個人	保護者の意見を尊重して十分に議論して進めて欲しい。	4 統合の取組体制と今後のスケジュール	学校統合推進課	2	<p>令和 4 年 7 月に統合対象校の通学区域の小学校児童・保護者向けにアンケートを行い、保護者から心配の声が多かった通学区域が広がることや統合時の環境の変化などに関して、統合新校整備方針において対応の方向性を示しています。通学に関しては個人用ロッカーの設置やこれまでの統合の取組事例になかった検討組織を設置すること、環境変化への対応としては両校で教育課程や評価計画を段階的に揃えるといった両校の教員間の取組、両校の生徒間での交流活動の計画的な実施など、アンケートでいただいたご意見を統合新校整備方針に反映しています。</p> <p>今後も統合新校推進協議会や各検討組織などを通じて、生徒や保護者、地域の方々からのご意見を伺いながら検討を進め、引き続き、検討状況について積極的な情報発信に努めていきます。</p>
20	個人	4校を 2校に統合する案に反対である。目黒中央中学校の現場を見て、通学区域の広さが起こす弊害について、もっと協議すべきである。田舎でも自転車通学でもない中で、23 分など徒歩通学の圏内と思えない。整理することばかりで、児童に対する教育の厚さが薄れることへの配慮などが感じられない。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	5	<p>統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第九中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはありませんが(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大鳥中学校よりも短い距離となります。)、令和 5 年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら、通学負担の緩和や安全の確保についての検討を進めていきます。</p> <p>また、区立中学校統合の取組は、子どもたちの自立や将来の社会参加を見据え、生徒や教職員との関わりにおいて、発達段階に応じた多様で豊かな人間関係の広がりが得られるように学校規模の適正化を図るものであり、子どもたちが、今後の予測困難な時代、社会で生きる力を育むための教育環境の充実を目的として実施するものです。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
21	個人	人数が少ないからと統合を進めることに反対である。無くなった物は取り戻せない。目黒区は母校が無くなっていく土地だというのは残念だ。	その他	学校統合推進課	5	区立中学校統合の取組は、子どもたちの自立や将来の社会参加を見据え、生徒や教職員との関わりにおいて、発達段階に応じた多様で豊かな人間関係の広がりが得られるように学校規模の適正化を図るものであり、子どもたちが、今後の予測困難な時代、社会で生きる力を育むための教育環境の充実を目的として実施するものです。 また、これまで両校が大切にしてきた地域との連携や協力に基づいた教育活動を新校でも引き継ぎ、発展させていく学校を目指します。なお、閉校となる第七中学校と第九中学校の歴史的資料の保存・展示については、令和 5 年度設置の開設準備委員会において地域、保護者の方の意見を聴きながら検討を進めていきます。
22	個人	友人から統合計画について聞いた。統合により子どもの通学距離が長くなるのではないかと、災害時の避難所が遠くなるのではないかと不安を聞いた。通学区域が広がることで、教員の負担も大きくなるのではないかと心配だ。統廃合に反対である。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課 資産経営課 防災課	5	統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第九中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはありませんが(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大鳥中学校よりも短い距離となります。)、令和 5 年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら、通学負担の緩和や安全の確保についての検討を進めていきます。 統合後の跡地や跡施設については、周辺の小・中学校の学校施設の更新時における仮設校舎としての利用や施設整備に向けた活用を検討しています。具体的な活用については今後検討を進めていきますが、学校施設更新における跡地等として活用している期間は、これまでの学校が果たしてきた地域避難所としての役割を踏まえ、避難所として機能維持について検討をしていきます。なお、学校施設更新後の跡地活用については、現時点では、具体的な活用の見通しを立てることが難しいため、その時点の行政需要や地域防災計画を踏まえた対応を、地域のご意見を伺いながら検討していきます。 教職員の負担についてですが、現行制度上、正規教職員の配置数は学級数で決定しています。令和 4 年度の統合対象校の学校規模は 6～7 学級となっていますが、望ましい学級規模の学校と比較すると時間講師の担当する授業が多い指導体制となっており、教員の校務負担が大きくなる一因となっています。統合により望ましい学校規模を満たすことで、正規教員を 5 教科で複数配置、実技教科で各 1 人の配置ができる規模になり、同一教科の担当教員間の教科研究面においても望ましく、教員の校務負担を分散できるという効果をもたらします。

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
23	団体	<p>様々な困難が子どもを取り巻く今、子どもが自分らしい人生を全うするには大勢の中の一人ではなく、かけがえのない個人として話を聞いてもらえ、困った時にホッとできる【居場所】を持つことが必須である。その【居場所】で、安心して自分に向き合うことで、自信を持てるようになる。大勢の中では周りに気づかれないまま、自己肯定感を育めないで卒業してしまう子がいることを考えて欲しい。全ての教職員で温かく子どもを見守る小さな学校の存在の意義は大きいと私たちは実感している。もう一つ、自分の生活圏内に「学校」があることが大切で、「近い」から安心の【居場所】となる。義務教育学校はそうした役目を果たすところであり、「身近にあって、全ての子に大人の目が行き届く【居場所】としての学校」が、これからの子どもにとって絶対必要だ。統合を中止して子どもの安心を保障して欲しい。</p>	その他	学校統合推進課	5	<p>法令上、学校規模の標準は「12 学級以上 18 学級以下」とされています。一方、この標準は地域の状況等により弾力的なものであることから、区では学識経験者等を構成員とする検討委員会からの答申を踏まえ、5 教科での教員の複数配置、小学校よりも発達段階に応じて一回り大きい生徒規模(学年規模)を確保できる、学級数で 11 学級以上、生徒数で 300 人を超える規模が望ましいと考えています。区の統合の取組は、学校規模の標準を超える学校や大規模校(文部科学省の定義では 25 学級以上)をつくることを目的とするのではなく、第七中学校と第九中学校の統合による新設中学校の学校規模も令和 7 年度時点(東京都教育人口等推計)では 12 学級を想定しています。小規模校には、きめ細やかな指導が行いやすい、意見や感想を発表できる機会を得やすい、異年齢の学習活動を組みやすいといったメリットがある反面、人間関係や相互の評価が固定化しやすい、教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある、多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しいといったデメリットが指摘されています。これまでの両校での教育活動を踏まえつつ、学校規模の適正化により小規模校のデメリットの解消を図り、新校が目指す学校像で掲げる統合後の望ましい学校規模を活かした教育活動を展開していきます。</p> <p>なお、統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第九中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはありません(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大鳥中学校よりも短い距離となります。)、令和 5 年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら、通学負担の緩和や安全の確保についての検討を進めていきます。</p>
24	団体	<p>統合は「地域全体で子育てを行う仕組み」を壊すものである。【目黒区の基本計画】の理念に反する統合はやめて欲しい。基本計画に「地域社会の中で子どもを育てていく」「地域全体で子育てを行う仕組みづくり」ということが記載されており、これまでも地域の子はみんな我が子という気持ちで見守ってきた。子どもたちが身近にすることで、新入生のダブダブの標準服姿、標準服がツンツルテンになって卒業していく姿を街の大人たちは見て、地域の健全さを実感している。日常の中でも、名前までは知らなくても、街の大人は我が街の子の成長をずっと見守ってきた。学校がそこになくなることにより目が届かなくなり、統合によって「地域社会」は「子育て」から切り離されることになる。距離は人と人とを遠ざける。中学生は災害時など、いざという時に頼りになり平時も街に活気がみなぎる原動力となる。4 校を存続して欲しい。</p>	その他	学校統合推進課	5	<p>区立中学校統合の取組は、基本計画が掲げる基本目標の一つである「学び合い成長し合えるまち」を実現するための政策の中に位置付けられる施策となります。</p> <p>統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第九中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはないことから(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大鳥中学校よりも短い距離となります。)、地域社会が子育てから切り離されるという状況にはならないものと認識しています。</p> <p>令和 4 年度、地域・保護者・学校関係者等で構成する統合新校推進協議会を発足し、開校に向けて必要となる学校の位置や目指す学校像等の協議を進めてきました。このような、地域ぐるみでの新しい学校づくりによって、中学校が地域を、地域が中学校を改めて意識する大きな機会となったと捉えています。新校の目指す学校像では「地域とともに育ち、地域に支えられ、地域を支える学校」を掲げており、これまで両校が大切にしてきた、地域との連携や協力に基づいた教育活動を新校でも引き継ぎ、発展させていくよう、新校の学校づくりを進めていきます。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
25	団体	<p>令和3年度に行われた統合方針改定案への区民意見に対する区の不誠実な対応について、意見募集には110件の意見が寄せられ、統合への疑問・反対の意見も多くあったが、それに対する区の回答は全面否定、言い逃れ、すりかえ、無視に終始し、初めから統合ありきの冷たいものだった。区の計画に対して区民意見を求めるのであれば、計画のメリット・デメリットを公正に伝えること、賛成・反対に関係なく真摯に意見を受け止めることが民主主義の基本である。</p> <p>第八中学校と第十一中学校の統合において、第十一中学校の場所が新校の場所となっている。最も遠い通学距離が第八中学校に向かう場合の約2.5kmに対し、第十一中学校に向かう場合が約1.8kmであることが大きな理由になっている。通学負担の緩和措置として第十中学校への入学を希望できるとあるが、あくまで希望であり必ず入学できるとは限らないのではないか。協議会では隣接中学校希望入学制度の35人の枠を超えても可能とする説明があったようだが、そこまでして統合しなくてはならないのか。緑が丘三丁目の一部地域の負担軽減として自転車利用も認めるとあるが、これまで目黒区は安全上の理由から自転車通学は一切認めておらず危険ではないのか。マイクロバス、タクシー、ハイヤーの利用もその場しのぎのリップサービスの感が否めない。第八中学校の特別支援学級は通学区域のほぼ中心にあるが、第十一中学校に移転する場合に通学区域の端の方になるが、生徒や保護者に新たな負担は生じないのか。</p> <p>第七中学校と第九中学校の統合について、最も遠い通学距離は約1.2kmから約1.7kmとなる。第十一中学校、第九中学校とも統合後の通学負担の軽減や安全確保の具体的な対策は生徒、保護者、地域の方を含めた検討組織で検討していくとあるだけで、災害時を含め通学の安全が本当に確保されるかは定かではない。それなのに統合が決められようとしている。関係者が納得のいく対策が確定するまで統合は延期すべきである。</p>	その他	学校統推進課 学校運営課 教育支援課	5	<p>統合方針改定案の説明会での質疑応答や意見募集への回答を通じて、統合による影響や対応策などについて丁寧に説明させていただいたと認識しています。令和4年度は、地域、保護者、学校関係者などで構成する統合新校推進協議会において、学校の位置及び通学区域、目指す学校像といった新校の基本的な事項について様々な観点からご意見をいただきながら協議を進め、その都度区のホームページで当日資料や会議録を公開し、協議会だよりの発行などにより、協議状況の周知を図ってきました。また、令和4年7月に実施した小学校児童・保護者向けアンケートでは合計で922名の方(児童数換算での回答率約32%)からご意見をいただき、今回の統合新校整備方針の策定に反映しています。今後も統合新校推進協議会や各検討組織などを通じて、生徒や保護者、地域の方々からのご意見を聴きながら検討を進めるとともに、検討状況について、引き続き積極的な情報発信に努めていきます。</p> <p>第八中学校と第十一中学校の統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第十一中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはありませんが(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大鳥中学校よりも短い距離となります。)、令和5年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら、通学負担の緩和や安全の確保についての検討を進めていきます。令和5年度の隣接中学校希望入学制度の申込状況においても、第十中学校への変更希望者が大きく増えている状況にはないことから、令和5年度以降も第十中学校での受入に支障が生じることは想定していません。ご指摘のとおり、第八中学校の校地が新校の位置となる期間においては、緑が丘三丁目の一部地域においては、公共交通機関の定期代の補助のほか、公共交通機関の利用によっても通学時間の短縮につながらないことから、車両による対応や安全性に最大限配慮した自転車利用なども選択肢とすることを想定し、生徒数が一定程度把握できる時期に対象家庭への意向を調査した上で、通学負担緩和の具体策を決定していきます。</p> <p>なお、特別支援学級について、新校の通学区域から大鳥中学校への就学、又は逆に大鳥中学校の通学区域から新校への就学、といった通学区域外の就学につきましては、客観的かつ合理的な事情が認められる場合には、調整をしたいと考えています。</p> <p>また、第七中学校と第九中学校の統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離についても、建て替えによる新校舎建設後の現在の第九中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはありませんが(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大鳥中学校よりも短い距離となります。)、令和5年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら、通学負担の緩和や安全の確保についての検討を進めていきます。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
26	個人	子どもが小学校に入学するタイミングで大田区から引っ越しをしようと考えているが、今回の目黒区の統廃合案には疑問を感じている。入学者が減ったという理由で統合を進めるのであれば、単なる数合わせと感じ子どものことを第一に考えているとは思えない。むしろ、他区には無いような目黒区独自の案を模索して欲しい。他区の教育方針に賛同しており他区に居住を移すと思う。	その他	学校統合推進課	6	区立中学校統合の取組は、子どもたちの自立や将来の社会参加を見据え、生徒や教職員との関わりにおいて、発達段階に応じた多様で豊かな人間関係の広がりが得られるように学校規模の適正化を図るものであり、子どもたちが、今後の予測困難な時代、社会で生きる力を育むための教育環境の充実を目的として実施するものです。
27	個人	区内中学校の統廃合全体に反対の立場で意見する。 現在中学校の利用児童が減っているから統廃合をすべき、とのことだが、まず利用が減っているのは魅力がないからではなく、教職員に負担が重くのしかかっているからである。学力をあげるには一律の教育よりも個別の課題に対応することが必要であり、大規模学校にすることでこれはますます難しくなる。学業以外の様々な問題(子どもの心のケアや家庭の問題、部活、などなど)も含め、少人数学級の実現と、教職員の増員による個別対応力の充実が必要で、統合でこれを解決することも、魅力的な学校にすることもできない。 また、登下校の負担増に配慮しロッカーを大きくすることのことだが、それよりも登下校の時間が伸びてしまい、子どもの時間を奪うことに配慮していただきたい。10分の負担でも毎日続ければ年間50時間、往復なら100時間の時間が失われる。子ども中心でものごとを考えず、大人の理論を押し付けるから、この国は国際競争力も学力も衰えてしまったのではないか。 また、多様性をうたうのであれば、障がいを持った人、弱い立場の人を受け入れる社会を考え、子どもの権利、国民主権、選挙権の意味を知り、戦争や戦争をできる国づくりを問題視し、平和を希求するような学びができる学校であるべきだと思う。国際社会に出るためのことだけを考える教育は不要である。それと脱炭素社会をめざすのであれば、同時に原発の事故を学び、再稼働のように安易な方法を選ばず、社会全体で地球の資源を大事にするという広い視野をもった教育をして欲しい。	その他	学校統合推進課 教育指導課	5	区立中学校統合の取組は、子どもたちの自立や将来の社会参加を見据え、生徒や教職員との関わりにおいて、発達段階に応じた多様で豊かな人間関係の広がりが得られるように学校規模の適正化を図るものであり、子どもたちが、今後の予測困難な時代、社会で生きる力を育むための教育環境の充実を目的として実施するものです。 現行制度上、正規教職員の配置数は学級数で決定しています。令和4年度の統合対象校の学校規模は6～7学級となっていますが、望ましい学級規模の学校と比較すると時間講師の担当する授業が多い指導体制となっており、教員の校務負担が大きくなる一因となっています。統合により望ましい学校規模を満たすことで、正規教員を5教科で複数配置、実技教科で各1人の配置ができる規模になり、例えば、学年ごとの教科担任の配置などによる多様な教育内容の提供や、一人の生徒に対する異なった視点からの評価、同一教科の担当教員間の教科研究面においても望ましく、教員の校務負担を分散できるという効果をもたらします。また、目黒区では、生徒一人ひとりの興味や関心、発達や学習の課題等を踏まえ、個に応じた指導の充実を図るため、都の指導方法工夫改善加配教員に加え、区独自で採用している学習指導講師・学習指導員を活用し、少人数指導や習熟度別指導、チーム・ティーチングによる指導を実施しています。 統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第九中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはありませんが(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大鳥中学校よりも短い距離となります。)、令和5年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら、通学負担の緩和や安全の確保についての検討を進めていきます。 なお、今日的な課題に対応した教育の推進については、現代的な諸課題(主権者教育、人権教育、ESD(持続可能な開発のための教育))等に対応して求められる資質・能力を育成できるよう、新校の特色ある取組と関連付けながら、教科等横断的に取り組んでいきます。

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
28-1	議会	第七中学校・第九中学校の統合による新設中学校の整備・開校時期と第八中学校・第十一中学校の統合による新設中学校の整備・開校時期が全て同時期であり、計画上(ハードとソフトの両面)無理が生じないか検証すべきではないか。	その他	学校統合推進課	3	南部・西部地区の区立中学校の統合の取組に当たっては、統合対象各校と十分に連携・協力するとともに、区長部局とも必要な調整を図りながら取組を進めており、現時点で計画上大きな課題があるものとは考えていませんが、引き続き、関係各所と綿密に連携・協力を図りながら、取組を着実に進めていきます。また、それぞれの新校の学校づくりの取組に当たっては、地域特性を踏まえた適切な対応を講じるとともに、共通する事項については、お互いの検討状況の情報共有や取組を横展開するなど同時開校のメリットを活かした進め方の工夫をしていきます。
28-2	議会	両校とも生徒が参加する検討組織を設置し検討していくとあるが、実際に新校に通学することになる現在の小学生も何らかの形で検討に加わるべきである。このことは、統合に向けた取組体制で全般的に言えることでもある。	4 統合の取組体制と今後のスケジュール	学校統合推進課	1	中学校へ進学予定の小学校児童が新校の学校づくりに参加することは、当事者として期待をもって新校開校を迎える上で重要なことだと考えています。校章・校旗、校歌、標準服・校則等の検討に当たっては、関係小学校保護者を含めた検討組織を設置して、意見を十分に聴きながら検討を進めていきますが、その際、小学生を対象としたアンケートやワークショップを実施するなど、広く小学生が参加できる取組について検討を図っていきます。 【新校へ進学予定の小学校児童が広く参加できる取組となるよう配慮する旨を統合新校整備方針に追記しました。】
28-3	議会	通学負担の緩和措置に関する考え方について、自転車利用や公共交通機関の利用において、第七中学校と第九中学校の統合による新設中学校と、第八中学校と第十一中学校の統合による新設中学校で異なっており、開校に向けた準備段階で両校関係者間の理解を得ておく必要がある。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	3	通学負担の緩和措置については、令和5年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら検討を進めていきます。通学負担の緩和措置が、両校いずれも合理的な対応となるようしっかりと議論を進めるとともに、両校間で異なる内容については議論の過程において両校関係者に情報共有の上、理解を十分に図っていきます。
28-4	議会	開校に向けた交流活動について、地域との交流は重要度が高いため、両校とも令和5年度から開始する交流活動に「地域との交流」を追加すべきである。	2 新校が目指す学校像と開校に向けた両校の取組	教育指導課	3	令和5年度・令和6年度は、それぞれの中学校において現在の地域との交流等を通して、連携・協働を深めていきます。また、令和5年度からは、教育計画等検討組織の中で、現在の地域との関係を基盤としながら、統合後に広がった地域においても連携・協働が図られるよう、方針を具体的に検討します。同時に、地域の方にもご協力をいただきながら、これまでに行ってきた地域との交流の内容や経緯を整理したり、今後の展望等について情報共有したりするなど、統合対象校同士がお互いの地域について理解を深めるための取組も進めていきます。
28-5	議会	統合後の跡地等の活用について、区有施設の延床面積の削減や公有地の有効活用が重要課題となっており、今の時点で跡地の活用を周辺学校施設の更新時における仮設校舎としての利用や施設整備と決めるべきではない。	その他	学校施設計画課 資産経営課	6	学校施設の建て替えにおいて、工事期間中の仮設校舎を校地内に建設することは学校運営に大きな影響があります。そのため、中学校統合による跡地や跡施設を仮設校舎等として活用することは、学校施設更新を進める上で有効な手法の一つと考えています。ただし、具体的な活用やスケジュール等については今後の検討となりますので、跡地の活用に当たってはその時点の行政需要や課題を踏まえて検討していきます。
28-6	議会	統合の取組体制と今後のスケジュールについて、開設準備委員会と統合新校推進協議会は、定期的な情報提供に限らず必要に応じて意見交換の機会を設けるべきである。	4 統合の取組体制と今後のスケジュール	学校統合推進課	1	統合新校推進協議会の連絡・報告会では、地域、保護者代表の委員へ開設準備委員会から定期的に情報提供を行い、ご意見やアドバイス等をいただきながら、地域の意向を踏まえて取組を進める想定としています。 【統合新校整備方針の表現を修正しました】

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
28-7	議会	第七中学校、第八中学校の校舎について、令和6年度から通常の学校運営と既存校舎の改修工事が同時に行われるため、その間の学校運営や安全面について、方針を策定しておく必要がある。	3 学校環境の改善と整備	学校施設計画課	3	既存校舎の改修工事を実施する際には、従来から安全かつ学校運営への影響を少なくなるよう工夫しており、学校統合に係る既存校舎の改修工事についても、夏休み期間等を利用することによって、生徒、教職員等の負担を少なくするよう努めていきます。
29	個人	<p>第九中学校での説明会の時に、「第九中学校に新校舎を建設する際、長く校庭にあった樹木を残して欲しい」という要望に対し、「趣旨は理解できるし、なるべくそうしたいが、建築基準が以前より厳しいので、校舎の高さ制限によって校舎の敷地が広がる。樹木の伐採はやむを得ない場合がある。」との回答があった。2校を統合するのだから生徒数が増えて、より大きな校舎が必要になりグラウンドが狭くなる。増える生徒に狭くなるグラウンドは、生徒にとって不利益であり問題がある。グラウンドが狭くなることを住民説明会で明確にしないのはなぜか、明らかな子どもの不利益を区民が良しとするのか、なぜ課題として提示しないのか、問いたい。目黒区の緑被率は公園が少ないため他区に比べて低く個人宅の樹木に依存している。校舎建設のために樹木を伐採することは、基本計画に反し問題がある。</p> <p>上記のことは一例であり、非現実的な方針案に不信感が募るばかりである。本当に子どもの利益を尊重するならば、実行されれば大きな損失につながる「統合」は中止し、四校を存続させて、順次、それぞれに最新の設備・施設を設置すべきである。第七中学校と第九中学校の統合を中止すれば、樹木は守られ、グラウンドの広さも確保できる。</p> <p>目黒本町二丁目から第九中学校までの歩行時間は30分、第九中学校から清水池公園までの歩行時間は30分を要する(中学生女子と一緒に歩いた結果)。提示された歩行時間が実現性がないことを明白にすべきである。バス通りは、交通量が多く安全性が乏しい。</p>	その他	学校施設計画課 学校統合推進課	5	<p>第七中学校・第九中学校の統合による新設中学校の新校舎については、統合新校整備方針で掲げる新校舎整備の基本的な視点を踏まえた施設整備により、充実した学習環境、施設空間を備えた校舎環境整備が図れるものと考えています。新校舎は、現在の第九中学校校舎と比較すると、大きな規模となりますが、校庭面積に関しては、建築計画の工夫により現在の面積と同規模程度の確保は可能であり、必ずしも校庭が狭くなるとは考えていません。なお、校舎の建て替えに当たって、全ての既存の樹木を残すことは困難ですが、条例等の基準に従って新たな緑を創出していくため、基本計画に反する問題があるとは考えていません。</p> <p>また、統合新校整備方針に参考として掲載している通学区域における最長地点からの通学時間については、客観的に確認できる指標として Google マップの検索結果での所要時間を示しており、不動産公正取引協議会連合会に定められた分速 80 メートルの速さで歩いた際の所要時間や複数の職員による実地踏査で所要時間も比較し、大きな差がないことを確認しています。またバス通りでないルートについても実地踏査を行い、バス通りを歩いた場合と大きな差がないことも確認しています。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
30	団体	<p>「人権」は日常の生活の中にあり、「人権」尊重の心は、自分の「人権」が守られた時に最も深く学習される。中学生の「人権」を侵害しておいて、「人権」感覚を持ってというのは、上辺の学習を形式的に押し付けるものでしかない。近くにある学校が廃校になり遠い学校に行かざるを得なくなることが「人権」侵害でなくて何であろう。障害を持つ子にとって、その度合いはさらに深い。また、五教科の教員配置が増えるからといって、生徒一人当たりの教員数が減ることを覆い隠すのが詐欺でなくて何であろう。</p> <p>少子化とか、私立中学進学者が多いから「適正規模」を維持できないという、子どもにはなんの責任もないことを理由に「統合」を進めるやり方に教育委員会の「人権」感覚の無さを感じる。少子化が進んでも、私立中学校進学者が増えても、区立中学に進学する子どもがいる限り、一人ひとりに最高の安全や安心、便利を保障するのが教育委員会の仕事ではないのか。</p> <p>もう一つ、整備方針に示された「地域とのパートナーシップ」という謳い文句は「空想」でしかない。地域住民は、学校があるから子どもに親しみを感じ自然に子どもを応援してきた。統合により、第七中学校と第八中学校区の住民は、中学校と中学生の存在を見守ることができなくなる。イベントを組んで解消される問題ではなく、日常の何気ない触れ合いこそが「パートナーシップ」のエネルギー源である。エネルギー源を失うことは、子どもにとっても、地域にとっても、大きな不幸である。</p> <p>子どもの「人権」を尊重し、あらゆる区民の多様な生き方を認め合い、中学生と共にある地域の人々の温かい生活空間を守るために、「統合」に絶対反対の意思を表明する。</p>	その他	学校統合推進課	5	<p>区立中学校の統合の取組は、子どもたちの自立や将来の社会参加を見据え、生徒や教職員との関わりにおいて、発達段階に応じた多様で豊かな人間関係の広がりが得られるように学校規模の適正化を図るものであり、子どもたちが、今後の予測困難な時代、社会で生きる力を育むための教育環境の充実を目的として実施するものです。</p> <p>統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第九中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはありませんが(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大島中学校よりも短い距離となります。)、令和 5 年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら、通学負担の緩和や安全の確保についての検討を進めていきます。</p> <p>現行制度上、正規教職員の配置数は学級数で決定しています。令和 4 年度の統合対象校の学校規模は 6～7 学級となっていますが、望ましい学級規模の学校と比較すると時間講師の担当する授業が多い指導体制となっており、教員の校務負担が大きくなる一因となっています。</p> <p>生徒数等の状況により統合後の正規教員(校長・副校長・養護教諭を除く※)一人当たりの生徒数は増える可能性はありますが、正規教員を 5 教科で複数配置、実技教科で各 1 人の配置ができるなど、学校全体で現在よりも多くの正規教員を配置することができる規模になります。このことにより、例えば、学年ごとの教科担任の配置などによる多様な教育内容の提供や、一人の生徒に対する異なった視点からの評価、同一教科の担当教員間の教科研究面においても望ましく、教員の校務負担を分散できるという効果をもたらします。また、小規模校では比較的難しい、教員や生徒に応じた弾力的な指導体制や学級編成が可能となります。</p> <p>地域との関係ですが、令和 4 年度に地域・保護者・学校関係者等で構成する統合新校推進協議会を発足し、開校に向けて必要となる学校の位置や目指す学校像等の協議を進めてきました。このような、地域ぐるみでの新しい学校づくりによって、中学校が地域を、地域が中学校を改めて意識する大きな機会となったと捉えています。これまで両校が大切にしてきた、地域との連携や協力に基づいた教育活動を新校でも引き継ぎ、発展させていこう、新校の学校づくりを進めていきます。</p> <p>※校長は学校につき 1 名、副校長は 28 学級まで 1 名、養護教諭は 25 学級まで 1 名配置</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
31-1	個人	<p>①教科書は非常に重く、タブレットも重い。持ち帰りが必要なものだけでも大変重い。電子教科書の導入を。これまで以上にタブレットを活用する。</p> <p>⑤生徒数が多くなるので、少人数制の授業を。支援サポートの先生を配置し、どの学年クラスの子どもたちにも目が行き届くようにする。</p> <p>⑥英語教育について、ネイティブの先生、話す機会を日常からできるようにする。</p> <p>⑦英語教育が盛ん、地域の著名人の方に講演していただくなど目立った特色のある学校に。</p> <p>⑧生徒主体に。生徒一人ひとりの個性を大事に。型にはめない。自由な発想、意見が言えるように。伸び伸び、子どもたちが楽しく笑顔に通えるように。</p> <p>⑨企業連携、キャリア教育について、具体的に知りたい。</p> <p>⑩教育に関することについて、決定する前に示していただき、生徒や保護者も意見が言えるようにする。</p>	2 新校が目指す学校像と開校に向けた両校の取組	教育指導課	4	<p>①デジタル教科書の導入については、国の施策を踏まえて対応していきます。</p> <p>⑤少人数での教育が効果的と考えられる数学科及び外国語科については、東京都による加配措置により、学校規模に関わらず、取り組んでいます。また、中学校では、各学年に副担任の教員が配置されており、担任に加えて副担任を含めた学年体制で生徒を育てていきます。</p> <p>⑥⑦目黒区の英語の授業では、全ての学校・学年において、1 単位時間の中で教員の発話の 50%以上を英語で行っているのに加えて、ALTを配置して授業の中で会話の機会を多く取り入れ、コミュニケーション力が向上するよう指導しています。また、日帰りあるいは宿泊を伴う英語体験学習を区全体で実施しており、区全体で英語教育を進めています。新校での英語教育については、学校づくりの視点である「国際社会で活躍する人材を育てる国際理解教育の推進、コミュニケーション能力の育成」を踏まえた検討を進めていきます。</p> <p>⑧豊かな心の育成をコンセプトとし、生徒の個性を尊重しつつ学校全体が向上していくことができる教育活動を進めていきます。</p> <p>⑨キャリア教育については、各中学校区で、キャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオである「キャリア・パスポート」を活用し、系統的な指導を行っています。また、中学校第 2 学年において職場体験を実施し、地元の企業と連携して体験活動を行っています。新校での取組については、学校づくりの視点である「地域や社会の教育力を活用した小中連携、企業連携の推進」「夢や希望をはぐくむキャリア教育や体験学習の充実」を踏まえた検討を進めていきます。</p> <p>⑩新校の教育計画等の検討については両校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成する教育計画等検討組織で検討を進め、取組の進捗状況については、適宜情報発信していきます。なお、生徒・保護者からの意見聴取については今後検討していきます。</p>
31-2	個人	<p>②入学時、制服代に 10 万円ぐらいかかる。統合後新しい制服を支給することだが、費用も制服も勿体なく無駄に思う。その分教育のことに使っていただきたい。</p> <p>③鞆は限定しない。</p> <p>④靴下について、冬は暖かい靴下は白があまりない。黒や紺もいいとして欲しい。</p>	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	4	<p>標準服や校則については、令和 4 年 7 月に実施した小学校児童・保護者向けアンケートでは、標準服の取扱いや校則のあり方についての意見を多くいただきました。このことから、今回の統合に当たっては、両校の生徒、関係小・中学校保護者を含めた標準服・校則検討組織を設置して、ご意見を十分に聴きながら検討を進めていきます。</p>
31-3	個人	⑩通学バスを走らせる。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	5	<p>統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第九中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはないことから(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大鳥中学校よりも短い距離となります。)、スクールバスによる通学負担の緩和措置の実施は想定していません。</p>
31-4	個人	⑫トイレは気持ちよく使える綺麗なデザインでも良い。	3 学校環境の改善と整備	学校施設計画課	4	<p>開校当初の既存校舎のトイレについては洋式化等により環境の改善を図ります。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
32-1	団体	目黒区の学校行政は、以前は子どもたちも生活する人にも丁寧な対応と処遇だった。子どもの数が少なくなった事で学校が統合されるといことだが、子どもの数が増えた場合の手立てを考えているのか不安である。保護者、教職員、子ども達としっかり話し合う事を希望する。	その他	学校統合推進課	2	区立中学校の統合方針の改定に当たっては、将来的な児童・生徒数など指標を踏まえた推計を用いています。地域、保護者、学校関係者などによって構成される統合新校推進協議会において、学校の位置及び通学区域、目指す学校像といった新校の基本的な事項について、様々な観点からご意見をいただきながら協議を進めてきました。今後の開校準備の取組に当たっても、子ども、保護者の意見を十分に聴きながら検討を進めていきます。
32-2	団体	給食も行政が安全・安心な食材で作ったものをできれば無償で与えてあげたい。身体を伸ばせる広さや職員数を増やした少人数学級で目の届く教育と場所をどの様な子にも行き渡るようにして欲しい。	2 新校が 目指す学校像 と開校に向けた 両校の取組	学校運営課 学校施設計画課 教育指導課	6	学校給食費(食材料費相当分)については、学校給食法の考え方にに基づき、基本的には保護者にご負担をいただいているところです。ただし、教育費の支払が困難なご家庭には、就学援助の制度により、学校給食費などを支給させていただいています。 また、今般の価格高騰による影響等を踏まえて、保護者の負担の増加を回避するため、給食食材購入費の一部について公費により補填するなど、社会経済状況を捉えた支援に努めていきます。 新校舎の普通教室の広さについては、国による学校施設整備指針の改定や、他の地方公共団体の動向も踏まえながら、必要な広さを確保していきます。 少人数指導については、区立中学校では少人数指導の加配教員や外国語指導員、学習指導員の配置による少人数習熟度別学習やチーム・ティーチングによる指導を実施しており、新校においても引き続き、きめ細やかな指導を行っていきます。
33	個人	学校までの距離が遠くなり通学の負担が大きくなることへの対応は根本的に不可能である。今一度、中学校の統廃合について考え直し、子どもたち、保護者たちの意見をもっと丁寧に聞いて欲しい。	1 新校の 基本的事項	学校統合推進課	5	統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第九中学校及び第十一中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはありませんが(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大鳥中学校よりも短い距離となります。)、令和 5 年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら、通学負担の緩和や安全の確保についての検討を進めていきます。 また、令和 4 年 7 月に実施した小学校児童・保護者向けアンケートでは合計で 922 名の方(児童数換算での回答率約 32%)からご回答をいただきました。新校への期待や新しい学校づくりに向けたご意見をいただくとともに、統合に当たって心配していることについて確認をさせていただきました。その中で、保護者から心配の声が多かった通学区域が広がることや統合時の環境の変化などについては、統合新校整備方針において対応の方向性をお示ししています。通学に関しては個人用ロッカーの設置やこれまでの統合の取組事例になかった検討組織を設置すること、環境変化への対応としては両校で教育課程や評価計画を段階的に揃えるといった両校の教員間の取組、両校の生徒間での交流活動の計画的な実施など、アンケートでいただいたご意見を統合新校整備方針に反映しています。 今後の開校準備の取組に当たっても、子ども、保護者の意見を十分に聴きながら検討を進めていきます。

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
34-1	個人	小学校を卒業したばかりの子が重い鞆を背負って遠い道を歩けるのか。仮校舎から新校舎に移るときはどのような思いをするのか。多感な中学生を落ちつかない環境に置いていいのか。通学途上の町にも不慣れで知り合いも少なく、生徒たちには大きな負担となる。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	2	統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第九中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはありませんが(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大鳥中学校よりも短い距離となります。)、令和5年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら、通学負担の緩和や安全の確保についての検討を進めていきます。 統合時の人間関係等の変化に対しては、統合前後の教職員の加配措置やスクールカウンセラーの増配置等、これまでの統合の取組を踏まえ、きめ細やかな対応を図っていきます。
34-2	個人	「統合」は中止し、四校はそのまま存続させて欲しい。統廃合計画が出され、「目黒中央中学校」の開校から20年、「統合の推移」を、我が事として関心を持って見てきた。統廃合は、やりやすいところから順次進んだため、今回の方針案のように遠いところが残った。20年以前の「適正規模」は、今はもう通用しない。この間、東日本大震災もありコロナも経験してきた。教育行政も地域の状況も変わってきており、「切磋琢磨」論は既に過去のものになり、今は「行き届いた教育」が本流で少人数学級も進み始めている。新しい発想で、無理に無理を重ねる「統合方針」を中止し、【四つの学校を存続させ、より良い教育】へと舵を切るよう、教育委員会の大英断を願う。	その他	学校統合推進課	5	区立中学校統合の取組は、子どもたちの自立や将来の社会参加を見据え、生徒や教職員との関わりにおいて、発達段階に応じた多様な豊かな人間関係の広がりが得られるように学校規模の適正化を図るものであり、子どもたちが、今後の予測困難な時代、社会で生きる力を育むための教育環境の充実を目的として実施するものです。 法令上、学校規模の標準は「12学級以上18学級以下」とされています。一方、この標準は地域の状況等により弾力的なものであることから、区では学識経験者等を構成員とする検討委員会からの答申を踏まえ、5教科での教員の複数配置、小学校よりも発達段階に応じて一回り大きい生徒規模(学年規模)を確保できる、学級数で11学級以上、生徒数で300人を超える規模が望ましいと考えています。区の統合の取組は、学校規模の標準を超える学校や大規模校(文部科学省の定義では25学級以上)をつくることを目的とするものではなく、第七中学校と第九中学校の統合による新設中学校の学校規模も令和7年度時点(東京都教育人口等推計)では12学級を想定しています。小規模校には、きめ細やかな指導が行いやすい、意見や感想を公表できる機会を得やすい、異年齢の学習活動を組みやすいといったメリットがある反面、人間関係や相互の評価が固定化しやすい、教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある、多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しいといったデメリットが指摘されています。これまでの両校での教育活動を踏まえつつ、学校規模の適正化により小規模校のデメリットの解消を図り、新校が目指す学校像で掲げる統合後の望ましい学校規模を活かした教育活動を展開していきます。

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
35-1	議会	<p>教育委員会では、区立中学校適正規模等検討委員会からの中学校の適正規模・適正配置を求める答申、(平成 13 年(2001)12 月)を踏まえ、平成 15 年(2003)9 月に策定した「めぐろ学校教育プラン」の中で区立中学校の学校規模については 11 学級以上、300 人を超える学級が望ましいものとしているが、すでに答申からは 20 年が経過しようとしている。</p> <p>また、区は新校の校章や校歌などを子どもたちと一緒に作っているが、統合において一番の当事者である子どもの意見表明権が保証されたとは到底言えない。区民が行った「統合が、地域の子どもの安全と安心を守るのか、疑問と不安の解消を求める請願」に二千筆以上の署名が集まり、区に提出された。区は子ども条例を堅持し、統合ありきではない、子どもの意見を表明する場を設けよ。</p> <p>さらに、住民からも多くの疑問が出されている。適正規模の大きな焦点になっている教員の配置については、数年間は加配などを行いながら対応するとしているが、区民からの意見では単純に統合すると総合的な人数が減るのは明らかであり、教員一人が対応する生徒の人数が増え、更に一人ひとりの生徒に費やせる時間も少なくなるなどの指摘もなされた。</p> <p>統合新校整備方針案の基になる、区立中学校統合方針の内容について、国の動向にも変化がみられる。一時には、区が統合の魅力の一つとしていた、部活動のあり方において、地域移行の動きなども出てきた。方針で掲げていたことがすでになし崩しになっている。</p> <p>地域とのつながりについては、統合される側の中学校の学区域では、これまでと同様に地域のつながりを維持していくことは難しいと思われる。さらに地域避難所としての役割において距離が遠いことは望ましいことではない。</p> <p>以上を踏まえて統合整備方針案は凍結し、再度四校の建て替えも視野に入れて検討をしていくべき。</p>	その他	学校統合推進課	5	<p>法令上、学校規模の標準は「12 学級以上 18 学級以下」とされていますが、この標準は地域の状況等により弾力的なものであることから、区では学識経験者等を構成員とする検討委員会からの答申を踏まえ、5 教科での教員の複数配置、小学校よりも一回り大きい生徒数の規模を確保できる、学級数で 11 学級以上、生徒数で 300 人を超える規模が望ましいと考えています。令和 3 年 12 月の統合方針の改定に当たって、社会状況の変化やこれまでの統合の取組結果等を踏まえて検討をした結果、望ましい学校規模の考え方について変更はありません。</p> <p>子どもの意見については、統合新校整備方針の策定に当たって、令和 4 年 7 月に小学校児童・保護者向けアンケートを実施し、令和 5 年 1 月には子どもワークショップや意見募集を実施するなど様々な機会を設けて意見聴取を行っています。</p> <p>教員数についてですが、現行制度上、正規教職員の配置数は学級数で決定しています。令和 4 年度の統合対象校の学校規模は 6～7 学級となっていますが、望ましい学級規模の学校と比較すると時間講師の担当する授業が多い指導体制となっており、教員の校務負担が大きくなる一因となっています。</p> <p>生徒数等の状況により統合後の正規教員(校長・副校長・養護教諭を除く※)一人当たりの生徒数は増える可能性はありますが、正規教員を 5 教科で複数配置、実技教科で各 1 人の配置ができるなど、学校全体で現在よりも多くの正規教員を配置することができる規模になります。このことにより、例えば、学年ごとの教科担任の配置などによる多様な教育内容の提供や、一人の生徒に対する異なった視点からの評価、同一教科の担当教員間の教科研究面においても望ましく、教員の校務負担を分散できるという効果をもたらします。また、小規模校では比較的難しい、教員や生徒に応じた弾力的な指導体制や学級編成が可能となります。</p> <p>部活動の地域移行については国の動向を踏まえながら適切に対応していきます。</p> <p>地域との関係ですが、令和 4 年度に地域・保護者・学校関係者等で構成する統合新校推進協議会を発足し、開校に向けて必要となる学校の位置や目指す学校像等の協議を進めてきました。このような、地域ぐるみでの新しい学校づくりによって、中学校が地域を、地域が中学校を改めて意識する大きな機会となったと捉えています。これまで両校が大切にしてきた、地域との連携や協力に基づいた教育活動を新校でも引き継ぎ、発展させていくよう、新校の学校づくりを進めていきます。また、地域避難所につきましては、統合後の跡地や跡施設については、周辺の小・中学校の学校施設の更新時における仮設校舎としての利用や施設整備に向けた活用を検討しており、具体的な活用については今後検討を進めていきますが、学校施設更新における跡地等として活用している期間は、これまでの学校が果たしてきた地域避難所としての役割を踏まえ、避難所として機能維持について検討していきます。なお、学校施設更新後の跡地活用については、現時点では、具体的な活用の見通しを立てることが難しいため、その時点の行政需要や地域防災計画を踏まえた対応を検討していきます。</p> <p>※校長は学校につき 1 名、副校長は 28 学級まで 1 名、養護教諭は 25 学級まで 1 名の配置</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
35-2	議会	第七中学校の跡地について区民からも多くの意見が出されている。区は小学校の建て替えの際の仮校舎などに利用するとしているが、区民が求めているのはその後どの様に活用していくのかということである。売却することなく、区民の意見を良く聞き、都度説明会などを行っていくこと。	その他	学校施設計画課 資産経営課	6	第七中学校跡地については、周辺の小・中学校の学校施設の更新時における仮設校舎としての利用や施設整備に向けた活用を検討しています。当面の間は学校施設の更新に活用することを検討しており、現時点では、その後の具体的な活用の見通しを立てることが難しいため、その時点の行政需要や課題を踏まえて検討していきます。
36-1	個人	協議会の皆様におかれては丁寧に段階を踏んだ協議を行い、協議会だよりで迅速に共有して頂きありがたく、また、目黒区の子どもたちのためにとても良い方向に向かっていると思う。校則について、人権や多様性に配慮したものになることを望む。目黒区には外国にルーツを持つ子どもたちが多く、自然の髪に対し髪染めを強いたり、昨今話題となっている下着の色等の指定をする等のブラック校則が制定されない様に引き続き指導をお願いしたい。	2 新校が目指す学校像と開校に向けた両校の取組	学校統合推進課	3	令和4年12月に改定された文部科学省の「生徒指導提要」においては、校則について「児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で決めていくことが望ましい」と定められました。また令和4年7月に実施した小学校児童・保護者向けアンケートにおいても、新しい学校づくりの取組の中で校則の検討に子どもを参加させたい(子どもが参加したい)とのご意見を多くいただいたところです。これらの状況を踏まえ、両校の生徒、関係小・中学校保護者を含めた検討組織を設置し、意見を十分に聴きながら、新校の校則について検討していきます。
36-2	個人	不登校生徒への対応について、どれだけ教職員の方々が一人ひとりの生徒を大切にしている、思春期の子ども同士の人間関係により、不登校になる生徒は出てくる。他校では教室か家かの2択で保健室登校は認められていないと聞いた。この地域の子どもたちにとって、めぐろ学校サポートセンターに通うには遠く現実的に難しい。オンラインでの受講を出席扱いにしたり、教室に入れない生徒向けのSTEPルームのようなものを設置したりして、一度つまづいた生徒が再び歩き出せるような仕組みを開校当初からの設置を検討して欲しい。	4 統合の取組体制と今後のスケジュール	教育支援課	4	目黒区教育委員会では、学習支援教室「めぐろエミール」を設置し、不登校状態にある児童・生徒が、個別に学習指導を受けられたり、通級した児童・生徒同士で、協働で学習したり、体験活動を行ったりできるなど、学びの機会を確保する支援事業を行っており、本教室に通級した場合は出席扱いとすることを認めています。 また、各校では、不登校状態にある生徒と保護者が学校と相談の上、一定の条件を満たし、自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合に、校長が出席を認めています。新校でも同様の対応を行います。 STEP ルームとは、文部科学省の資料によりますと、学校に登校できなかったり、教室に入りづらくなったりする生徒の「居場所」として、また、少人数で楽しく会話したり、勉強を教え合ったりする活動を通して、将来の社会的自立に向けたコミュニケーションの場として活用されている校内に設置した適応指導教室のことと認識しています。 適応指導教室の設置に当たっては、必要な教室や指導する教員の確保等、様々な課題があり、教育委員会では、各校の校内に適応指導教室を設置する事業は行っていませんが、新校においては、新しい学校施設建設に向けて、個別学習や少人数学習など柔軟に対応できる環境整備を行う方向で検討を進めています。

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
36-3	個人	内申について、塾講師の方から話を伺ったところ、模試で良い点を取る生徒の学校の成績は、大体どの区も同じ位の学校の成績なのに、目黒区立中学校は他の区と比べて学校の成績が低いことが多いとのことである。同じ都立高校の受験を目指す時に、目黒区立中学校の生徒のみ最初から内申が低い不利な状況があるようであれば、新校だけでも他の区と遜色のない成績が付けられる様に絶対評価にする等、方策を検討して頂きたい。	2 新校が 目指す学校像 と開校に向けた 両校の取組	教育指導課	6	各校では、学習指導要領に基づき、各教科について、知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度の 3 つの観点で目標に準拠したいわゆる絶対評価を行っており、新校においても同様に取り組んでいきます。

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
37	個人	<p>南部・西部地区の区立中学校の統合新校整備方針案は全面的に見直して欲しい。</p> <p>1 区立中学校の統合・廃校を望む生徒及び保護者、住民の声は大多数なのか。調査結果など判断根拠を示して欲しい。</p> <p>2 令和 5 年度隣接中学校希望入学制度の申込において、第八中学校は希望者数第 2 位で対象区域内増減率は飛び抜けており、区民に支持されている学校を潰すことは区民の意思・利益に反する。</p> <p>3 教育的見地から小規模校解消を行うのなら第一中学校が先である。適正規模にはエビデンスがないと聞く。区は小規模校にはメリットがないと考えているのか。第十一中学校は、“生徒数は 200 名の小規模な学校だが(令和 4 年 4 月 1 日現在)、小規模校ならではのメリットを生かして「確かな学力の向上」と「豊かな心の育成」を中心とした、生徒一人ひとりを大切にした教育を推進している”と HP に掲げている。適正規模のメリットだけを宣伝するのではなく双方のメリット・デメリットを公平に比較し意見を聴いて欲しい。</p> <p>4 11 学級の学校には 20 人の正規教職員が配置され、正規教員を 5 教科(国語・社会・数学・理科・英語)で各 2 人、音楽・美術・技術・家庭・体育(男)・体育(女)で各 1 人配置できることをメリットにしているが、校長をはじめ管理職は半減など総数としては減るのではないか、そのデメリットはないと考えているのか。メリットだけでなくデメリットもはっきり示し意見を聴いて欲しい。</p> <p><次ページに続く></p>	その他	学校統合推進課 教育指導課	5	<p><1 について> 統合新校整備方針の策定に当たっては、地域、保護者、学校関係者などによって構成される統合新校推進協議会において、新校の基本的な事項について様々な観点からご意見をいただきながら協議を進め、その都度区のホームページで当日資料や会議録を公開し、協議会だよりの発行などにより協議状況の周知を図ってきました。また、令和 4 年 7 月に実施した小学校児童・保護者向けアンケートでは 479 名の方(児童数換算での回答率約 31%)からご回答をいただき、統合に対する懸念についても項目を設けていますが、統合に向けた取組について一定のご理解をいただいているものと認識しています。</p> <p><2 について> 新校の位置の決定に当たっては、統合新校推進協議会の中で様々な観点からご意見をいただきながら方向性を確認した、適当な内容と考えています。</p> <p><3 について> 法令上、学校規模の標準は「12 学級以上 18 学級以下」とされています。一方、この標準は地域の状況等により弾力的なものであることから、区では学識経験者等を構成員とする検討委員会からの答申を踏まえ、5 教科での教員の複数配置、小学校よりも発達段階に応じて一回り大きい生徒規模(学年規模)を確保できる、学級数で 11 学級以上、生徒数で 300 人を超える規模が望ましいと考えています。区の統合の取組は、学校規模の標準を超える学校や大規模校(文部科学省の定義では 25 学級以上)をつくることを目的とするものではなく、第七中学校と第九中学校の統合による新設中学校の学校規模も令和 7 年度時点(東京都教育人口等推計)では 11 学級を想定しています。小規模校には、きめ細やかな指導が行いやすい、意見や感想を発表できる機会を得やすい、異年齢の学習活動を組みやすいといったメリットがある半面、人間関係や相互の評価が固定化しやすい、教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある、多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しいといったデメリットが指摘されています。これまでの両校での教育活動を踏まえつつ、学校規模の適正化により小規模校のデメリットの解消を図り、新校が目指す学校像で掲げる統合後の望ましい学校規模を活かした教育活動を展開していきます。なお、第一中学校は望ましい学校規模を満たしていませんが、隣接する東山中学校及び目黒中央中学校が望ましい学校規模を維持している状況にあり、これらの隣接校との統合では望ましい学校規模を超える可能性があることから、当面は統合の対象とはしていません。</p> <p><4 について> 現行制度上、正規教職員の配置数は学級数で決定しています。令和 4 年度の統合対象校の学校規模は 6~7 学級となっていますが、望ましい学級規模の学校と比較すると時間講師の担当する授業が多い指導体制となっており、教員の校務負担が大きくなる一因となっています。生徒数等の状況により統合後の正規教員(校長・副校長・養護教諭を除く※)一人当たりの生徒数は増える可能性はありますが、正規教員を 5 教科で複数配置、実技教科で各 1 人の配置ができるなど、学校全体で現在よりも多くの正規教員を配置することができる規模になります。このことにより、例えば、学年ごとの教科担任の配置などによる多様な教育内容の提供や、一人の生徒に対する異なった視点からの評価、同一教科の担当教員間の教科研究面においても望ましく、教員の校務負担を分散できるという効果をもたらします。また、小規模校では比較的難しい、教員や生徒に応じた弾力的な指導体制や学級編成が可能となります。</p> <p>※校長は学校につき 1 名、副校長は 28 学級まで 1 名、養護教諭は 25 学級まで 1 名の配置</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
37 続き		<p>5 学校や生徒集団はモノではない。企業合併でも何十年にも影響が及ぶと聞く。社内ルール統合の難しさや新たな人間関係構築によるストレスなどがその欠点、リスクとして挙げられている。そして、学校統合に関わる現場教職員の負担は大きく、あえて統合校を希望する者は稀だと聞く。そうした負担やリスクを回避するために具体的にどの様な措置を取るのか。</p> <p>6 以上を踏まえて統合・廃校をするのであれば、目黒区子ども条例に即して、子どもの声を最優先に聴き採用して欲しい。例えば標準服は必要ない。さらに「保護者の方々が標準服の買い替えが必要となった場合に、新たな負担が無いように努めていきます」と記載されているが、費用は区が負担するのではなく区民(税金)が負担するのである。行財政の効率化に反するし区民の意見も聴くべきである。</p>				<p><5 について> 統合に向けた取組は、両校の教職員のみで進めるのではなく、両校の教職員、関係小学校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成する開設準備委員会を設置し、委員会の中には教育計画等検討組織など検討内容に応じた組織を設置して具体的な検討を進めていきます。統合のない学校と比較すると教職員の負担は少なからずあることから、東京都の支援事業を活用し、統合初年度は統合各校 2 名、他の 2 年間は統合各校 1 名の教員加配等の人的支援を受けることや、既存の校務や校内研究等を統合に係る業務と併せることで総合的に現場教職員の負担軽減を図っていきます。また、学校と教育委員会事務局が連携を密にすることで負担やリスクを最小限に抑えることなどに取り組みます。</p> <p><6 について> 新校の学校づくりには当たっては、生徒も構成員として検討組織を設置し、意見を聴きながら検討を進めるとともに、両校の生徒や新校へ進学予定の小学校児童が広く参加できる取組となるように配慮します。</p>
38-1	個人	<p>「どの様な目黒区の中学校教育を目指すのか」、数十年前に国が打ち出した「適正規模」を基本根拠としている点で説得力がない。区としての独自のビジョンを持つべきである。人口増えない、生徒数増えない、古い「適正規模」を正とする、..あまりに受動的である。</p> <p>通学困難者がいることを絶対に無視しないで欲しい。体力に恵まれない子、体調が芳しくない時、荷物の多い子、冬の暗い帰り道、朝から酷暑の夏、強風・豪雨などで毎日平気で通えるか。最後の 1 人まで見捨てないで欲しい。一義的な距離などが判断基準でなく、「この通学はつらい」と思われる子たちは車を回すなど、それくらいするべきだ。朝は一緒に帰りの時間はバラバラなど、それも汲み取ってしっかり家へ送って欲しい。ましてや、何らかの障害のある子であれば、なおさら通学負担を増やさないと欲しい。</p> <p>なお、反対している方々はたくさんいる。もう統廃合ありきで進められているが反対者の声を聴いて欲しい。ビジョンが見えないのに箱物の計画が進んでいるとは大変驚きである。</p> <p>一辺倒の「住民の声」以外、いろんな視野を持った人たちがおり、新しい声を聴いて欲しい。</p>	その他	学校統合推進課	4	<p>区立中学校統合の取組は、子どもたちの自立や将来の社会参加を見据え、生徒や教職員との関わりにおいて、発達段階に応じた多様で豊かな人間関係の広がりや得られるように学校規模の適正化を図るものであり、子どもたちが、今後の予測困難な時代、社会で生きる力を育むための教育環境の充実を目的として実施するものです。</p> <p>法令上、学校規模の標準は「12 学級以上 18 学級以下」とされています。一方、この標準は地域の状況等により弾力的なものであることから、区では学識経験者等を構成員とする検討委員会からの答申を踏まえ、5 教科での教員の複数配置、小学校よりも発達段階に応じて一回り大きい生徒規模(学年規模)を確保できる、学級数で 11 学級以上、生徒数で 300 人を超える規模が望ましいと考えています。統合による新校においては、これまでの両校での教育活動を踏まえつつ、学校規模の適正化により小規模校のデメリットの解消を図り、新校が目指す学校像で掲げる統合後の望ましい学校規模を活かした教育活動を展開していきます。</p> <p>また、統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第九中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはありませんが(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大鳥中学校よりも短い距離となります。)、令和 5 年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら、通学負担の緩和や安全の確保についての検討を進めていきます。</p> <p>新校の学校づくりに当たっては、統合新校推進協議会や各検討組織などを通じて、生徒や保護者、地域の方々からのご意見を聴きながら検討を進めていきます。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
38-2	個人	<p>新校の目指す学校像の説明があったが、統廃合しないと実現不可なものではなかった。「この統廃合を絶好の機会と捉え、公立中学校教育・子どもたちの3年間をこんなに良くしよう」との意気込みに欠けていることが何よりの不安材料だ。公立中学校に来る子どもたちとその家庭は、区営住宅に暮らす家庭から、親も目黒区で生まれ育ち公立中学で学んだ家庭など様々だと思う。「区営住宅に暮らす子を輝かせよう！」などと思って欲しい。今まで以上にビジョンのある区立中学校を目指して欲しい。目黒区で新しい試みをしてみてはいかがか。私立に行かせるより区立学校に行かせようと思ってもらえる教育にできないか。区営住宅に暮らす子ども、障害(=個性)のある子どもを輝かせる目黒区に、進学校を目指す子は塾など行かなくてもその力が付くようにして欲しい。理想をもって取り組んで欲しい。</p>	2 新校が 目指す学校像と 開校に向けた 両校の取組	教育指導課	3	<p>統合により、これまでよりも多くの友達や教員、広がった通学区域の地域の方々など、多様な人々と接し、力を合わせて活動に取り組むことができ、生徒一人ひとりが多面的・多角的な視点をもつことができるものと認識しています。</p> <p>新校の学校づくりに当たっては、これまでの良き校風や伝統、教育活動を継承しつつ、これからの学校教育に求められていることを取り入れながら、望ましい学校規模を生かした「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」を目指しています。</p> <p>また、将来的には新校の良き取組を、新校以外の区立中学校にも展開していくことで、区立中学校の魅力にもつなげていきます。</p>

(2) 第八中学校・第十一中学校の統合新校整備方針案(意見募集) ※ 対応区分が「1」の回答・検討結果欄には、【 】で統合新校整備方針への反映内容を記載しています。

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
1	個人	第十一中学校の裏門の道の両脇には擁壁と壁があり、壁側にマンションが隣接している。第十一中学校の壁を工事して高さを高くしてしまうと、マンションに陽が入らなくなってしまうことを懸念している。念のため近隣住民として意見を出させていた	3 学校環境の改善と整備	学校施設計画課	3	建築関係法令の制限を遵守するとともに、近隣に生ずる日影への影響にも配慮しながら計画を進めていきます。
2	個人	2人の中学生を育てた経験から、次に中学に上がる子どもには同じ辛い思いをして欲しくないため、先生方に強く希望したい。中学生は多感な年頃で、自分の悩みに向き合い、友人との関係にも敏感で悩む時期である。別々の中学校が途中から統合する時に、どのような子ども同士の衝突などが起こり得るか想像して指導に当たっていただきたい。同級生や部活の仲間から気に入らないとの理由で、見えないところで強く排除され精神的苦痛を受け、子どもが深く傷ついたという事が身近にあった。成績や内申などで押さえつけずに、一人ひとりの得意な事に目を向けて認める教育を中学校では望む。大人が押さえつけることで学校で他人を押さえつけ、排除する事で優位に立とうとする子どもが生じる。こうした不安から私立中学校を受験し、地元の公立中学校を選択肢に入れないという家庭の話もよく聞く。自立を促す時期であるが、親が陰で協力できることは何でもしたいと思っている。	2 新校が目指す学校像と開校に向けた両校の取組	教育指導課	2	区立中学校のさらなる魅力づくりと充実した教育環境の整備のため、区立中学校の適正規模・適正配置に取り組んでいます。統合により望ましい学校規模を実現し、充実した学習・指導体制の構築に必要な教員数を確保することにより、活力ある学習活動を展開し、集団の中で豊かな人間関係をはぐくんでいきます。統合対象校両校の生徒が、同じ学校で学んでいく仲間同士として、開校までの期間中においても、豊かな人間関係を構築していくことが大切であると考えています。そこで、開校までの2年間に様々な交流活動を行い、両校の生徒が互いに親しみをもって開設年度を迎えられるよう、取組を進めていきます。また、統合後の教育活動を進めるに当たっては、新校の目指す学校像である「人権尊重の精神」に基づき、生徒の心のケアに十分配慮していきます。
3-1	個人	中学が統合されることで、目黒区の中央部に中学がなくなり通学が遠くなる。学用品、部活動の道具など、重たい荷物を持って、雨の日も、雪の日も、大風の日も毎日である。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	2	統合による新設中学校の通学区域、通学距離(新校舎移転後)は他校と比較して大きく広がるものではありませんが、令和5年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら、通学負担の緩和や安全の確保についての検討を進めていきます。

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
3-2	個人	規模が小さい学校にも良さがある。統合する時に在校している生徒達はかわいそうに思う。統合は大人の都合のような気がする。	その他	学校統合推進課	6	<p>区立中学校統合の取組は、子どもたちの自立や将来の社会参加を見据え、生徒や教職員との関わりにおいて、発達段階に応じた多様な人間関係の広がりが得られるように学校規模の適正化を図るものであり、子どもたちが、今後の予測困難な時代、社会で生きる力を育むための教育環境の充実を目的として実施するものです。</p> <p>法令上、学校規模の標準は「12 学級以上 18 学級以下」とされています。一方、この標準は地域の状況等により弾力的なものであることから、区では学識経験者等を構成員とする検討委員会からの答申を踏まえ、5 教科での教員の複数配置、小学校よりも発達段階に応じて一回り大きい生徒規模(学年規模)を確保できる、学級数で 11 学級以上、生徒数で 300 人を超える規模が望ましいと考えています。区の統合の取組は、学校規模の標準を超える学校や大規模校(文部科学省の定義では 25 学級以上)をつくることを目的とするものではなく、統合による新設中学校の学校規模も令和 7 年度時点(東京都教育人口等推計)では 11~12 学級を想定しています。小規模校には、きめ細やかな指導が行いやすい、意見や感想を発表できる機会を得やすい、異年齢の学習活動を組みやすいといったメリットがある半面、人間関係や相互の評価が固定化しやすい、教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある、多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しいといったデメリットが指摘されています。</p> <p>これまでの両校での教育活動を踏まえつつ、学校規模の適正化により小規模校のデメリットの解消を図り、新校が目指す学校像で掲げる統合後の望ましい学校規模を活かした教育活動を展開していきます。</p> <p>また、統合時の人間関係等の変化に対しては、統合前後の教職員の加配措置やスクールカウンセラーの増配置などによって、きめ細やかな対応を図っていきます。</p>
4	個人	大岡山消防署の前に大きなマンションが建設され、また、自由が丘駅前の再開発により大きなマンションが建つと言われており、この地域の子どもの数は自ずと増えるのではないかと。目黒中央中学校は、教科センター方式で開校したが生徒数が増えてしまい教室が不足する事態である。特色ある目黒の教育を推進すべく建てられ他の自治体も視察に来ていたが、その姿が変わろうとしている。充実した目黒の教育は保証されているのか。目黒中央中学校の校庭は生徒数の増加に対して広さとして十分か。第十一中学校の校庭も同様である。第十一中学校学区の生徒数が増えると見込まれている「今」第八中学校との統合は本当に必要なのか。	その他	学校統合推進課 学校施設計画課	6	<p>統合の取組の検討に当たっては、将来的な児童・生徒数など指標を踏まえた推計を用いており、区内の再開発などの事情を考慮しても、第十一中学校単独で望ましい学校規模を満たす見通しが無いことから、第八中学校と第十一中学校の統合により望ましい学校規模を実現することが必要と考えています。</p> <p>目黒中央中学校については、生徒数の増加により教室の増設工事を実施しているところです。これにより、一部の運用が変更となりますが、教科センター方式は維持します。また、校庭については、体育の授業や部活動、体育祭などの行事などに支障のないように計画します。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
5	個人	第八中学校から第十一中学校までどのくらい時間がかかるのかを歩いてみたところ、自宅からだとも30分はかかった。孫にこれほど歩かせるのかと思うと残念だ。隣接校の第七中学校もなくなり碑文谷四丁目の子どもは義務教育を受ける権利が損なわれる。第八中学校は残して欲しい。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	5	区立中学校統合の取組は、子どもたちの自立や将来の社会参加を見据え、生徒や教職員との関わりにおいて、発達段階に応じた多様な豊かな人間関係の広がりが得られるように学校規模の適正化を図るものであり、子どもたちが、今後の予測困難な時代、社会で生きる力を育むための教育環境の充実を目的として実施するものです。 統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第十一中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはありませんが(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大鳥中学校よりも短い距離となります。)、令和5年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々意見を聴きながら、通学負担の緩和や安全の確保についての検討を進めていきます。
6	個人	両校の統合に当たって通学区域の整備をしないのはなぜか。統合により学校までの距離が遠くなる世帯もあり、指定校以外の学校への通学を望む世帯が増えるのではないかと。希望校が抽選となり漏れた場合に、近くの学校に通えず環状七号線の向こう側にある起伏の激しい道りにある学校に通わなければならないのは疑問である。統合によって、これまでの通学区域の考え方は古くなり、例えば学校を中心に半径〇〇kmの円の中であればどの学校を希望しても良いなど、通学区域のあり方を検討すべきではないか。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課 学校運営課	6	令和3年12月に改定した区立中学校統合方針において、統合による新設中学校の通学区域について、原則として統合する各校の通学区域を合わせたものとし、必要に応じて通学区域の一部変更、調整区域の設定等を行うものとしています。統合新校推進協議会における通学区域の協議においては、現在の第十一中学校の校地に通学する場合には、統合する各校の通学区域を合わせた通学区域から徒歩での通学が可能(徒歩25分圏内)であるため、原則どおり、第八中学校と第十一中学校の通学区域を合わせたものとする事が望ましいことを確認したものです。なお、新校開校当初の第八中学校の校地に通学する場合には通学距離の関係から徒歩以外での通学を必要とする生徒が最適な通学方法の選択ができるよう、適切な通学負担の緩和措置が必要と考えています。こうした通学区域が広がることへの対応を講じることとしており、通学区域の変更は想定していません。 なお、指定校以外への進学を希望する場合は、隣接中学校希望入学制度等により対応を図っていきます。
7	個人	過去の議事録を見て、第十一中学校を残すことありきで話が進んでいるように感じる。第八中学校の歴史や文化がしっかりと継承されるか心配である。大岡山小学校は、中根小学校、緑ヶ丘小学校よりも歴史が長く名門と言われているが、大岡山小学校の進学先である第八中学校を閉校することは誠に遺憾である。統合の取組の中で、校名や校歌などは住民の意見を広く聞き多数の意見を尊重して欲しい。特に第八中学校側の人間の意見をしっかりと聞いて欲しい。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	2	新校の位置の決定に当たっては、地域、保護者、学校関係者などによって構成される統合新校推進協議会において様々な観点からご意見をいただきながら協議を進めてきました。協議において、第八中学校と第十一中学校のどちらの敷地においても新校に必要な一定規模の建物の整備が可能である一方で、第十一中学校の敷地の方が新校の通学区域の中心に近いという通学条件の優位性があることから、第十一中学校の校地を新校の位置とする方向性を確認したところです。また、目指す学校像や学校づくりの視点の検討に当たっては、両校の歴史や文化を継承する観点から、両校のこれまでの教育活動等を踏まえた検討を行いました。 校名については公募により選定することとし、保護者や地域の意見を十分に踏まえる必要があることから、公募の方法、対象者の範囲及び選定基準などについて、引き続き統合新校推進協議会で協議していきます。校歌については、両校の生徒、関係小・中学校保護者を含む検討組織を設置し、両校の伝統を引き継ぐ観点から地域の意向に配慮して検討を進めていきます。

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
8	個人	標準服について、中学校に子どもが在籍する保護者から、男子のズボンはチクチクするためスパッツを中に履く人がいるとの話が聞き、自分の子どもも勉強に集中できないとして1年の前期はスパッツを履いていた。暑い季節になった時にスパッツを履いて暑さを我慢するか、チクチクを我慢するかで、勉強への集中ができない状況だった。標準服は安価でなく、また、勉強の妨げになるのは困るため、肌触りの良い素材を厳選して欲しい。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	2	令和4年7月に実施した小学校児童・保護者向けアンケートにおいては、新しい学校づくりの取組の中で標準服の検討に子どもを参加させたい(子どもが参加したい)のご意見や、標準服のあり方に関するご意見を多くいただきました。 このことから、両校の生徒、関係小・中学校保護者を含めた検討組織を設置して、意見を十分に聴きながら標準服の具体的なあり方について検討を進めていきます。
9-1	個人	子どもが令和5年4月で6年生になるが、仕事のため説明会に参加できない。統合の取組に関して具体的なことが分からない。統合のメリットやデメリット、説明会の報告等を学校経由で紙やシステムやメールなど何らかの形で共有していただき、子どもにも分かるように説明して欲しい。	4 統合の取組体制と今後のスケジュール	学校統合推進課	1	今回の統合新校整備方針の策定に当たっては、説明会や子ども向けワークショップの開催などのほかホームページにおいて統合新校整備方針案の説明動画を公開しています。また、統合新校推進協議会の協議状況については、区のホームページで当日資料や会議録を公開するとともに、協議会だよりを保護者連絡システムや学校を通じて配布しています。今回の説明会の実施結果については、ホームページや保護者連絡システム等で周知を図ります。 また、令和5年度以降の統合新校推進協議会、各検討組織等での検討状況についても、引き続き積極的な情報発信を図るとともに、特に今後中学校へ進学予定の小学校児童・保護者に向けては、適切な時期を捉えて、学校説明会やワークショップを開催するなどにより、開校に向けた両校の取組状況や新校の教育活動などについて具体的に説明していきます。 【取組状況の情報発信等について統合新校整備方針に追記しました。】
9-2	個人	統合対象校以外の学校に通いたい場合にどうすれば良いのか不安である。	その他	学校運営課	6	指定校以外への進学を希望する場合は、隣接中学校希望入学制度等により隣接する中学校への入学を希望することができます。隣接中学校希望入学制度内容や学校統合の取組については、毎年度、学校を通じて小学3年生以上の保護者に配布している目黒区立中学校案内によりご案内するなど、今後も周知を図っていきます。
10-1	個人	通学区域が広がることへの対応について、緑が丘三丁目についても、第十中学校への指定校変更を検討して欲しい。第八中学校への通学に公共交通機関を利用すると、通勤時間帯の東急東横線上り列車を利用せざるを得ず安全面から極力避けたい。第十中学校であれば自由が丘からバス通学が可能である。	1 新校の基本的事項	学校運営課	6	指定校以外への進学を希望する場合は、隣接中学校希望入学制度により対応を図っていきます。令和5年度入学については、第十中学校の隣接中学校希望入学制度による受入人数の35人以内の申込となり、全ての方の希望入学が可能となっています。また、個別の事情に応じて、指定校変更制度の中でご相談を受け付けていきます。
10-2	個人	新校が目指す学校像について、メリットというより現在の課題事項が多い。例えば、地域の連携では異なる住区、青少年委員で運営されている地域行事はバラバラに運営されており、新校では今まで以上に連携が困難になるのではないかと。そのため、中学校生徒会、教員、PTA、青少年委員など関係者が課題解決のために話し合い、当事者で「新校の目指す学校像」を再考するよう強く希望する。	2 新校が目指す学校像と開校に向けた両校の取組	教育指導課	5	新校が目指す学校像のコンセプトの一つである「地域との連携」に基づき、現在の地域との連携や地域行事のあり方を尊重しながら、新校開校に向けて、各地域の住区住民会議や町会・自治会との更なる連携を図っていきます。 また、令和5年度からは、教育計画等検討組織の中で、生徒と地域、また地域同士の円滑な連携が図れるよう、地域との連携のあり方や交流の内容について検討していきます。

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
11-1	個人	学校行事は減らさないで欲しい。第十一中学校の行事で、中学2年生時のスキー教室を楽しみにしている。	2 新校が目指す学校像と開校に向けた両校の取組	教育指導課	3	統合後の学校行事につきましては、教育計画等検討組織の中で、両校の学校行事を踏まえつつ、新しい学校の学校行事のあり方について検討していきます。
11-2	個人	標準服を決める時には生徒の意見を聞いて欲しい。代表生徒だけでなく皆に参加させて欲しい。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	1	令和4年7月に実施した小学校児童・保護者向けアンケートにおいては、新しい学校づくりの取組の中で標準服の検討に子どもを参加させたい(子どもが参加したい)のご意見や、標準服のあり方に関するご意見を多くいただきました。このことから、両校の生徒、関係小・中学校保護者を含めた検討組織を設置して、その中で意見を十分に聴きながら、子どもたちが広く参加できる取組となるよう工夫していきます。また、これまでの学校統合の取組事例である大鳥中学校の開校に向けては、校章のデザインや投票、校歌のフレーズ募集、標準服のデザインアンケートや事業者のプレゼンテーションなどに生徒が広く参加しました。こうした事例も参考にしながら、生徒参加による魅力ある学校づくりを進めていきます。 【両校の生徒が広く参加できる取組となるよう配慮する旨を統合新校整備方針に追記しました。】
12-1	個人	通学距離が長くなることによる安全面や通学負担を心配している。通学負担の緩和措置を示しているが、住所で線引きされると道一本の違いで、通学負担の緩和措置を受けられる生徒と受けられない生徒が生じるため、希望者全員が緩和措置を受けられるようにして欲しい。(校舎移設期間の2年間は送迎バスを出すなど)。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	4	第八中学校の校地が新校の位置となる期間に、自由が丘二丁目・三丁目の一部地域及び緑が丘三丁目の一部地域において、目黒中央中学校の開校当初の校舎(旧第六中学校)への通学における公共交通機関の交通費の補助基準(距離(道のり)が2キロメートルを超え、かつ徒歩で30分を超える)に該当することが見込まれており、徒歩以外での通学を必要とする生徒が最適な通学方法の選択ができるよう、適切な通学負担の緩和措置を講じます。 なお、様々な状況を踏まえた合理的な措置となるよう具体的な内容・基準等については、令和5年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら検討を進めていきます。
12-2	個人	現在の1学級を半分に分けた少人数指導の継続など、学びの質を維持できるよう、十分な数の教員を配置して欲しい。子ども達のより良い学校生活のために検討して欲しい。	2 新校が目指す学校像と開校に向けた両校の取組	教育指導課	3	現行制度上、正規教職員の配置数は学級数で決定しています。統合により望ましい学校規模を実現することで、正規教員を5教科で複数配置、実技教科で各1人の配置ができるなど、学校全体で現在よりも多くの正規教員を配置できる規模になります。このことにより、例えば、学年ごとの教科担任の配置などによる多様な教育内容の提供や、一人の生徒に対する異なった視点からの評価、同一教科の担当教員間の教科研究面においても望ましく、小規模校では比較的難しい、教員や生徒に応じた弾力的な指導体制や学級編成が可能となります。 少人数指導につきましては、数学科、英語科においては引き続き、生徒一人ひとりの興味や関心、発達や学習の課題等を踏まえ、個に応じた学習指導を充実させるため、都の指導方法工夫改善加配教員を活用し、習熟度別指導等、少人数による指導を実施していきます。

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
13	個人	子どもの進学はまだ少し先だが、現段階では場所なども含めて検討し、今の予定通り新校が設立されるならば新校に通いたいと考えているため、開校時期の遅れなどがない様にして欲しい。例えば、一年遅れての開校等になる場合、中学校に在籍する期間中の1年間が色々な意味で影響が大きいいため、私立中学校への受験なども考える必要があるため、計画通りに進めて欲しい。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課 学校施設計画課	2	新校は、令和7年4月1日に、現在の第八中学校の場所に設置し、建て替えによる新校舎整備後の令和9年度中を目途に第十一中学校の場所に移転する予定です。教育委員会各課、区長部局等と密に連携・確認を図りながら、お示ししたスケジュールを基本として進めていきます。 工事については予定どおりの工期で完成するようスケジュールの調整を十分に図りますが、天災や想定外の事態により工期が延長する可能性はあります。
14	個人	4校を存続して欲しい。4校がそれぞれ特色を持ち行き届いた教育をしていけば、新しい校舎で生き生きと進められていけば、目黒区が一番の「魅力」になるに違いない。若い人たちが住み続ける、小規模でも素晴らしい設備の中学校は全国の見本になる。「財源がない」と言いながら、しっかり貯めこんだお金を子どもたちの未来のために使って欲しい。	その他	学校統合推進課	5	区立中学校統合の取組は、子どもたちの自立や将来の社会参加を見据え、生徒や教職員との関わりにおいて、発達段階に応じた多様で豊かな人間関係の広がりが得られるように学校規模の適正化を図るものであり、子どもたちが、今後の予測困難な時代、社会で生きる力を育むための教育環境の充実を目的として実施するものです。 法令上、学校規模の標準は「12学級以上18学級以下」とされています。一方、この標準は地域の状況等により弾力的なものであることから、区では学識経験者等を構成員とする検討委員会からの答申を踏まえ、5教科での教員の複数配置、小学校よりも発達段階に応じて一回り大きい生徒規模(学年規模)を確保できる、学級数で11学級以上、生徒数で300人を超える規模が望ましいと考えています。区の統合の取組は、学校規模の標準を超える学校や大規模校(文部科学省の定義では25学級以上)をつくることを目的とするものではなく、統合による新設中学校の学校規模も令和7年度時点(東京都教育人口等推計)では11~12学級を想定しています。小規模校には、きめ細やかな指導が行いやすい、意見や感想を発表できる機会を得やすい、異年齢の学習活動を組みやすいといったメリットがある反面、人間関係や相互の評価が固定化しやすい、教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある、多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しいといったデメリットが指摘されています。 これまでの両校での教育活動を踏まえつつ、学校規模の適正化により小規模校のデメリットの解消を図り、新校が目指す学校像で掲げる統合後の望ましい学校規模を活かした教育活動を展開していきます。
15	個人	保護者の意見を尊重して十分に議論して進めて欲しい。	4 統合の取組体制と今後のスケジュール	学校統合推進課	2	令和4年7月に統合対象校の通学区域の小学校児童・保護者向けにアンケートを行い、保護者から心配の声が多かった通学区域が広がることや統合時の環境の変化などに関して、統合新校整備方針において対応の方向性をお示しています。通学に関しては個人用ロッカーの設置やこれまでの統合の取組事例になかった検討組織を設置すること、環境変化への対応としては両校で教育課程や評価計画を段階的に揃えるといった両校の教員間の取組、両校の生徒間での交流活動の計画的な実施など、アンケートでいただいたご意見を統合新校整備方針に反映しています。 今後も統合新校推進協議会や各検討組織などを通じて、生徒や保護者、地域の方々からのご意見を伺いながら検討を進め、引き続き、検討状況について積極的な情報発信に努めていきます。

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
16	個人	統合して現在の第十一中学校地に通う際、遠い生徒にはスクールバスや自転車通学を認めて欲しい。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	5	<p>統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第十一中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはないことから(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大鳥中学校よりも短い距離となります。)、スクールバスや自転車での通学は想定していません。</p> <p>ただし、通学区域が広がることへの対応として、令和5年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら、通学負担の緩和や安全の確保についての検討を進めていきます。</p> <p>なお、通学における公共交通機関の利用については、現在も、何らかの事情により徒歩通学が難しい場合に必要に応じて認めています。</p>
17-1	個人	自転車通学の許可やスクールバスの運行が検討されているのか。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	6	<p>第八中学校の校地が新校の位置となる期間、自由が丘二丁目・三丁目の一部地域及び緑が丘三丁目の一部地域においては、目黒中央中学校の開校当初の校舎(旧第六中学校)への通学における公共交通機関の交通費の補助基準(距離(道のり)が2キロメートルを超え、かつ徒歩で30分を超える)に該当することが見込まれており、徒歩以外での通学を必要とする生徒が最適な通学方法の選択ができるよう、適切な通学負担の緩和措置を講じます。自由が丘二丁目・三丁目の一部地域においては、公共交通機関の定期代の補助や第十中学校への指定校変更などによる措置を想定しており、緑が丘三丁目の一部地域においては、公共交通機関の定期代の補助のほか、公共交通機関の利用によっても通学時間の短縮につながらないことから、車両による対応や安全性に最大限配慮した自転車利用なども選択肢とすることを想定し、生徒数が一定程度把握できる時期に対象家庭への意向を調査した上で、通学負担緩和の具体策を決定していきます。いずれの通学負担の緩和措置についても、令和5年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら検討していきます。</p> <p>なお、建て替えによる新校舎建設後の現在の第十一中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはないことから(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大鳥中学校よりも短い距離となります。)、スクールバスや自転車での通学は想定していません。ただし、通学区域が広がることへの対応として、検討組織の中で、通学負担の緩和や必要な安全対策の検討を進めていきます。</p>
17-2	個人	低学年の保護者、または未就学児の保護者向けの説明会や統合の周知徹底がされていない。学区に住む子どもがいる世帯にもっと意見を聞くべき。	4 統合の取組体制と今後のスケジュール	学校統合推進課	6	<p>これまで統合新校推進協議会の協議状況について、区のホームページで当日資料や会議録を公開し、協議会だよりを保護者連絡システムで配信するとともに学校を通じて児童・生徒に配布するなど周知を図ってきました。また、令和4年7月に通学区域の小学校児童・保護者向けにアンケートを行い、実施結果については統合新校整備方針の各事項で取組の参考とさせていただいています。令和5年度以降の統合新校推進協議会、各検討組織等での検討状況についても、引き続き積極的な情報発信を図るとともに、学校説明会などの機会を捉えて対面での説明の場も設定していきます。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
17-3	個人	障害がある子どもに対してのフォローをどうするのか。	1 新校の基本的事項	教育支援課 学校運営課	6	障害や発達に遅れのあるお子さまの最も適した学びの場を保護者とともに考える就学相談や、幼稚園・こども園、保育園などと連携した小学校就学前ガイダンスなどにおいて、保護者の方に第八中学校と第十一中学校の統合に関する情報を早期に提供し、適切な支援につないでいけるよう取り組んでいきます。また、特別支援学級に在学又は通級しているなどの場合には、就学奨励費によって通学費の補助を行っています。
18	団体	様々な困難が子どもを取り巻く今、子どもが自分らしい人生を全うするには大勢の中の一人ではなく、かけがえのない個人として話を聞いてもらえ、困った時にホッとできる【居場所】を持つことが必須である。その【居場所】で、安心して自分に向き合うことで、自信を持てるようになる。大勢の中では周りに気づかれないまま、自己肯定感を育めないで卒業してしまう子がいることを考えて欲しい。全ての教職員で温かく子どもを見守る小さな学校の存在の意義は大きいと私たちは実感している。もう一つ、自分の生活圏内に「学校」があることが大切で、「近い」から安心の【居場所】となる。義務教育学校はそうした役目を果たすところであり、「身近にあって、全ての子に大人の目が行き届く【居場所】としての学校」が、これからの子どもにとって絶対必要だ。統合を中止して子どもの安心を保障して欲しい。	その他	学校統合推進課	5	法令上、学校規模の標準は「12 学級以上 18 学級以下」とされています。一方、この標準は地域の状況等により弾力的なものであることから、区では学識経験者等を構成員とする検討委員会からの答申を踏まえ、5 教科での教員の複数配置、小学校よりも発達段階に応じて一回り大きい生徒規模(学年規模)を確保できる、学級数で 11 学級以上、生徒数で 300 人を超える規模が望ましいと考えています。区の統合の取組は、学校規模の標準を超える学校や大規模校(文部科学省の定義では 25 学級以上)をつくることを目的とするものではなく、第八中学校と第十一中学校の統合による新設中学校の学校規模も令和 7 年度時点(東京都教育人口等推計)では 11 学級を想定しています。小規模校には、きめ細やかな指導が行いやすい、意見や感想を発表できる機会を得やすい、異年齢の学習活動を組みやすいといったメリットがある反面、人間関係や相互の評価が固定化しやすい、教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある、多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しいといったデメリットが指摘されています。これまでの両校での教育活動を踏まえつつ、学校規模の適正化により小規模校のデメリットの解消を図り、新校が目指す学校像で掲げる統合後の望ましい学校規模を活かした教育活動を展開していきます。 なお、第八中学校と第十一中学校の統合による新設中学校までの最長地点からの通学距離は、第十一中学校校地まで約 1.8km であり、現在の第十中学校や第十一中学校の最長地点からの距離とほぼ同等です。ただし、通学区域が広がることへの対応として、令和 5 年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら、通学負担の緩和や安全の確保についての検討を進めていきます。

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
19	個人	第八中学校への在学中は先生方に悩み事を聴いていただき、時には私生活や勉強、受験のことを気にかけて話しかけていただいた。小規模校だから生まれる先生と生徒の身近な関係も目黒区立中学校の魅力の一つである。4校は残すべきである。	その他	学校統合推進課 教育指導課	5	<p>法令上、学校規模の標準は「12 学級以上 18 学級以下」とされています。一方、この標準は地域の状況等により弾力的なものであることから、区では学識経験者等を構成員とする検討委員会からの答申を踏まえ、5 教科での教員の複数配置、小学校よりも発達段階に応じて一回り大きい生徒規模(学年規模)を確保できる、学級数で 11 学級以上、生徒数で 300 人を超える規模が望ましいと考えています。区の統合の取組は、大規模校(文部科学省の定義では 25 学級以上)をつくることを目的とするものではなく、第八中学校と第十一中学校の統合による新設中学校の学校規模も令和 7 年 4 月時点(東京都教育人口等推計)では 11 学級を想定しています。小規模校には、きめ細やかな指導が行いやすい、意見や感想を公表できる機会を得やすい、異年齢の学習活動を組みやすいといったメリットがある反面、人間関係や相互の評価が固定化しやすい、教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある、多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しいといったデメリットが指摘されています。これまでの両校での教育活動を踏まえつつ、学校規模の適正化により小規模校のデメリットの解消を図り、新校が目指す学校像で掲げる統合後の望ましい学校規模を活かした教育活動を展開していきます。</p> <p>なお、生徒一人ひとりを大切に、教員との心理的距離を縮め信頼関係を作っていくことは学校規模の大小に限らず行っていかなければならないことです。いただいたご意見は、統合後も大切な生徒指導の考え方として、引き継いでいき、生徒に信頼される学校であり続けるよう努めていきます。</p>
20	団体	統合は「地域全体で子育てを行う仕組み」を壊すものである。【目黒区の基本計画】の理念に反する統合はやめて欲しい。基本計画に「地域社会の中で子どもを育てていく」「地域全体で子育てを行う仕組みづくり」ということが記載されており、これまでも地域の子はみんな我が子という気持ちで見守ってきた。子どもたちが身近にいて、新入生のダブダブの標準服姿、標準服がツツルテンになって卒業していく姿を街の大人たちは見て、地域の健全さを実感している。日常の中でも、名前までは知らなくても、街の大人は我が街の子の成長をずっと見守ってきた。学校がそこなくなるにより目が届かなくなり、統合によって「地域社会」は「子育て」から切り離されることになる。距離は人と人とを遠ざける。中学生は災害時など、いざという時に頼りになり平時も街に活気がみなぎる原動力となる。4校を存続して欲しい。	その他	学校統合推進課	5	<p>区立中学校統合の取組は、基本計画が掲げる基本目標の一つである「学び合い成長し合えるまち」を実現するための政策の中に位置付けられる施策となります。</p> <p>統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第十一中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはないことから(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大鳥中学校よりも短い距離となります。)、地域社会が子育てから切り離されるという状況にはならないものと認識しています。</p> <p>令和 4 年度、地域・保護者・学校関係者等で構成する統合新校推進協議会を発足し、開校に向けて必要となる学校の位置や目指す学校像等の協議を進めてきました。このような、地域ぐるみでの新しい学校づくりによって、中学校が地域を、地域が中学校を改めて意識する大きな機会となったと捉えています。新校が目指す学校像のコンセプトの一つとして、「地域との連携」を掲げています。これまで両校が大切にしてきた、地域との連携や協力に基づいた教育活動を新校でも引き継ぎ、発展させていくよう、新校の学校づくりを進めていきます。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
21	団体	<p>令和3年度に行われた統合方針改定案への区民意見に対する区の不誠実な対応について、意見募集には110件の意見が寄せられ、統合への疑問・反対の意見も多くあったが、それに対する区への回答は全面否定、言い逃れ、すりかえ、無視に終始し、初めから統合ありきの冷たいものだった。区の計画に対して区民意見を求めるのであれば、計画のメリット・デメリットを公正に伝えること、賛成・反対に関係なく真摯に意見を受け止めることが民主主義の基本である。</p> <p>第八中学校と第十一中学校の統合において、第十一中学校の場所が新校の場所となっている。最も遠い通学距離が第八中学校に向かう場合の約2.5kmに対し、第十一中学校に向かう場合が約1.8kmであることが大きな理由になっている。通学負担の緩和措置として第十中学校への入学を希望できるとあるが、あくまで希望であり必ず入学できるとは限らないのではないかと。協議会では隣接中学校希望入学制度の35人の枠を超えても可能とする説明があったようだが、そこまでして統合しなくてはならないのか。緑が丘三丁目の一部地域の負担軽減として自転車利用も認めるとあるが、これまで目黒区は安全上の理由から自転車通学は一切認めておらず危険ではないのか。マイクロバス、タクシー、ハイヤーの利用もその場しのぎのリップサービスの感が否めない。第八中学校の特別支援学級は通学区域のほぼ中心にあるが、第十一中学校に移転する場合に通学区域の端の方になるが、生徒や保護者に新たな負担は生じないのか。</p> <p>第七中学校と第九中学校の統合について、最も遠い通学距離は約1.2kmから約1.7kmとなる。第十一中学校、第九中学校とも統合後の通学負担の軽減や安全確保の具体的な対策は生徒、保護者、地域の方を含めた検討組織で検討していくとあるだけで、災害時を含め通学の安全が本当に確保されるかは定かではない。それなのに統合が決められようとしている。関係者が納得のいく対策が確定するまで統合は延期すべきである。</p>	その他	<p>学校統合推進課 学校運営課 教育支援課</p>	5	<p>統合方針改定案の説明会での質疑応答や意見募集への回答を通じて、統合による影響や対応策などについて丁寧に説明させていただいたと認識しています。令和4年度は、地域、保護者、学校関係者などで構成する統合新校推進協議会において、学校の位置及び通学区域、目指す学校像といった新校の基本的な事項について様々な観点からご意見をいただきながら協議を進め、その都度区のホームページで当日資料や会議録を公開し、協議会だよりの発行などにより、協議状況の周知を図ってきました。また、令和4年7月に実施した小学校児童・保護者向けアンケートでは合計で922名の方(児童数換算での回答率約32%)からご意見をいただき、今回の統合新校整備方針の策定に反映しています。今後も統合新校推進協議会や各検討組織などを通じて、生徒や保護者、地域の方々からのご意見を聴きながら検討を進めるとともに、検討状況について、引き続き積極的な情報発信に努めていきます。</p> <p>第八中学校と第十一中学校の統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第十一中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはありませんが(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大鳥中学校よりも短い距離となります。)、令和5年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら、通学負担の緩和や安全の確保についての検討を進めていきます。令和5年度の隣接中学校希望入学制度の申込状況においても、第十中学校への変更希望者が大きく増えている状況にはないことから、令和5年度以降も第十中学校での受入に支障が生じることは想定していません。ご指摘のとおり、第八中学校の校地が新校の位置となる期間においては、緑が丘三丁目の一部地域においては、公共交通機関の定期代の補助のほか、公共交通機関の利用によっても通学時間の短縮につながらないことから、車両による対応や安全性に最大限配慮した自転車利用なども選択肢とすることを想定し、生徒数が一定程度把握できる時期に対象家庭への意向を調査した上で、通学負担緩和の具体策を決定してまいります。</p> <p>なお、特別支援学級について、新校の通学区域から大鳥中学校への就学、又は逆に大鳥中学校の通学区域から新校への就学、といった通学区域外の就学につきましては、客観的かつ合理的な事情が認められる場合には、調整をしたいと考えています。</p> <p>また、第七中学校と第九中学校の統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離についても、建て替えによる新校舎建設後の現在の第九中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはありませんが(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大鳥中学校よりも短い距離となります。)、令和5年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら、通学負担の緩和や安全の確保についての検討を進めていきます。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
22	個人	<p>区内中学校の統廃合全体に反対の立場で意見する。</p> <p>現在中学校の利用児童が減っているから統廃合をすべき、とのことだが、まず利用が減っているのは魅力がないからではなく、教職員に負担が重くのしかかっているからである。学力をあげるには一律の教育よりも個別の課題に対応することが必要であり、大規模学校にすることでこれはますます難しくなる。学業以外の様々な問題(子どもの心のケアや家庭の問題、部活、などなど)も含め、少人数学級の実現と、教職員の増員による個別対応力の充実が必要で、統合でこれを解決することも、魅力的な学校にすることもできない。</p> <p>また、登下校の負担増に配慮しロッカーを大きくするとのことだが、それよりも登下校の時間が伸びてしまい、子どもの時間を奪うことに配慮していただきたい。10分の負担でも毎日続けければ年間50時間、往復なら100時間の時間が失われる。子ども中心でものごとを考えず、大人の理論を押し付けるから、この国は国際競争力も学力も衰えてしまったのではないか。</p> <p>また、多様性をうたうのであれば、障がいを持った人、弱い立場の人を受け入れる社会を考え、子どもの権利、国民権、選挙権の意味を知り、戦争や戦争をできる国づくりを問題視し、平和を希求するような学びができる学校であるべきだと思う。国際社会に出るためのことだけを考える教育は不要である。</p> <p>それと脱炭素社会をめざすのであれば、同時に原発の事故を学び、再稼働のように安易な方法を選ばず、社会全体で地球の資源を大事にするという広い視野をもった教育をして欲しい。</p>	その他	学校統廃合推進課 教育指導課	5	<p>区立中学校統合の取組は、子どもたちの自立や将来の社会参加を見据え、生徒や教職員との関わりにおいて、発達段階に応じた多様な豊かな人間関係の広がりが得られるように学校規模の適正化を図るものであり、子どもたちが、今後の予測困難な時代、社会で生きる力を育むための教育環境の充実を目的として実施するものです。</p> <p>現行制度上、正規教職員の配置数は学級数で決定しています。令和4年度の統合対象校の学校規模は6～7学級となっておりますが、望ましい学級規模の学校と比較すると時間講師の担当する授業が多い指導体制となっており、教員の校務負担が大きくなる一因となっております。統合により望ましい学校規模を満たすことで、正規教員を5教科で複数配置、実技教科で各1人の配置ができる規模になり、例えば、学年ごとの教科担任の配置などによる多様な教育内容の提供や、一人の生徒に対する異なった視点からの評価、同一教科の担当教員間の教科研究面においても望ましく、教員の校務負担を分散できるという効果をもたらします。また、目黒区では、生徒一人ひとりの興味や関心、発達や学習の課題等を踏まえ、個に応じた指導の充実を図るため、都の指導方法工夫改善加配教員に加え、区独自で採用している学習指導講師・学習指導員を活用し、少人数指導や習熟度別指導、チーム・ティーチングによる指導を実施しています。</p> <p>統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第十一中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはありませんが(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大鳥中学校よりも短い距離となります。)、令和5年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら、通学負担の緩和や安全の確保についての検討を進めていきます。</p> <p>なお、今日的な課題に対応した教育の推進については、現代的な諸課題(主権者教育、人権教育、ESD(持続可能な開発のための教育))等に対応して求められる資質・能力を育成できるよう、新校の特色ある取組と関連付けながら、教科等横断的に取り組んでいきます。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
23-1	個人	不登校や行き渋りの子どもたちが安心して過ごせる居場所を保健室以外に設けて欲しい。例えば、他県の公立校で実践されているような、「和(なごみ)ルーム(横浜市)」や「スペシャルサポートルーム(SSR)(広島県)」「スクール S」などである。今や、不登校や行き渋りは誰にでも起こり得ることで、心が不安定な中学生は最もその感情を抱きやすい年代である。少人数の部屋に一時的にでも避難することで、心が守られ学校とも完全に途切れてしまうことがなく、その後に学級に復帰できる子の割合も増すと思う。こうした見守りは、教員でなくても支援員や地域のボランティアを活用しても良いと思う。生徒減で生まれた空き教室をこの様に利用することは有意義である。	3 学校環境の改善と整備	教育支援課	4	各校では、不登校状態にある生徒と保護者と相談の上、保健室や空き教室を使用した別室指導、オンラインによる一部授業配信、e ラーニングシステムを活用した個別学習、学習支援教室「めぐろエメール」への通級など、実態に応じて、学びの機会を確保する支援を行っています。新校においても、同様に取り組むことに加え、新しい学校施設建設に向けて、個別学習や少人数学習など柔軟に対応できる環境整備を行う方向で検討を進めています。 支援員や地域のボランティア等を活用した、保健室や空き教室を使用した別室指導については、貴重なご意見として伺います。
23-2	個人	1学級の人数を20～25人にして欲しい。一人ひとりの異状を見逃さずに対応し、個別最適な学びができて教師に過度な負担をかけないには、まず1学級の人数を減らすことである。統合するのではなく、1学級の人数を半分にして空き教室を活用して欲しい。子どもにも大人にも余裕が生まれて正常な人間関係が築ける人数は20人程度である。これから日本全体でその様な流れになっていくと思うが、全国に先駆けて目黒区で始め、誇れるようにしていただきたい。	2 新校が目指す学校像と開校に向けた両校の取組	学校統合推進課 教育指導課	5	正規の教職員配置は東京都の学級編成基準に基づき東京都が行っているため、目黒区だけ独自に対応していただくことは難しいですが、区では、各中学校において少人数指導の加配教員や外国語指導員、学習指導員の配置による少人数習熟度別学習やチーム・ティーチングによるきめ細かい指導を実施しています。統合後も引き続き、新校できめ細かい指導に努めていきます。 なお、「学級規模」につきましては、少人数学級の実現のため、令和3年の義務標準法(「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」)の改正により、小学校について35人学級(40人から35人に引き下げ)を計画的に整備することとなり、中学校については、小学校の効果検証結果等を踏まえた検討課題とされています。
24-1	議会	第七中学校・第九中学校の統合による新設中学校の整備・開校時期と第八中学校・第十一中学校の統合による新設中学校の整備・開校時期が全て同時期であり、計画上(ハードとソフトの両面)無理が生じないか検証すべきではないか。	その他	学校統合推進課	3	南部・西部地区の区立中学校の統合の取組に当たっては、統合対象各校と十分に連携・協力するとともに、区長部局とも必要な調整を図りながら取組を進めており、現時点で計画上大きな課題があるものとは考えていませんが、引き続き、関係各所と綿密に連携・協力を図りながら、取組を着実に進めていきます。 また、それぞれの新校の学校づくりの取組に当たっては、地域特性を踏まえた適切な対応を講じるとともに、共通する事項については、お互いの検討状況の情報共有や取組を横展開するなど同時開校のメリットを活かした進め方の工夫をしていきます。
24-2	議会	両校とも生徒が参加する検討組織を設置し検討していくとあるが、実際に新校に通学することになる現在の小学生も何らかの形で検討に加わるべきである。このことは、統合に向けた取組体制で全般的に言えることでもある。	4 統合の取組体制と今後のスケジュール	学校統合推進課	1	中学校へ進学予定の小学校児童が新校の学校づくりに参加することは、当事者として期待をもって新校開校を迎える上で重要なことだと考えています。校章・校旗、校歌、標準服・校則等の検討に当たっては、関係小学校保護者を含めた検討組織を設置して、意見を十分に聴きながら検討を進めていきますが、その際、小学生を対象としたアンケートやワークショップを実施するなど、広く小学生が参加できる取組について検討を図っていきます。 【新校へ進学予定の小学校児童が広く参加できる取組となるよう配慮する旨を統合新校整備方針に追記しました。】

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
24-3	議会	通学負担の緩和措置に関する考え方について、自転車利用や公共交通機関の利用において、第七中学校と第九中学校の統合による新設中学校と、第八中学校と第十一中学校の統合による新設中学校で異なっており、開校に向けた準備段階で両校関係者間の理解を得ておく必要がある。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	3	通学負担の緩和措置については、令和5年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら検討を進めていきます。通学負担の緩和措置が、両校いずれも合理的な対応となるようしっかりと議論を進めるとともに、両校間で異なる内容については議論の過程において両校関係者に情報共有の上、理解を十分に図っていきます。
24-4	議会	通学負担の緩和措置に関する考え方について、車両による対応は、原則的にマイクロバスまたは区が所有する車両の活用に限るべきであり、タクシーやハイヤー(貸切乗用車)の利用は認めるべきではない。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	1	統合新校整備方針案に記載の「通学負担の緩和措置に関する考え方」におけるタクシーやハイヤー(貸切乗用車)の利用については、利用人数に応じて、マイクロバスより小さいサイズの貸切車両を利用する場合を想定したものであり、基本的にはマイクロバスと同様の運行を考えています。 【統合新校整備方針の表現を修正しました。】
24-5	議会	開校に向けた交流活動について、地域との交流は重要度が高いため、両校とも令和5年度から開始する交流活動に「地域との交流」を追加すべきである。	2 新校が目指す学校像と開校に向けた両校の取組	教育指導課	3	令和5年度・令和6年度は、それぞれの中学校において現在の地域との交流等を通して、連携・協働を深めていきます。また、令和5年度からは、教育計画等検討組織の中で、現在の地域との関係を基盤としながら、統合後に広がった地域においても連携・協働が図られるよう、方針を具体的に検討します。同時に、地域の方にもご協力をいただきながら、これまでに行ってきた地域との交流の内容や経緯を整理したり、今後の展望等について情報共有したりするなど、統合対象校同士がお互いの地域について理解を深めるための取組も進めていきます。
24-6	議会	統合後の跡地等の活用について、区有施設の延床面積の削減や公有地の有効活用が重要課題となっており、今の時点で跡地の活用を周辺学校施設の更新時における仮設校舎としての利用や施設整備と決めるべきではない。	その他	学校施設計画課 資産経営課	6	学校施設の建て替えにおいて、工事期間中の仮設校舎を校地内に建設することは学校運営に大きな影響があります。そのため、中学校統合による跡地や跡施設を仮設校舎等として活用することは、学校施設更新を進める上で有効な手法の一つと考えています。ただし、具体的な活用やスケジュール等については今後の検討となりますので、跡地の活用に当たってはその時点の行政需要や課題を踏まえて検討していきます。
24-7	議会	統合の取組体制と今後のスケジュールについて、開設準備委員会と統合新校推進協議会は、定期的な情報提供に限らず必要に応じて意見交換の機会を設けるべきである。	4 統合の取組体制と今後のスケジュール	学校統合推進課	1	統合新校推進協議会の連絡・報告会では、地域、保護者代表の委員へ開設準備委員会から定期的に情報提供を行い、ご意見やアドバイス等をいただきながら、地域の意向を踏まえて取組を進める想定としています。 【統合新校整備方針の表現を修正しました】
24-8	議会	第七中学校、第八中学校の校舎について、令和6年度から通常の学校運営と既存校舎の改修工事が同時に行われるため、その間の学校運営や安全面について、方針を策定しておく必要がある。	3 学校環境の改善と整備	学校施設計画課	3	既存校舎の改修工事を実施する際には、従来から安全かつ学校運営への影響を少なくなるよう工夫しており、学校統合に係る既存校舎の改修工事についても、夏休み期間等を利用することによって、生徒、教職員等の負担を少なくするよう努めていきます。

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
25	個人	<p>「統合」を中止して欲しい。</p> <p>1 学区が広すぎ、急な坂道が多く、通学の負担が大きい。大鳥中の場合とは条件が異なる。特に、仮校舎時代の、十一中学区からの通学負担は、生活時間の侵害というべきほどのものと認識している。今後予想される気候変動や災害時の通学・帰宅困難が、全く想定されていない。負担の緩和策も非現実的・場当たり的で、かえって負担を増やし、混乱を招く元となる。</p> <p>2 それぞれ、八中も十一中も、今、教職員の努力によって、行き届いた指導が実践され、学習も学校生活も、穏やかに滞りなく送れている。あえて、2校を統合することによるプラス面はない。かえって、「統合」によって、不登校や学校嫌い、学校不信が現れる懸念の方が想定される。学校壊し、子ども見捨ての政策だと感じる。それぞれの学校を応援する施策をこそ推進すべきである。</p> <p>3 十一中は、八中より狭く、崖沿いの変形な敷地であり、統合校の校地にはふさわしくない。グラウンドが校舎から離れた場所にあり、移動に時間がかかる。小規模校だから対応できる校地である。「方針案」では、統合後、部活動の種類が増えると言っているが、こういう施設では、教員の負担なしでは実現できない。</p> <p>4 八中には、E組という宝がある。伝統ある特別支援学級を、今現在の「学区の中央」から、「周辺地域」に移すことは、特別支援級に通学する生徒に負担を課すものである。「インクルーシブ教育の推進」の精神を蔑ろにするものであり、目黒区の「基本計画」にもとる。</p> <p><次ページに続く></p>	その他	<p>学校統合推進課 学校施設計画課 教育支援課 学校運営課 資産経営課 防災課</p>	5	<p>(1)統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第十一中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということではなく(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大鳥中学校よりも短い距離となります。)、徒歩通学が可能な距離となりますが、統合により通学区域が広がることへの対応として、個人用ロッカーの設置等これまでの統合の取組を踏まえた通学負担の緩和措置を講じるとともに、現在の第八中学校の校地が新校の位置となる開校当初の期間においては、統合新校整備方針でお示す「通学負担の緩和措置に関する考え方」を基本に、徒歩以外での通学を必要とする生徒が最適な通学方法の選択ができるよう、適切な通学負担の緩和措置を講じます。これらの、具体的な内容等については、令和5年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら、通学負担の緩和措置や安全の確保に関して検討を進めていきます。</p> <p>(2)統合による望ましい学校規模の実現により、より良い教育環境の整備が図れるものと考えています。また、各校では、学校規模に関わりなく、不登校状態にある生徒と保護者と相談の上、保健室や空き教室を使用した別室指導、オンラインによる一部授業配信、eラーニングシステムを活用した個別学習、学習支援教室「めぐろエミール」への通級など、実態に応じて、学びの機会を確保する支援を行っています。新校においても、同様に取り組んでいきます。また、統合時の環境変化への対応としては、統合前後の教職員の加配措置やスクールカウンセラーの増配置等、これまでの統合の取組を踏まえたきめ細やかな対応を図っていきます。</p> <p>(3)第八中学校、第十一中学校のいずれの校地においても新校に必要な一定規模の学校施設の整備が可能です。第十一中学校は敷地内で高低差があり、校舎敷地と校庭(第2グラウンド)が離れていますが、適切な校舎計画や学校運営によって充実した教育環境を実現することは可能と考えています。</p> <p>(4)「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(中央教育審議会初等中等教育分科会平成24年7月23日)では、「小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要である」と示されています。目黒区においては、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムの構築を基本的な考え方として、「心のバリアフリー」を目指して取組を推進しています。インクルーシブ教育システムの構築に当たっては、全ての地域で実現されるべきものであり、学校の位置が影響するものではないと考えています。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
25 続き		<p>5 「統合」によって、学級数が増え、五教科の教員が複数配置になると言うが、生徒一人当たりの教職員数は、「統合」によって減少する。大人の目が減ることになる。「方針案」では、「統合」の前後数年間は「加配」があると説明することで問題をうやむやにし、結局は、人員削減が行われる事実を明らかにしていない。</p> <p>6 「統合」の是非を、区民・児童・生徒・保護者に問うことなく、「説明会を何回も開いた、協議会を設置した、ワークショップを実行した、動画配信した、パブコメを募集した」と、アリバイづくりをしているが、現に、「知らなかった」「説明会は参加できる条件にない」区民が圧倒的に多い。ワークショップに参加した小学生は全7小学校合わせて12人だという。子ども・区民を置き去りにして、20年以前に策定した「適正規模」を「伝家の宝刀」のように振りかざし、子どもや保護者の現実に寄り添わないまま、「一旦決めたことだから進める」という姿勢は、教育ではなく、行政の業務遂行でしかない。</p> <p>7 昨年の夏、区民主催の統合問題勉強会を企画し、区側の説明を求めたが、「コロナ禍」を理由に断られた経験がある。区主催の説明会にも人数制限がかけられている。なぜ、「コロナ」の沈静化を待ち、十分な説明、理解、合意を経て、進めようとしなのか。「丁寧な説明」という常套句が、虚しく響く。</p> <p>8 「地域との連携」を謳っているが、学校が身近にあるからこそ自然な連携ができるのであって、遠い学校に親しみを持つことは不可能であり、非現実的である。</p> <p>9 跡地利用について、小学校の建て替え時の仮校舎という説明であるが、遠い小学校の場合は非現実的であるし、建て替え終了後の計画が「まだ決まっていない」と、無責任極まりなく、目黒区の将来ビジョンに不安を覚える。</p> <p><次ページに続く></p>				<p>(5)望ましい学校規模の実現により正規教員が5教科で複数配置、実技教科で各1人配置できる教員数を確保することができます。このことは、学年ごとの教科担任の配置などによる多様な教育内容の提供や、一人の生徒に対する異なった視点からの評価、同一教科の担当教員間の教科研究面においても望ましく、教員の校務負担を分散できるという効果をもたらします。小規模校では比較的難しい、教員や生徒に応じた弾力的な指導体制や学級編成が可能となります。</p> <p>(6・7)令和3年12月に統合方針を改定し、その際は保護者、地域、全体説明会を延べ18回開催し、意見募集を行った上で、統合の取組を進めています。統合新校の学校づくりに当たっては、地域、保護者のご理解、ご協力のもと取組を進めるため統合新校推進協議会を発足し、新校の基本的事項について協議してきました。また、この間、統合対象校の通学区域の小学校児童・保護者向けにアンケートを行い、ご意見を伺ってきました。これらを踏まえ、新校の基本的事項等について、広く保護者、地域の方等にお知らせするため、統合新校整備方針をとりまとめ、説明会や子どもワークショップなどを開催して説明させていただいたところです。</p> <p>(8)新校が目指す学校像のコンセプトの一つとして、「地域との連携」を掲げています。現在あるそれぞれの地域、地域行事を尊重しながら、各地域の住区住会議や町会・自治会と学校との連携を図っていきたくと考えています。令和5年度からは、教育計画等検討組織の中で、生徒と地域、また地域同士の円滑な連携が図れるよう、地域との交流の内容を整理し、地域との連携のあり方について検討していきます。また、地域との連携については、統合新校推進協議会の委員の方から協議会を機に統合に向けて地域同士の結びつきが生まれて良かったとのご意見もいただいております。新校開校をきっかけに新しい地域の一体感の醸成に努めていきます。</p> <p>(9)学校施設の建て替えにおいて、工事期間中の仮設校舎を校地内に建設することは学校運営に大きな影響があります。そのため、中学校統合による跡地や跡施設を仮設校舎等として活用することは、学校施設更新を進める上で有効な手法の一つと考えています。ただし、具体的な活用やスケジュール等については今後の検討となりますので、跡地の活用に当たってはその時点の行政需要や課題を踏まえた検討を地域のご意見も伺いながら行っていきます。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
25 続き		<p>10 区議会での「統合問題」の審議が不十分である。子どもや保護者の現実に目を向けず、教育委員会の案を決定事項のように捉えている区議のもとでの審議は、民主主義の根幹に関わる大問題である。</p> <p>以上の理由で、「統合新校整備方針案」の推進に反対し、「統合」の中止を求める。</p> <p>【過ちをあらたむるに憚ることなかれ】</p> <p>2 年後の統合に巻き込まれないために、4 月の第八中学校、第十一中学校に進学する子が激減すると思う。このままだと統合しても「適正規模」は実現せず、ただ通学距離が長くなり不便になるだけだ。隣接校に入り損ねたり私立中学校に進学できない子だけが割りを食う結果となるが、どの様に考えているか。第八中学校、第十一中学校ではない中学校に進学するために、小学生とその保護者の中には混乱と歪んだ生活に巻き込まれている場合もあると推測でき、小学校も困難を強いられていると思う。統合を止める決定をすれば安心して地元校に進学でき、健全な小学校生活、中学校生活を取り戻すことができる。</p>				<p>(10)区議会との関係については、令和 3 年度の統合方針の改定をはじめ常任委員会等で南部・西部地区の区立中学校の統合の取組に係る報告、情報提供を教育委員会から適宜行い、質疑等を通して事業内容についてご確認をいただいています。公正な区政を確保するチェック・アンド・バランスの機能を活かして、統合の事業内容について、十分に把握された上で審議いただいているものと認識しています。</p> <p>新校にご不安なく進学いただけるよう、両校の生徒の交流活動や開校に向けた両校間の教育課程や評価計画を段階的に揃えることなどを計画的に実施していくとともに、新たに設置する開設準備委員会や各検討組織の中で、新校開校に向けて子どもたちが実りある学校生活を送れるように、新校の学校づくり(校章・校歌・標準服・校則等)という機会を活かした取組を検討していきます。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
26	団体	<p>「人権」は日常の生活の中にあり、「人権」尊重の心は、自分の「人権」が守られた時に最も深く学習される。中学生の「人権」を侵害しておいて、「人権」感覚を持ってというのは、上辺の学習を形式的に押し付けるものでしかない。近くにある学校が廃校になり遠い学校に行かざるを得なくなることが「人権」侵害でなくて何であろう。障害を持つ子にとって、その度合いはさらに深い。また、五教科の教員配置が増えるからといって、生徒一人当たりの教員数が減ることを覆い隠すのが詐欺でなくて何であろう。</p> <p>少子化とか、私立中学進学者が多いから「適正規模」を維持できないという、子どもにはなんの責任もないことを理由に「統合」を進めるやり方に教育委員会の「人権」感覚の無さを感じる。少子化が進んでも、私立中学校進学者が増えても、区立中学に進学する子どもがいる限り、一人ひとりに最高の安全や安心、便利を保障するのが教育委員会の仕事ではないのか。</p> <p>もう一つ、整備方針に示された「地域とのパートナーシップ」という謳い文句は「空想」でしかない。地域住民は、学校があるから子どもに親しみを感じ自然に子どもを応援してきた。統合により、第七中学校と第八中学校区の住民は、中学校と中学生の存在を見守ることができなくなる。イベントを組んで解消される問題ではなく、日常の何気ない触れ合いこそが「パートナーシップ」のエネルギー源である。エネルギー源を失うことは、子どもにとっても、地域にとっても、大きな不幸である。</p> <p>子どもの「人権」を尊重し、あらゆる区民の多様な生き方を認め合い、中学生と共にある地域の人々の温かい生活空間を守るために、「統合」に絶対反対の意思を表明する。</p>	その他	学校統合推進課	5	<p>区立中学校の統合の取組は、子どもたちの自立や将来の社会参加を見据え、生徒や教職員との関わりにおいて、発達段階に応じた多様で豊かな人間関係の広がり得られるように学校規模の適正化を図るものであり、子どもたちが、今後の予測困難な時代、社会で生きる力を育むための教育環境の充実を目的として実施するものです。</p> <p>統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第十一中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはありませんが(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大鳥中学校よりも短い距離となります。)、令和 5 年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら、通学負担の緩和や安全の確保についての検討を進めていきます。</p> <p>現行制度上、正規教職員の配置数は学級数で決定しています。令和 4 年度の統合対象校の学校規模は 6～7 学級となっていますが、望ましい学級規模の学校と比較すると時間講師の担当する授業が多い指導体制となっており、教員の校務負担が大きくなる一因となっています。</p> <p>生徒数等の状況により統合後の正規教員(校長・副校長・養護教諭を除く※)一人当たりの生徒数は増える可能性はありますが、正規教員を 5 教科で複数配置、実技教科で各 1 人の配置ができるなど、学校全体で現在よりも多くの正規教員を配置することができる規模になります。このことにより、例えば、学年ごとの教科担任の配置などによる多様な教育内容の提供や、一人の生徒に対する異なった視点からの評価、同一教科の担当教員間の教科研究面においても望ましく、教員の校務負担を分散できるという効果をもたらします。また、小規模校では比較的難しい、教員や生徒に応じた弾力的な指導体制や学級編成が可能となります。</p> <p>地域との関係ですが、令和 4 年度に地域・保護者・学校関係者等で構成する統合新校推進協議会を発足し、開校に向けて必要となる学校の位置や目指す学校像等の協議を進めてきました。このような、地域ぐるみでの新しい学校づくりによって、中学校が地域を、地域が中学校を改めて意識する大きな機会となったと捉えています。これまで両校が大切にしてきた、地域との連携や協力に基づいた教育活動を新校でも引き継ぎ、発展させていこう、新校の学校づくりを進めていきます。</p> <p>※校長は学校につき 1 名、副校長は 28 学級まで 1 名、養護教諭は 25 学級まで 1 名配置</p>
27-1	団体	<p>目黒区の学校行政は、以前は子どもたちも生活する人にも丁寧な対応と処遇だった。子どもの数が少なくなった事で学校が統合されるということだが、子どもの数が増えた場合の手立てを考えているのか不安である。保護者、教職員、子ども達としっかり話し合う事を希望する。</p>	その他	学校統合推進課	2	<p>区立中学校の統合方針の改定に当たっては、将来的な児童・生徒数など指標を踏まえた推計を用いています。地域、保護者、学校関係者などによって構成される統合新校推進協議会において、学校の位置及び通学区域、目指す学校像といった新校の基本的な事項について、様々な観点からご意見をいただきながら協議を進めてきました。今後の開校準備の取組に当たっても、子ども、保護者の意見を十分に聴きながら検討を進めていきます。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
27-2	団体	給食も行政が安全・安心な食材で作ったものをできれば無償で与えてあげたい。身体を伸ばせる広さや職員数を増やした少人数学級で目の届く教育と場所をどのような子にも行き渡るようにして欲しい。	2 新校が目指す学校像と開校に向けた両校の取組	学校運営課 学校施設計画課 教育指導課	6	<p>学校給食費(食材料費相当分)については、学校給食法の考え方に基づき、基本的には保護者にご負担をいただいているところです。ただし、教育費の支払が困難なご家庭には、就学援助の制度により、学校給食費などを支給させていただいています。</p> <p>また、今般の価格高騰による影響等を踏まえて、保護者の負担の増加を回避するため、給食食材購入費の一部について公費により補填するなど、社会経済状況を捉えた支援に努めていきます。</p> <p>新校舎の普通教室の広さについては、国による学校施設整備指針の改定や、他の地方公共団体の動向も踏まえながら、必要な広さを確保していきます。</p> <p>少人数指導については、区立中学校では少人数指導の加配教員や外国語指導員、学習指導員の配置による少人数習熟度別学習やチーム・ティーチングによる指導を実施しており、新校においても引き続き、きめ細やかな指導を行っていきます。</p>
28	個人	学校までの距離が遠くなり通学の負担が大きくなることへの対応は根本的に不可能である。今一度、中学校の統廃合について考え直し、子どもたち、保護者たちの意見をもっと丁寧に聞いて欲しい。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	5	<p>統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第九中学校及び第十一中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはありませんが(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大島中学校よりも短い距離となります。)、令和5年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら、通学負担の緩和や安全の確保についての検討を進めていきます。</p> <p>また、令和4年7月に実施した小学校児童・保護者向けアンケートでは合計で922名の方(児童数換算での回答率約32%)からご回答をいただきました。新校への期待や新しい学校づくりに向けたご意見をいただくとともに、統合に当たって心配していることについて確認をさせていただきました。その中で、保護者から心配の声が多かった通学区域が広がることや統合時の環境の変化などについては、統合新校整備方針において対応の方向性を示しています。通学に関しては個人用ロッカーの設置やこれまでの統合の取組事例になかった検討組織を設置すること、環境変化への対応としては両校で教育課程や評価計画を段階的に揃えるといった両校の教員間の取組、両校の生徒間での交流活動の計画的な実施など、アンケートでいただいたご意見を統合新校整備方針に反映しています。</p> <p>今後の開校準備の取組に当たっても、子ども、保護者の意見を十分に聴きながら検討を進めていきます。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
29	団体	<p>学校生活を送る上で、長距離、長時間の通学(登下校)は生徒や保護者にとって大きな負担となる事は周知の事実である。これまで多くの支援学級在籍生徒が、そのような負担を負ってきたが、本人や保護者が身を削って対応してきた。第八中学校、第十一中学校の統合新校整備方針案では、新校が第八中学校の場所にある期間について、「通学距離(道のり)が2キロを超え、かつ徒歩で30分を超える区域」には、通学負担の緩和措置を講じるとある。通学負担について充分理解し緩和措置を講じるということに大変感謝している。このような措置を講じることを踏まえ、区立中学校の特別支援学級の生徒が長距離・長時間の通学となる場合には、以下の対応も含め、各家庭と話し合い決定していただきたい。</p> <p>①新校整備方針案にあるような緩和措置を講ずる。</p> <p>②通学区域外の支援学級への就学を選択可能とした上で、公共交通機関を利用すれば負担が軽減される場合は通学奨励費(通学費)を支給する。(通学区域外の学校を選択した場合も就学奨励費は支給)</p>	1 新校の基本的事項	教育支援課	2	<p>令和4年12月に知的障害特別支援学級に通う小学校の保護者の方との意見交換会を2回開催しています。新校における特別支援学級をどのようにしていくことが望ましいか、また、目黒区内に2校ある知的障害特別支援学級において、通学の関係からどのような対応が必要かなどの意見交換を行い、今後も保護者の方と適宜意見交換をしながら考えていくこととお話しさせていただいています。</p> <p>現時点では、通学区域外から公共交通機関を利用して特別支援学級に通学されることになった場合は、通学する生徒の経済的負担を軽減するために、通学費などを就学奨励費として補助する予定です。また、新校の通学区域から大鳥中学校への就学、又は逆に大鳥中学校の通学区域から新校への就学、といった通学区域外の就学につきましては、客観的かつ合理的な事情が認められる場合には、調整をしたいと考えています。</p> <p>その他の通学時の個別の配慮については、学校が主体となって、保護者の方の意見を聴きながら、通学環境の変化の影響や通学負担を低減するよう努めていきます。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
30	個人	<p>「統合計画」は必要かという議論が全く不十分である。今回の「統合計画」は財政効率化(区有地の負担軽減、安上がりな校舎の建て替えなど)が目的であって、子どもに対する教育的効果や成長・発達の視点とは全く無縁のものであるということをはっきりさせるべきである。小規模校の温かい雰囲気やコミュニケーションの取りやすさは貴重で、学校での生きづらさ、学びづらさを抱えている子どもたちが増えており、小規模校の良さが見直されている。「活力ある学習活動」「豊かな人間関係」「充実した学習・指導体制」のための「望ましい学級規模」は現在の子どもたちが置かれている現状から考えても、教育的意義があるとは思えない。災害や天候不順もある中で、近くの学校に楽に通える利点は重要であり、通学時間の増加を抱える子どもたちのことをどう考えているのか。</p> <p>近所に公立の学校があることはかけがえない財産であり、地域住民にとって文化・スポーツの交流・体験の場であり、確実に予想される大地震、風水害に対する防災拠点としてもなくてはならない拠点である。</p> <p>区の「統合方針」と、それに疑問を持ち小規模校の良さを残して欲しいという意見がかみ合って議論が行われているとは思えない。一度、立ち止まって、「目指すべきビジョン」について具体的に方向が明確になるような双方向での話し合いをぜひ実現して欲しい。</p>	その他	学校統推進課 学校施設計画課 資産経営課 防災課	5	<p>区立中学校統合の取組は、子どもたちの自立や将来の社会参加を見据え、生徒や教職員との関わりにおいて、発達段階に応じた多様で豊かな人間関係の広がりが得られるように学校規模の適正化を図るものであり、子どもたちが、今後の予測困難な時代、社会で生きる力を育むための教育環境の充実を目的として実施するものです。</p> <p>法令上、学校規模の標準は「12 学級以上 18 学級以下」とされています。一方、この標準は地域の状況等により弾力的なものであることから、区では学識経験者等を構成員とする検討委員会からの答申を踏まえ、5 教科での教員の複数配置、小学校よりも発達段階に応じて一回り大きい生徒規模(学年規模)を確保できる、学級数で 11 学級以上、生徒数で 300 人を超える規模が望ましいと考えています。区の統合の取組は、学校規模の標準を超える学校や大規模校(文部科学省の定義では 25 学級以上)をつくることを目的とするのではなく、第八中学校と第十一中学校の統合による新設中学校の学校規模も令和 7 年度時点(東京都教育人口等推計)では 11 学級を想定しています。小規模校には、きめ細やかな指導が行いやすい、意見や感想を発表できる機会を得やすい、異年齢の学習活動を組みやすいといったメリットがある反面、人間関係や相互の評価が固定化しやすい、教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある、多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しいといったデメリットが指摘されています。これまでの両校での教育活動を踏まえつつ、学校規模の適正化により小規模校のデメリットの解消を図り、新校が目指す学校像で掲げる統合後の望ましい学校規模を活かした教育活動を展開していきます。</p> <p>第八中学校と第十一中学校の統合による新設中学校までの最長地点からの通学距離は、建て替えによる新校舎が整備される第十一中学校校地まで約 1.8km であり、現在の第十中学校や第十一中学校の最長地点からの通学距離とほぼ同等です。ただし、通学区域が広がることへの対応として、令和 5 年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら検討を進めていきます。</p> <p>これまで、地域、保護者、学校関係者などによって構成される統合新校推進協議会において、学校の位置及び通学区域、目指す学校像といった新校の基本的な事項について、様々な観点からご意見をいただきながら協議を進めてきました。これまで両校が大切にしてきた、地域との連携や協力に基づいた教育活動を新校でも引き継ぎ、発展させていく取組を図っていきます。また、第八中学校の跡地や跡施設については、周辺の小・中学校の学校施設の更新時における仮設校舎としての利用や施設整備に向けた活用を検討していきます。具体的な活用については今後検討を進めていきますが、学校施設更新における跡地等として活用している期間は、これまでの学校が果たしてきた地域避難所としての役割を踏まえ、避難所として機能維持について検討をしていきます。なお、学校施設更新後の跡地活用については、現時点では、具体的な活用の見通しを立てることが難しいため、その時点の行政需要や地域防災計画を踏まえた対応を地域のご意見を伺いながら検討していきます。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
31-1	個人	小学校を卒業したばかりの子が重い鞆を背負って遠い道を歩けるのか。仮校舎から新校舎に移るときはどのような思いをするのか。多感な中学生を落ちつかない環境に置いていいのか。通学途上の町にも不慣れで知り合いも少なく、生徒たちには大きな負担となる。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	2	統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第十一中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはありませんが(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大鳥中学校よりも短い距離となります。)、令和 5 年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら、通学負担の緩和や安全の確保についての検討を進めていきます。 統合時の人間関係等の変化に対しては、統合前後の教職員の加配措置やスクールカウンセラーの増配置等、これまでの統合の取組を踏まえたきめ細やかな対応を図っていきます。
31-2	個人	「統合」は中止し、四校はそのまま存続させて欲しい。統廃合計画が出され、「目黒中央中学校」の開校から 20 年、「統合の推移」を、我が事として関心を持って見てきた。統廃合は、やりやすいところから順次進んだため、今回の方針案のように遠いところが残った。20 年以前の「適正規模」は、今はもう通用しない。この間、東日本大震災もありコロナも経験してきた。教育行政も地域の状況も変わってきており、「切磋琢磨」論は既に過去のものになり、今は「行き届いた教育」が本流で少人数学級も進み始めている。新しい発想で、無理に無理を重ねる「統合方針」を中止し、【四つの学校を存続させ、より良い教育】へと舵を切るよう、教育委員会の大英断を願う。	その他	学校統合推進課	5	区立中学校統合の取組は、子どもたちの自立や将来の社会参加を見据え、生徒や教職員との関わりにおいて、発達段階に応じた多様で豊かな人間関係の広がりが得られるように学校規模の適正化を図るものであり、子どもたちが、今後の予測困難な時代、社会で生きる力を育むための教育環境の充実を目的として実施するものです。 法令上、学校規模の標準は「12 学級以上 18 学級以下」とされています。一方、この標準は地域の状況等により弾力的なものであることから、区では学識経験者等を構成員とする検討委員会からの答申を踏まえ、5 教科での教員の複数配置、小学校よりも発達段階に応じて一回り大きい生徒規模(学年規模)を確保できる、学級数で 11 学級以上、生徒数で 300 人を超える規模が望ましいと考えています。区の統合の取組は、学校規模の標準を超える学校や大規模校(文部科学省の定義では 25 学級以上)をつくることを目的とするものではなく、第八中学校と第十一中学校の統合による新設中学校の学校規模も令和 7 年度時点(東京都教育人口等推計)では 11 学級を想定しています。小規模校には、きめ細やかな指導が行いやすい、意見や感想を公表できる機会を得やすい、異年齢の学習活動を組みやすいといったメリットがある反面、人間関係や相互の評価が固定化しやすい、教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある、多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しいといったデメリットが指摘されています。これまでの両校での教育活動を踏まえつつ、学校規模の適正化により小規模校のデメリットの解消を図り、新校が目指す学校像で掲げる統合後の望ましい学校規模を活かした教育活動を展開していきます。

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
32	団体	<p>第八中学校は、校地の形も広さも位置(高台にあり安全)も申し分ない、立地条件の良い中学校で、廃校にする理由がない。第八中学校を失い、しかも同時に第七中学校も失うことはこの地域の子どもたちの安全と安心を失うことである。碑文谷地域の住民には地域壊しとしか考えられない。特に、碑文谷四丁目地域にとって二校の廃校は大きな痛手である。子どものため、地域のために「統合」の中止を切に希望する。入学者が減ったから学校をなくすのは、公立校の理念に反する。国立・都立・私立中学校進学者が多いから、区立中学校に進学する子どもの不便や負担は仕方がないと目黒区は判断するのか。区立中学校に進学する子の安全で安心な学校生活を保障する義務が区にはある。子どもには権利がある。第八中学校は小さな学校ではある。しかし、小規模校ならではの良さがある。大人の目が行き届き、全ての子に出番があり、一人ひとりが大切にされている。20年前に策定した「適正規模」が「統合」の根拠と言うが、子どもに不便を強いてまで人数の多さに固執するのは、今や時代錯誤である。そして、第八中学校には、「E 組」という、一朝一夕には作り得ない財産がある。私たちは、「E 組」を地域で見守ってきた自負を持っている。目黒の宝とも言うべき「E 組」を学区の中心から周辺地域に移動させることは、インクルーシブ教育に反する。目黒の公教育が何を目指し、何に予算を充てるのか、目黒区の姿勢が問われる。コストパフォーマンスが教育の根源であってはならないはずだ。少子化に拍車のかかる今こそ、地域に根差した「血の通った教育」が、碑文谷四丁目住民の願いである。</p> <p><次ページに続く></p>	その他	<p>学校統合推進課 学校施設計画課 教育支援課 資産経営課</p>	5	<p>区立中学校統合の取組は、子どもたちの自立や将来の社会参加を見据え、生徒や教職員との関わりにおいて、発達段階に応じた多様な豊かな人間関係の広がりが得られるように学校規模の適正化を図るものであり、子どもたちが、今後の予測困難な時代、社会で生きる力を育むための教育環境の充実を目的として実施するものです。</p> <p>法令上、学校規模の標準は「12 学級以上 18 学級以下」とされています。一方、この標準は地域の状況等により弾力的なものであることから、区では学識経験者等を構成員とする検討委員会からの答申を踏まえ、5 教科での教員の複数配置、小学校よりも発達段階に応じて一回り大きい生徒規模(学年規模)を確保できる、学級数で 11 学級以上、生徒数で 300 人を超える規模が望ましいと考えています。区の統合の取組は、学校規模の標準を超える学校や大規模校(文部科学省の定義では 25 学級以上)をつくることを目的とするのではなく、第八中学校と第十一中学校の統合による新設中学校の学校規模も令和 7 年度時点(東京都教育人口等推計)では 11 学級を想定しています。小規模校には、きめ細やかな指導が行いやすい、意見や感想を発表できる機会を得やすい、異年齢の学習活動を組みやすいといったメリットがある半面、人間関係や相互の評価が固定化しやすい、教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある、多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しいといったデメリットが指摘されています。これまでの両校での教育活動を踏まえつつ、学校規模の適正化により小規模校のデメリットの解消を図り、新校が目指す学校像で掲げる統合後の望ましい学校規模を活かした教育活動を展開していきます。また、新校が目指す学校像のコンセプトの一つとして、「地域との連携」を掲げています。これまで両校が大切にしてきた、地域との連携や協力に基づいた教育活動を新校でも引き継ぎ、発展させていくよう、新校の学校づくりを進めていきます。</p> <p>「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(中央教育審議会初等中等教育分科会平成 24 年 7 月 23 日)では、「小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要である」と示されています。目黒区においては、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムの構築を基本的な考え方として、「心のバリアフリー」を目指して取組を推進しています。インクルーシブ教育システムの構築に当たっては、全ての地域で実現されるべきものであり、学校の位置が影響するものではないと考えています。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
32 続き		<p>万が一、統合になった場合、第十一中学校までの通学には、子どもによって、整備方針案に示された以上の時間がかかる。整備方針案に示された時間(最長 23 分)が実際の歩行時間とは異なることは、何人かの住民が実際に歩いて確認している(自宅から 23 分のケース、28 分のケースがあった。しかも四丁目の最も遠い地点ではない)。)。Googleマップでの検索結果や「不動産の表示に関する公正競争規約施行規則」の規定に基づいて割り出した数値が、多様な子どもの歩行時間と合致するはずがない。碑文谷四丁目から第十一中学校までの通学時間を、速く歩けない子・体力のない子や、重い荷物(ロッカーを充実すると言うが一教材を持って帰らないことで解決する問題ではない)、悪天候(近年の酷暑、豪雨、降雪は予断を許さない)、今後の感染症の発生や災害などを考慮しないで示したことは、子どもの立場に立っていないと言える。ましてや、障害を持つ子の不利益は全く度外視されている。公共交通機関を利用しようとしても、該当する交通手段が存在しないことをどう捉えているのか。また、第十一中学校の校地は、第八中学校に比べて明らかに狭く、統合後は、生徒一人ひとりに与えられる空間が大幅に減ることになる。現在に比べて、ゆとりのない校舎、グラウンド、施設となることは明白である。そういう不便・不利益を避けるために、隣接校を希望しても、第七中学校がなく、第七中学校と統合した元第九中学校の新校は遠い上に生徒数が多く、目黒中央中学校や大鳥中学校は現在でも受け入れ枠が少ない状況であり、碑文谷四丁目の子どもは、安全に楽しく義務教育を受ける権利を保障されない状況に陥る。つまり、碑文谷四丁目は子育て世代が住みにくい地域となる。また、第八中学校の跡地を、小学校の建て替え時の仮校舎として利用するという説明だが、仮校舎利用の実現性の説明が曖昧であり、建て替え完了後の計画は全く示されず、四丁目の将来がどうなるのか不明で、展望のなさに、住民は大きな不安を抱かざるを得ない。以上の理由で、統廃合に反対し、第八中学校の存続を強く要望する。</p>				<p>統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第十一中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはありませんが(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大鳥中学校よりも短い距離となります。)、令和 5 年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々意見を聴きながら、通学負担の緩和や安全の確保についての検討を進めていきます。なお、通学区域における最長地点からの通学時間については、客観的な指標として Google マップの検索結果での経路や所要時間を示していますが、複数の職員による実地踏査で経路等を確認し大きな差がないことを確認しています。また、統合により位置が変わる特別支援学級の通学負担の緩和については、従来と同様に就学奨励費の支給を行うほか、通学区域外の大鳥中学校 6 組への就学・転学を希望する場合に、客観的かつ合理的な理由がある場合に個別に対応を図るなど、保護者の方のご意見を聴きながら対応を行っていきます。</p> <p>新校舎の建設については、各敷地に関する建築基準法令等の制約は異なりますが、いずれの校地においても新校に必要な一定規模の学校施設の整備が可能で、現在の第十一中学校の校地において、統合新校整備方針で掲げる新校舎整備の基本的な視点を踏まえた施設整備を行い、魅力ある学校施設の実現に向けて取り組めます。</p> <p>統合後の跡地や跡施設について、学校施設の建て替えにおいて、工事期間中の仮設校舎を校地内に建設することは学校運営に大きな影響があります。そのため、中学校統合による跡地や跡施設を仮設校舎等として活用することは、学校施設更新を進める上で有効な手法の一つと考えています。ただし、具体的な活用やスケジュール等については今後の検討となりますので、跡地の活用にあたってはその時点の行政需要や課題を踏まえた対応を地域のご意見を伺いながら検討していきます。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
33	個人	<p>第八中学校・第十一中学校統廃合案に反対する。</p> <p>理由 1:目黒区の計画・政策として「目黒区人口ビジョン・目黒区まち・ひと・しごと総合戦略」が報告されているが、そこでは「目指すべき将来の方向」として、年少人口が増加して行く「子供を産み育てたい人の希望をかなえ、平成 52(2040)年に希望出生率(1.50)を実現する」と書かれている。私はこの方向に賛同する。しかし今回の統廃合案は年少人口の減少を前提に計画されており、「目指すべき将来」が実現したときに対応ができないと思うので、上位の政策で有る上記ビジョンを念頭に置いて計画して欲しい。</p> <p>理由 2:統廃合の根拠として「適正規模」を挙げているが、それは生徒人数、教員人数の「規模」を考慮しているだけで、教育の場としての学校組織の外側、街の「広さ＝規模」を考慮していない。生徒の広い生活動線を考慮して欲しい。</p> <p>理由 3:2020 年から始まった COVID-19 による行動制限によって、リモート授業が当たり前のこととなった。これは 1 つの中学校組織が 2 つの遠隔の校舎を使えることを示唆している。仮に教員数が少なくても、現在の ICT の技術を使えば 2 つの遠隔の校舎での学科教育の実施は可能である。物理的な統廃合をせず、組織的な統廃合として、2 つの校舎を残せば良い。最新の技術を使って計画して欲しい。</p> <p>理由 4:第八中学校と第十一中学校の学区の間には「呑川」が流れており、ハザードマップによれば 2.0～3.0Mの浸水も予想されている。第八中学校と第十一中学校の創立時には呑川は浸水をしばしば起こしており、それを考慮したのではないだろうか？第八中学校と第十一中学校は水害時の地域避難所に指定されているが、各学区の住民が浸水している「呑川」を超えて避難するのは難しい。児童・生徒が居る家庭で分散して避難することは考えにくいので、同一施設への避難となるはずである。児童・生徒を中心とした「避難所」の確保を考えて欲しい。避難所には「学校のように夜間は人が居住しない施設」が望まれると思う。2 つの校舎は残して欲しい。</p> <p><次ページに続く></p>	その他	学校統合推進課 学校施設計画課 防災課	5	<p>区立中学校統合の取組は、令和 4 年 3 月策定の「目黒区基本計画」が掲げる基本目標の一つである、「学び合い成長し合えるまち」を実現するための政策の中に位置付けられる施策となります。</p> <p>この取組は、子どもたちの自立や将来の社会参加を見据え、生徒や教職員との関わりにおいて、発達段階に応じた多様で豊かな人間関係の広がりを得られるように学校規模の適正化を図るものであり、子どもたちが、今後の予測困難な時代、社会で生きる力を育むための教育環境の充実を目的として実施するものです。</p> <p>なお、ICT 技術の活用は重要と捉え、教育委員会では学校 ICT 課を設置して様々な取組を推進していますが、同時に多様な生徒同士が直接交流する機会もそれ以上に大切と考えています。</p> <p>第八中学校の跡地や跡施設については、周辺の小・中学校の学校施設の更新時における仮設校舎としての利用や施設整備に向けた活用を検討していきます。具体的な活用については今後検討を進めていきますが、学校施設更新における跡地等として活用している期間は、これまでの学校が果たしてきた地域避難所としての役割を踏まえ、避難所として機能維持について検討をしていきます。なお、学校施設更新後の跡地活用については、現時点では、具体的な活用の見通しを立てることが難しいため、その時点の行政需要や地域防災計画を踏まえた対応を地域のご意見を伺いながら検討していきます。</p> <p>また、統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第十一中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはないことから(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大島中学校よりも短い距離となります。)、友人宅への行き来といった生徒同士の交流に支障が出るものではないと認識しています。新校では、統合によりこれまでよりも多くの友達・先生・地域関係者といった多様な人々と関わり合い、学び会う中で、新たな価値を創造する活動に重点を置いた教育活動を実践するなど、生徒が思い描く未来に向けて、道を切り拓いていく力を育てる学校を目指します。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
33 続き		<p>(意見)目黒区の児童・生徒は私立学校に通う者が多い、東京都で4位と聞いている。私は私立学校は同じ境遇にある家庭の子ども達が集まっているのではないかと考える。区立学校では、それと異なり様々な境遇の家庭の友人に出会い、友人への関心、その家族への関心を持つことが生徒の成長に非常に重要な要素になっていると思う。私も第八中学校に通ったが、何人もの友人の家に遊びに行った。学校の勉強、自分の両親からだけでなく、友人の親たちからも教わったが多かったと思う。私立では、友人の家族への関心までは育ちにくいと思う。それは通学の領域が広いから、友人の家が遠く、家族に会う機会が少ないからではないかと思う。同様のことが、区立でも起こり得る。遠いので友人の家に遊びに行かないなど。以上の理由で、区立学校の充実を希望する。本人や保護者が私立より区立を選択する、魅力ある目黒区教育を実施して欲しい。そうなった時、区立学校が足りなくならないようにして欲しい。学校内のことだけでなく、生徒を取り巻く様々な環境からの影響と目黒区の将来を考えた、教育計画の実施を願う。</p>				

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
34-1	議会	<p>教育委員会では、区立中学校適正規模等検討委員会からの中学校の適正規模・適正配置を求める答申、(平成 13 年(2001)12 月)を踏まえ、平成 15 年(2003)9 月に策定した「めぐろ学校教育プラン」の中で区立中学校の学校規模については 11 学級以上、300 人を超える学級が望ましいものとしているが、すでに答申からは 20 年が経過しようとしている。</p> <p>また、区は新校の校章や校歌などを子どもたちと一緒に作っているが、統合において一番の当事者である子どもの意見表明権が保証されたとは到底言えない。区民が行った「統合が、地域の子どもの安全と安心を守るのか、疑問と不安の解消を求める請願」に二千筆以上の署名が集まり、区に提出された。区は子ども条例を堅持し、統合ありきではない、子どもの意見を表明する場を設けよ。</p> <p>さらに、住民からも多くの疑問が出されている。適正規模の大きな焦点になっている教員の配置については、数年間は加配などを行いながら対応するとしているが、区民からの意見では単純に統合すると総合的な人数が減るのは明らかであり、教員一人が対応する生徒の人数が増え、更に一人ひとりの生徒に費やせる時間も少なくなるなどの指摘もなされた。</p> <p>統合新校整備方針案の基になる、区立中学校統合方針の内容について、国の動向にも変化がみられる。一時には、区が統合の魅力の一つとしていた、部活動のあり方において、地域移行の動きなども出てきた。方針で掲げていたことがすでになし崩しになっている。</p> <p>地域とのつながりについては、統合される側の中学校の学区域では、これまでと同様に地域のつながりを維持していくことは難しいと思われる。さらに地域避難所としての役割において距離が遠いことは望ましいことではない。</p> <p>以上を踏まえて統合整備方針案は凍結し、再度四校の建て替えも視野に入れて検討をしていくべき。</p>	その他	学校統合推進課	5	<p>法令上、学校規模の標準は「12 学級以上 18 学級以下」とされていますが、この標準は地域の状況等により弾力的なものであることから、区では学識経験者等を構成員とする検討委員会からの答申を踏まえ、5 教科での教員の複数配置、小学校よりも一回り大きい生徒数の規模を確保できる、学級数で 11 学級以上、生徒数で 300 人を超える規模が望ましいと考えています。令和 3 年 12 月の統合方針の改定に当たって、社会状況の変化やこれまでの統合の取組結果等を踏まえて検討をした結果、望ましい学校規模の考え方について変更はありません。</p> <p>子どもの意見については、統合新校整備方針の策定に当たって、令和 4 年 7 月に小学校児童・保護者向けアンケートを実施し、令和 5 年 1 月には子どもワークショップや意見募集を実施するなど様々な機会を設けて意見聴取を行っています。</p> <p>教員数についてですが、現行制度上、正規教職員の配置数は学級数で決定しています。令和 4 年度の統合対象校の学校規模は 6~7 学級となっておりますが、望ましい学級規模の学校と比較すると時間講師の担当する授業が多い指導体制となっており、教員の校務負担が大きくなる一因となっております。</p> <p>生徒数等の状況により統合後の正規教員(校長・副校長・養護教諭を除く※)一人当たりの生徒数は増える可能性はありますが、正規教員を 5 教科で複数配置、実技教科で各 1 人の配置ができるなど、学校全体で現在よりも多くの正規教員を配置することができる規模になります。このことにより、例えば、学年ごとの教科担任の配置などによる多様な教育内容の提供や、一人の生徒に対する異なった視点からの評価、同一教科の担当教員間の教科研究面においても望ましく、教員の校務負担を分散できるという効果をもたらします。また、小規模校では比較的難しい、教員や生徒に応じた弾力的な指導体制や学級編成が可能となります。</p> <p>部活動の地域移行については国の動向を踏まえながら適切に対応していきます。</p> <p>地域との関係ですが、令和 4 年度に地域・保護者・学校関係者等で構成する統合新校推進協議会を発足し、開校に向けて必要となる学校の位置や目指す学校像等の協議を進めてきました。このような、地域ぐるみでの新しい学校づくりによって、中学校が地域を、地域が中学校を改めて意識する大きな機会となったと捉えています。これまで両校が大切にしてきた、地域との連携や協力に基づいた教育活動を新校でも引き継ぎ、発展させていこう、新校の学校づくりを進めていきます。また、地域避難所につきましては、統合後の跡地や跡施設については、周辺の小・中学校の学校施設の更新時における仮設校舎としての利用や施設整備に向けた活用を検討しており、具体的な活用については今後検討を進めていきますが、学校施設更新における跡地等として活用している期間は、これまでの学校が果たしてきた地域避難所としての役割を踏まえ、避難所として機能維持について検討をしていきます。なお、学校施設更新後の跡地活用については、現時点では、具体的な活用の見通しを立てることが難しいため、その時点の行政需要や地域防災計画を踏まえた対応を検討していきます。</p> <p>※校長は学校につき 1 名、副校長は 28 学級まで 1 名、養護教諭は 25 学級まで 1 名の配置</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
34-2	議会	通学負担の緩和措置を講じるため今後検討会が設置されるとしている。子どもたちの安全と利益を第一に考えることを大前提とし、体力がない子どもなど個人の状況に対応できるよう柔軟なものにすること。第八中学校の特別支援学級が統合に当たり、第十一中学校に場所が変更になり、物理的に距離が遠くなるため、子どもたちに大きなデメリットにもなりかねない。しっかりと配慮すること。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課 教育支援課	4	統合により通学区域が広がることへの対応として、生徒の通学の負担や安全に十分配慮し、令和5年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々意見を聴きながら適切な対応を検討していきます。また、個別の事情による場合には、状況を丁寧に把握し、個に応じた適切な対応を図っていきます。また、統合により位置が変わる特別支援学級の通学負担の緩和については、従来と同様に就学奨励費の支給を行うほか、通学区域外の大鳥中学校6組への就学・転学を希望する場合に、客観的かつ合理的な理由がある場合に個別に対応を図るなど、保護者の方のご意見を聴きながら対応を行っていきます。令和4年12月に知的障害特別支援学級に通う小学校の保護者の方との意見交換会を2回開催しています。新校における特別支援学級をどのようにしていくことが望ましいか、また、目黒区内に2校ある知的障害特別支援学級において、通学の関係からどのような対応が必要かなどの意見交換を行い、今後も保護者の方と適宜意見交換をしながら考えていくこととお話させていただいています。
35	個人	実際に第八中学校から歩いてみて、距離もかなりあり高低差があり坂がきつ、毎日通うには例え中学生でも大変ではないか。	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	2	統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第十一中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはありませんが(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大鳥中学校よりも短い距離となります。)、令和5年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々意見を聴きながら、通学負担の緩和や安全の確保についての検討を進めていきます。
36-1	個人	A 既に統合された中学校においての問題点 ①「35人」の基準を満たしているものの、(基準スレスレで)生徒数が多くなり、統合前よりも一人ひとりの生徒に目配りが困難となった話を聞く。 ②部活や体育活動において体育館や校庭の利用がスムーズにいかなくなったとの話を聞く。登録数や規模はどうなるのか。 ①②を解消できるのか心配である。	2 新校が目指す学校像と開校に向けた両校の取組	教育指導課	6	<A①について> 各中学校において、生徒一人ひとりを大切にすることは、学校規模の大小に限らず取り組むべきものと考えています。また、中学校では学年所属の教員全員で生徒を見守る体制をとっており、統合により学年所属の教員の数が増加することは、より多角的に生徒を見守ることにつながると考えています。 <A②について> 部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であり、統合時の部活動の登録数や規模については現時点では確定できませんが、統合時点での生徒数や生徒の希望、担当教員の有無等の状況を踏まえて検討していきます。 例えば、部活動の数が増えた場合の練習の仕方、活動の仕方などは、統合後に顧問教員が考え、校庭を使う時間の割振りなど、学校で工夫しながら部活動を運営していくこととなります。部活動の種類や数などは、今後決定していきますが、部活動の地域移行という考え方も含めて、活発な部活動となるよう、教員が適切にサポートしながら、生徒の活動が充実するよう取り組んでいきます。

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
36-2	個人	<p>B 統合の説明会において教育委員会側のコメントが疑問である。</p> <p>①統合化によって対応できない生徒は「私立中学校」へ行ってもやむを得ない。</p> <p>②遠距離通学の生徒は自転車通学も認める、レインコートも貸し付けると聞く。</p> <p>基準を明確にすべきである。本年4月から自転車利用のヘルメット着用(努力)義務がされるが、それも補助するのか。自由が丘周辺の坂は電動バイクでも大変である。</p>	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	6	<p><B①について></p> <p>説明会において、教育委員会が統合化によって対応できない生徒は「私立中学校」へ行ってもやむを得ないといった趣旨の発言はしていません。</p> <p><B②について></p> <p>第八中学校の校地が新校の位置となる期間において、自由が丘二丁目・三丁目の一部地域及び緑が丘三丁目の一部地域においては、目黒中央中学校の開校当初の校舎(旧第六中学校)への通学における公共交通機関の交通費の補助基準に該当する「通学距離(道のり)が2kmを超え、かつ徒歩で30分を超える」ことが見込まれており、徒歩以外での通学を必要とする生徒が最適な通学方法の選択ができるよう、適切な通学負担の緩和措置を講じます。</p> <p>緑が丘三丁目の一部地域においては、公共交通機関の定期代の補助のほか、公共交通の利用によっても通学時間の短縮にはつながらないことから、車両による対応や安全性に最大限配慮した自転車利用なども選択肢とすることを想定し、生徒数が一定程度把握できる時期に対象家庭への意向を調査した上で、通学負担の緩和の具体策を決定していきます。</p> <p>いずれの緩和措置についても、令和5年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら検討を進めていきます。</p>
37-1	個人	<p>協議会の皆様におかれては丁寧に段階を踏んだ協議を行い、協議会だよりで迅速に共有して頂きありがたく、また、目黒区の子どもたちのためにとても良い方向に向かっていると思う。</p> <p>校則について、人権や多様性に配慮したものになることを望む。目黒区には外国にルーツを持つ子どもたちが多く、自然の髪に対し髪染めを強いたり、昨今話題となっている下着の色等の指定をする等のブラック校則が制定されない様に引き続き指導をお願いしたい。</p>	2 新校が目指す学校像と開校に向けた両校の取組	学校統合推進課	3	<p>令和4年12月に改定された文部科学省の「生徒指導提要」においては、校則について「児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましい」と定められました。また令和4年7月に実施した小学校児童・保護者向けアンケートにおいても、新しい学校づくりの取組の中で校則の検討に子どもを参加させたい(子どもが参加したい)のご意見を多くいただいたところです。</p> <p>これらの状況を踏まえ、両校の生徒、関係小・中学校保護者を含めた検討組織を設置し、意見を十分に聴きながら、新校の校則について検討していきます。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
37-2	個人	不登校生徒への対応について、どれだけ教職員の方々が一ひとりの生徒を大切にしているか、思春期の子ども同士の間関係により、不登校になる生徒は出てくる。他校では教室か家かの2択で保健室登校は認められていないと聞いた。この地域の子どもたちにとって、めぐろ学校サポートセンターに通うには遠く現実的に難しい。オンラインでの受講を出席扱いにしたり、教室に入れない生徒向けのSTEPルームのようなものを設置したりして、一度つまづいた生徒が再び歩き出せるような仕組みを開校当初からの設置を検討して欲しい。	4 統合の取組体制と今後のスケジュール	教育支援課	4	目黒区教育委員会では、学習支援教室「めぐろエミール」を設置し、不登校状態にある児童・生徒が、個別に学習指導を受けられたり、通級した児童・生徒同士で、協働で学習したり、体験活動を行ったりできるなど、学びの機会を確保する支援事業を行っており、本教室に通級した場合は出席扱いとすることを認めています。 また、各校では、不登校状態にある生徒と保護者が学校と相談の上、一定の条件を満たし、自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合に、校長が出席を認めています。新校でも同様の対応を行います。 STEP ルームとは、文部科学省の資料によりますと、学校に登校できなかつたり、教室に入りづらくなつたりする生徒の「居場所」として、また、少人数で楽しく会話したり、勉強を教え合ったりする活動を通して、将来の社会的自立に向けたコミュニケーションの場として活用されている校内に設置した適応指導教室のことと認識しています。 適応指導教室の設置に当たっては、必要な教室や指導する教員の確保等、様々な課題があり、教育委員会では、各校の校内に適応指導教室を設置する事業は行っていませんが、新校においては、新しい学校施設建設に向けて、個別学習や少人数学習など柔軟に対応できる環境整備を行う方向で検討を進めています。
37-3	個人	内申について、塾講師の方から話を伺ったところ、模試で良い点を取る生徒の学校の成績は、大体どの区も同じ位の学校の成績なのに、目黒区立中学校は他の区と比べて学校の成績が低いことが多いとのことである。同じ都立高校の受験を目指す時に、目黒区立中学校の生徒のみ最初から内申が低い不利な状況があるようであれば、新校だけでも他の区と遜色のない成績が付けられる様に絶対評価にする等、方策を検討して頂きたい。	2 新校が目指す学校像と開校に向けた両校の取組	教育指導課	6	各校では、学習指導要領に基づき、各教科について、知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度の3つの観点で目標に準拠したいわゆる絶対評価を行っており、新校においても同様に取り組んでいきます。

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
38	個人	<p>南部・西部地区の区立中学校の統合新校整備方針案は全面的に見直して欲しい。</p> <p>1 区立中学校の統合・廃校を望む生徒及び保護者、住民の声は大多数なのか。調査結果など判断根拠を示して欲しい。</p> <p>2 令和5年度隣接中学校希望入学制度の申込において、第八中学校は希望者数第2位で対象区域内増減率は飛び抜けており、区民に支持されている学校を潰すことは区民の意思・利益に反する。</p> <p>3 教育的見地から小規模校解消を行うのなら第一中学校が先である。適正規模にはエビデンスがないと聞く。区は小規模校にはメリットがないと考えているのか。第十一中学校は、“生徒数は200名の小規模な学校だが(令和4年4月1日現在)、小規模校ならではのメリットを生かして「確かな学力の向上」と「豊かな心の育成」を中心とした、生徒一人ひとりを大切に教育を推進している”とHPに掲げている。適正規模のメリットだけを宣伝するのではなく双方のメリット・デメリットを公平に比較し意見を聴いて欲しい。</p> <p><次ページに続く></p>	その他	学校統合推進課 教育指導課	5	<p><1 について> 統合新校整備方針の策定に当たっては、地域、保護者、学校関係者などによって構成される統合新校推進協議会において、新校の基本的な事項について様々な観点からご意見をいただきながら協議を進め、その都度区のホームページで当日資料や会議録を公開し、協議会だよりの発行などにより協議状況の周知を図ってきました。また、令和4年7月に実施した小学校児童・保護者向けアンケートでは443名の方(児童数換算での回答率約33%)からご回答をいただき、統合に対する懸念についても項目を設けていますが、統合に向けた取組について一定のご理解をいただいているものと認識しています。</p> <p><2 について> 新校の位置の決定に当たっては、統合新校推進協議会の中で様々な観点からご意見をいただきながら新校の位置とする方向性を確認した、適当な内容と考えています。</p> <p><3 について> 法令上、学校規模の標準は「12学級以上18学級以下」とされています。一方、この標準は地域の状況等により弾力的なものであることから、区では学識経験者等を構成員とする検討委員会からの答申を踏まえ、5教科での教員の複数配置、小学校よりも発達段階に応じて一回り大きい生徒規模(学年規模)を確保できる、学級数で11学級以上、生徒数で300人を超える規模が望ましいと考えています。区の統合の取組は、学校規模の標準を超える学校や大規模校(文部科学省の定義では25学級以上)をつくることを目的とするものではなく、第八中学校と第十一中学校の統合による新設中学校の学校規模も令和7年度時点(東京都教育人口等推計)では11学級を想定しています。小規模校には、きめ細やかな指導が行いやすい、意見や感想を発表できる機会を得やすい、異年齢の学習活動を組みやすいといったメリットがある半面、人間関係や相互の評価が固定化しやすい、教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある、多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しいといったデメリットが指摘されています。これまでの両校での教育活動を踏まえつつ、学校規模の適正化により小規模校のデメリットの解消を図り、新校が目指す学校像で掲げる統合後の望ましい学校規模を活かした教育活動を展開していきます。なお、第一中学校は望ましい学校規模を満たしていませんが、隣接する東山中学校及び目黒中央中学校が望ましい学校規模を維持している状況にあり、これらの隣接校との統合では望ましい学校規模を超える可能性があることから、当面は統合の対象とはしていません。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
38 続き		<p>4 11 学級の学校には 20 人の正規教職員が配置され、正規教員を 5 教科(国語・社会・数学・理科・英語)で各 2 人、音楽・美術・技術・家庭・体育(男)・体育(女)で各 1 人配置できることをメリットにしているが、校長をはじめ管理職は半減など総数としては減るのではないか、そのデメリットはないと考えているのか。メリットだけでなくデメリットもはっきり示し意見を聴いて欲しい。</p> <p>5 学校や生徒集団はモノではない。企業合併でも何十年にも影響が及ぶと聞く。社内ルール統合の難しさや新たな人間関係構築によるストレスなどがその欠点、リスクとして挙げられている。そして、学校統合に関わる現場教職員の負担は大きく、あえて統合校を希望する者は稀だと聞く。そうした負担やリスクを回避するために具体的にどのような措置を取るのか。</p> <p>6 以上を踏まえて統合・廃校をするのであれば、目黒区子ども条例に即して、子どもの声を最優先に聴き採用して欲しい。例えば標準服は必要ない。さらに「保護者の方々が標準服の買い替えが必要となった場合に、新たな負担が無いように努めていきます」と記載されているが、費用は区が負担するのではなく区民(税金)が負担するのである。行財政の効率化に反するし区民の意見も聴くべきである。</p>				<p><4 について> 現行制度上、正規教職員の配置数は学級数で決定しています。令和 4 年度の統合対象校の学校規模は 6~7 学級となっていますが、望ましい学級規模の学校と比較すると時間講師の担当する授業が多い指導体制となっており、教員の校務負担が大きくなる一因となっています。生徒数等の状況により統合後の正規教員(校長・副校長・養護教諭を除く※)一人当たりの生徒数は増える可能性はありますが、正規教員を 5 教科で複数配置、実技教科で各 1 人の配置ができるなど、学校全体で現在よりも多くの正規教員を配置することができる規模になります。このことにより、例えば、学年ごとの教科担任の配置などによる多様な教育内容の提供や、一人の生徒に対する異なった視点からの評価、同一教科の担当教員間の教科研究面においても望ましく、教員の校務負担を分散できるという効果をもたらします。また、小規模校では比較的難しい、教員や生徒に応じた弾力的な指導体制や学級編成が可能となります。</p> <p>※校長は学校につき 1 名、副校長は 28 学級まで 1 名、養護教諭は 25 学級まで 1 名の配置</p> <p><5 について> 統合に向けた取組は、両校の教職員のみで進めるのではなく、両校の教職員、関係小学校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成する開設準備委員会を設置し、委員会の中には教育計画等検討組織など検討内容に応じた組織を設置して具体的な検討を進めていきます。統合のない学校と比較すると教職員の負担は少なからずあることから、東京都の支援事業を活用し、統合初年度は統合各校 2 名、他の 2 年間は統合各校 1 名の教員加配等の人的支援を受けることや、既存の校務や校内研究等を統合に係る業務と併せることで総合的に現場教職員の負担軽減を図っていきます。また、学校と教育委員会事務局が連携を密にすることで負担やリスクを最小限に抑えることなどに取り組みます。</p> <p><6 について> 新校の学校づくりに当たっては、生徒も構成員として検討組織を設置し、意見を聴きながら検討を進めるとともに、両校の生徒や新校へ進学予定の小学校児童が広く参加できる取組となるように配慮します。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
39	個人	<p>説明会は区の都合で日程を決めるのではなく、区民が多く参加できるように日程を組んでもらいたい。オンラインも併用して欲しい。</p> <p>・自宅から第八中学校の付近まで行ったが坂道を2つも越えたら息が上がった。リュックを背負い、華奢な女子は通学だけで疲れてしまわないか、授業を受けられる体力があるか心配である。</p> <p>・交通機関を利用するに当たり、誰が痴漢対応の仕方を子どもに教えてくれるのか。学校なので携帯電話は持たせない方針だと思う。公共交通機関が遅延して遅刻になる時の対応は誰が子どもたちに教えてくれるのか。区の都合で子どもたちが犠牲になっている。もし保護者が教えるとなれば保護者にも負担がかかる。</p> <p>・公共交通機関を使用できる住所に住んでいないが、希望すれば区からの援助を受けて公共交通機関の利用ができるようにしてもらいたい。特に心配しているのは、雨や雪、ゲリラ豪雨や雷雨などの時、徒歩での登下校はとても不安である。</p> <p>・スクールバスを出して欲しい。そうすれば交通費の援助も不要、配慮が必要な生徒も安心して通学でき、保護者は安心して子どもを学校に通わせることができる。</p> <p>・以上のことから、子どもたちが安心して安全に通学ができ、区の財政の負担が少なくなることを考えると統合しない方が良い。</p>	1 新校の基本的事項	学校統合推進課	5	<p>説明会の日程については、保護者、区民等向けに対象を分けて複数日設定するとともに、様々なご家庭のニーズがあることを考慮してホームページによる説明動画の配信等によって一定の対応を図っていますが、今後の取組の説明会の日程・日時等について工夫していきたいと考えています。</p> <p>区立中学校統合の取組は、子どもたちの自立や将来の社会参加を見据え、生徒や教職員との関わりにおいて、発達段階に応じた多様で豊かな人間関係の広がりを得られるように学校規模の適正化を図るものであり、子どもたちが、今後の予測困難な時代、社会で生きる力を育むための教育環境の充実を目的として実施するものです。</p> <p>第八中学校の校地が新校の位置となる期間において、自由が丘二丁目・三丁目の一部地域及び緑が丘三丁目の一部地域においては、目黒中央中学校の開校当初の校舎(旧第六中学校)への通学における公共交通機関の交通費の補助基準に該当する「通学距離(道のり)が2kmを超え、かつ徒歩で30分を超える」ことが見込まれており、徒歩以外での通学を必要とする生徒が最適な通学方法の選択ができるよう、適切な通学負担の緩和措置を講じます。</p> <p>様々な個別の事情もありますので、そうした点も踏まえながら検討していきますが、他の区立中学校との整合や、子どもの自立への影響などの観点なども踏まえながら、令和5年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら適切な通学負担の緩和措置を具体的に検討していきます。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
40-1	個人	<p>「どのような目黒区の中学校教育を目指すのか」、数十年前に国が打ち出した「適正規模」を基本根拠としている点で説得力がない。区としての独自のビジョンを持つべきである。人口増えない、生徒数増えない、古い「適正規模」を正とする、…あまりに受動的である。</p> <p>通学困難者がいることを絶対に無視しないで欲しい。体力に恵まれない子、体調が芳しくない時、荷物の多い子、冬の暗い帰り道、朝から酷暑の夏、強風・豪雨などで毎日平気で通えるか。最後の1人まで見捨てないで欲しい。一義的な距離などが判断基準でなく、「この通学はつらい」と思われる子たちは車を回すなど、それくらいするべきだ。朝は一緒でも帰りの時間はバラバラなど、それも汲み取ってしっかり家へ送って欲しい。ましてや、何らかの障害のある子であれば、なおさら通学負担を増やさないで欲しい。</p> <p>なお、反対している方々はたくさんいる。もう統廃合ありきで進められているが反対者の声を聴いて欲しい。ビジョンが見えないのに箱物の計画が進んでいるとは大変驚きである。</p> <p>一辺倒の「住民の声」以外、いろんな視野を持った人たちがおり、新しい声を聴いて欲しい。</p>	その他	学校統合推進課	4	<p>区立中学校統合の取組は、子どもたちの自立や将来の社会参加を見据え、生徒や教職員との関わりにおいて、発達段階に応じた多様で豊かな人間関係の広がりが得られるように学校規模の適正化を図るものであり、子どもたちが、今後の予測困難な時代、社会で生きる力を育むための教育環境の充実を目的として実施するものです。</p> <p>法令上、学校規模の標準は「12 学級以上 18 学級以下」とされています。一方、この標準は地域の状況等により弾力的なものであることから、区では学識経験者等を構成員とする検討委員会からの答申を踏まえ、5 教科での教員の複数配置、小学校よりも発達段階に応じて一回り大きい生徒規模(学年規模)を確保できる、学級数で 11 学級以上、生徒数で 300 人を超える規模が望ましいと考えています。統合による新校においては、これまでの両校での教育活動を踏まえつつ、学校規模の適正化により小規模校のデメリットの解消を図り、新校が目指す学校像で掲げる統合後の望ましい学校規模を活かした教育活動を展開していきます。</p> <p>また、統合による新校の通学区域の広さ、通学の距離については、建て替えによる新校舎建設後の現在の第十一中学校の位置に通学する場合、現在の他の中学校の通学区域と比べても広過ぎるということはありません(通学区域の最長地点からの距離は、現在の第一・第十・第十一中学校とほぼ同等であり、目黒中央・大鳥中学校よりも短い距離となります。)</p> <p>なお、第八中学校の校地が新校の位置となる期間において、自由が丘二丁目・三丁目の一部地域及び緑が丘三丁目の一部地域においては目黒中央中学校の開校当初の校舎(旧第六中学校)への通学における公共交通機関の交通費の補助基準に該当する「通学距離(道のり)が 2km を超え、かつ徒歩で 30 分を超える」ことが見込まれており、徒歩以外での通学を必要とする生徒が最適な通学方法の選択ができるよう、適切な通学負担の緩和措置を講じます。</p> <p>令和 5 年度に設置する検討組織の中で、生徒や保護者、地域の方々の意見を聴きながら、通学負担緩和や安全確保についての検討を進めていきます。</p> <p>新校の学校づくりに当たっては、統合新校推進協議会や各検討組織などを通じて、生徒や保護者、地域の方々からのご意見を聴きながら検討を進めていきます。</p>

番号	区分	意見・質問(要旨)	項目	所管	対応区分	回答・検討結果
40-2	個人	<p>新校の目指す学校像の説明があったが、統廃合しないと実現不可なものではなかった。「この統廃合を絶好の機会と捉え、公立中学校教育・子どもたちの3年間をこんなに良くしよう」との意気込みに欠けていることが何よりの不安材料だ。公立中学校に来る子どもたちとその家庭は、区営住宅に暮らす家庭から、親も目黒区で生まれ育ち公立中学で学んだ家庭など様々だと思う。「区営住宅に暮らす子を輝かせよう！」などと思って欲しい。</p> <p>今まで以上にビジョンのある区立中学校を目指して欲しい。目黒区で新しい試みをしてみてはいかがか。私立に行かせるより区立学校に行かせようと思ってもらえる教育にできないか。区営住宅に暮らす子ども、障害(=個性)のある子どもを輝かせる目黒区に、進学校を目指す子は塾など行かなくてもその力が付くようにして欲しい。理想をもって取り組んで欲しい。</p>	2 新校が 目指す学校像と 開校に向けた 両校の取組	教育指導課	3	<p>統合により、これまでよりも多くの友達や教員、広がった通学区域の地域の方々など、多様な人々と接し、力を合わせて活動に取り組むことができ、生徒一人ひとりが多面的・多角的な視点をもつことができるものと認識しています。</p> <p>新校の学校づくりに当たっては、これまでの良き校風や伝統、教育活動を継承しつつ、これからの学校教育に求められていることを取り入れながら、望ましい学校規模を生かした「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」を目指しています。</p> <p>また、将来的には新校の良き取組を、新校以外の区立中学校にも展開していくことで、区立中学校の魅力にもつなげていきます。</p>

以 上

新しい学校づくり子どもワークショップ 実施結果について

実施日時：令和5年1月14日（土）14：00～15：30
 会場：平町児童館 地下1階多目的スペース
 参加者：第七中学校、第八中学校、第九中学校、第十一中学校に進学予定の
 小学5・6年生

当日の内容

1 統合新校整備方針案の概要の説明について

「第七中学校と第九中学校」、「第八中学校と第十一中学校」の統合による新校開校に向けたスケジュールと今後の取組内容などについて説明しました。



2 小学校と中学校のちがい～元中学校校長先生のおはなし～

統合の前例である目黒中央中学校の元中学校校長先生から、「中学校の1日」「中学校の授業」「部活動」「生徒会活動」など、小学校と中学校の違いについて説明しました。

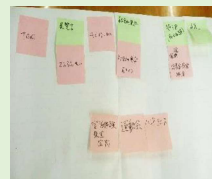


3 ワークショップ

「第七中学校・第九中学校に進学予定のグループ」、「第八中学校・第十一中学校に進学予定のグループ」に分かれて、以下のお題について意見交換をしました。

①自己紹介・学校紹介

異なる小学校から集まった児童たちの緊張を和らげるアイスブレイクとして、グループごとに、それぞれ1分間で自己紹介・学校紹介を行いました。



②自分の学校で一番好きな行事は？それはなぜ？ 中学校にいったらこんなことにチャレンジしたい！

自分が通っている小学校の好きな行事や、中学校に行ったらチャレンジしたいことなどをグループごとに意見交換し、児童同士の交流を深めました。また、出し合った意見を模造紙にまとめました。

③新しくできる学校はどんな学校にしたい？

統合してできる新しい学校について、どんな学校にしたいのか、グループごとに自由にアイデアを出し合いました。その後、出し合った意見を分類し、模造紙にまとめました。

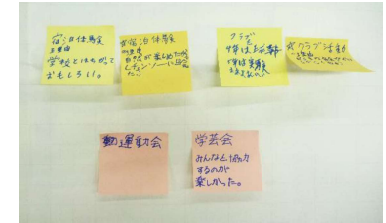


4 意見共有

グループごとに話し合った内容を発表し、共通点や異なる意見などを全体で共有しました。

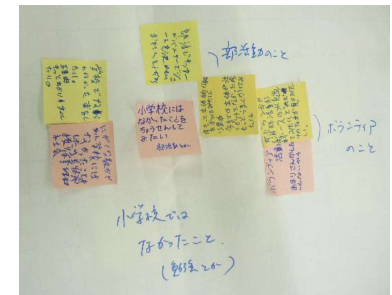
自分の学校で一番好きな行事は？それはなぜ？

- ・学芸会（みんなと協力するのが楽しかった）
- ・宿泊体験（自然が楽しめるから）
- ・クラブ活動



中学校にいったらこんなことにチャレンジしたい！

- ・小学校ではなかったこと
小学校にはなかった教科（美術や技術）
小学校にはなかったことに挑戦したい
- ・部活動
サッカーやバスケットボールでシュートを決めてみたい
立体的な絵を描いてみたい
- ・ボランティア活動
あまり参加したことがないからやってみよう
消防活動をやってみよう



新しくできる学校はどんな学校にしたい？

給食

バイキングができる
おでんを出す

施設

エスカレーターをつける
校庭が広いと良い
ドリンクバーをつける

行事

避難訓練をちゃんとやる
部活を発表する会
マイタイムを20分

先生

優しく元気な先生

タブレット・スマホ

スマホ、ゲームを持って行っている

勉強

宿題を少なくする

学校全体

みんなが行きやすい
楽しい学校



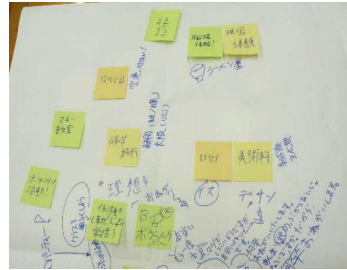
自分の学校で一番好きな行事は？それはなぜ？

- ・社会科見学
- ・宿泊体験（ごはんがおいしいから）
- ・展覧会（1年間たくさん作品を作って飾るから）
- ・学芸会
- ・プール開き（みんなで遊べるから）



中学校にいったらこんなことにチャレンジしたい！

- ・修学旅行 静岡、大阪に行きたい
- ・勉強 小学校にはなかった教科（美術や技術）
- ・校外学習 空港に行きたい
- ・職場体験 ラーメン屋に行きたい
- ・ボランティア活動
- ・部活動
- ・スキー教室



新しくできる学校はどんな学校にしたい？

部活動

新しい部活を作りたい
(ボクシング部)

給食

今より自由で色々な給食
を出してほしい
(昔の給食、リクエスト給食、
ラーメン等)

学校環境

校庭は芝生がいい

行事

飛行機を使った修学旅行
マラソン大会
文化祭

制服

制服を作りたい

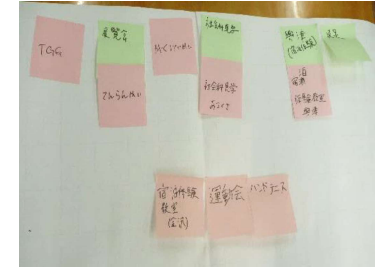
システム

全員の意見を聞く
意見を言う機会が
ある



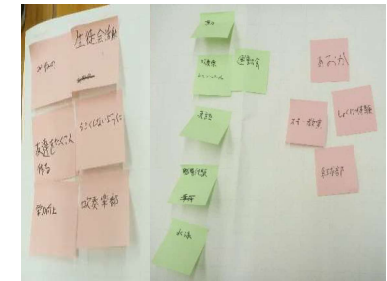
自分の学校で一番好きな行事は？それはなぜ？

- ・社会科見学（浅草に行った）
- ・運動会
- ・展覧会
- ・学芸会
- ・宿泊体験（金沢、興津に行った）



中学校にいったらこんなことにチャレンジしたい！

- ・勉強 小学校にはなかった教科（英語）
学力向上
- ・部活動 卓球部
水泳部
吹奏楽部（トランペット）
- ・生徒会活動
- ・友だちをたくさん作る
- ・スキー教室
- ・運動会
- ・職場体験



新しくできる学校はどんな学校にしたい？

自然豊かな学校

植物がたくさんある
花壇がいっぱい
ビオトープがある

動物

動物を飼って
命の大切さを学べる

お菓子

お菓子を持っていきける

交流

もっと他の中学校と
交流できる

時間

登校時間を遅くする
(下校時間は遅めでいい)

施設

エレベーターをつける

きれいな環境

トイレがきれい（全部洋式）
机やすいがきれいで、
勉強に集中できる

印象がいい

明るい学校
思いやりのある人達で
いっぱいにする

